

平成 27 年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見

外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について

いわき市包括外部監査人
公認会計士 富樫 健一

第1章	総論	2
第1	包括外部監査の概要	2
1	包括外部監査の種類	2
2	選定した特定の事件	2
3	外部監査の対象期間	2
4	外部監査の実施期間	2
5	特定の事件を選定した理由について	2
6	包括外部監査の方法	3
7	監査対象外郭団体等	3
8	外部監査の補助者	3
9	利害関係	4
第2	包括外部監査の監査結果	5
1	監査の結果について	5
第2章	外郭団体における財務事務と経営管理	29
第1	公益財団法人いわき市国際交流協会	29
1	団体の概要	29
2	監査の結果及び意見	33
第2	公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団	41
1	団体の概要	41
2	監査の結果及び意見	51
第3	一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター	67
1	団体の概要	67
2	監査の結果及び意見	73
第4	一般財団法人いわき市公園緑地観光公社	82
1	団体の概要	82
2	監査の結果及び意見	93
第5	公益財団法人いわき市潮学生寮	103
1	団体の概要	103
2	監査の結果及び意見	106
第6	公益財団法人いわき市教育文化事業団	120
1	団体の概要	120
2	監査の結果及び意見	128
第7	いわき市土地開発公社	141
1	団体の概要	141
2	監査の結果及び意見	143
第3章	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	151
1	現状分析	151
2	担当部署の役割	151
3	参考：決裁文書	152

第 1 章 総論

第 1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

外郭団体等の財務事務の執行及び経営管理について

3 外部監査の対象期間

原則として平成 26 年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

平成 27 年 8 月 11 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

5 特定の事件を選定した理由について

いわき市（以下、「市」という。）では、包括外部監査人が「いわき市外部監査契約に基づく監査に関する条例」により監査可能な外郭団体は現在 20 団体となっている。外郭団体は産業の振興や福祉の増進等、市の行政目的達成のために設立された団体であり、市行政機能の補完的、代替的な役割を担っている。

このような状況の中、市では新・いわき市総合計画「ふるさと・いわき 21 プラン」後期基本計画（計画期間 平成 23 年度～平成 32 年度）を策定し、「公社等の外郭団体については、新たに導入される公益法人制度への対応や、指定管理者制度の公募の拡大など、社会経済情勢の変化を念頭に置き、外郭団体との連携を図りながら運営の健全化とその在り方の見直しを図ります。」との方針を示している。また、外郭団体のあり方の見直しの取組として、「外郭団体の経営改善」及び「外郭団体のあり方の見直し」を掲げている。

当該計画に基づき経営改善や見直しを推進している外郭団体の現状に対して、外郭団体の財務

事務及び経営管理について、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から監査を行うとともに、外部の視点からのさらなる見直しの必要性などの検討を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

外郭団体等の事務の執行等について、法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて外郭団体で管理している関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象外郭団体等

公益財団法人 いわき市国際交流協会
公益財団法人 いわき市社会福祉施設事業団
一般財団法人 いわき市勤労者福祉サービスセンター
一般財団法人 いわき市公園緑地観光公社
公益財団法人 いわき市潮学生寮
公益財団法人 いわき市教育文化事業団
いわき市土地開発公社

監査対象とした外郭団体等については、原則としていわき市の出資100%の法人等を対象とした。

8 外部監査の補助者

公認会計士	満	山	幸	成
公認会計士	渡	部	和	俊
公認会計士	井	上	雄	介
公認会計士	小	山		暢
公認会計士試験合格者	中	鉢	政	彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘事項	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、平成28年2月末現在の判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
公益財団法人いわき市国際交流協会				
1	財務諸表の作成が適切に行われているか			33
	<p>(有価証券について)</p> <p>➤財務諸表に対する注記及び財産目録において有価証券の記載金額が誤っている。</p> <p><今後留意すべき点></p> <p>財務諸表、財産目録を作成する場合には、基本財産として保有する有価証券(国債)については取得価額とし、基本財産の内訳も併せて表示すべきである。</p>	○		33
	<p>(国債の保有について)</p> <p>➤国債の保有について、満期まで所有する意思が明確となっていないにも係らず、満期保有目的の債券に基づく会計方針が明示されている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>満期まで所有する意思を明確にしておくべきである。</p> <p>➤新たに取得した国債における額面価額との差が金利調整になっているかどうかを確認しておくことが必要である。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>金利調整である場合は、償却原価法を適用する必要がある。</p>		○	34
2	財務事務の執行が適切に行われているか			36
	<p>(基本財産/有価証券(国債)について)</p> <p>➤国債に係る償還時の会計処理を行っていない、また証券会社預け金が簿外資産となっている等実態を表していない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>①国債の償還時には、会計処理を行うべきである。</p> <p>②証券会社からの国債購入に当たって、買付価額との差額がある場合は、適切に処理すべきである。</p>	○		36
	<p>(消費税について)</p> <p>➤消費税が納付時の費用処理となっており、発生主義となっていない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>消費税課税年度の費用処理とすべきである。</p> <p><今後対応すべき事項></p> <p>消費税の計算を顧問税理士に依頼しているが、計算結果の入手時期を早めるか、自ら計算できるようにしておくことが必要である。</p>		○	37
	<p>(賞与引当金について)</p> <p>➤賞与引当金の計上を検討すべきである。</p>		○	37

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p><今後対応すべき事項> 支給対象期間を明確にする等、独自に賞与計算が算定できるように準備を進めるように検討して頂きたい。</p>			
	<p>(法人県民税について) ➤法人県民税の減免申請を行っていないが、現状では特に問題ない。</p>	-	-	38
3	経営管理が適切に行われているか			38
	<p>(決裁文書について) ➤決裁文書である起案書の施行予定・決裁・施行・完結に関する日付、文書の記号・番号が空欄となっている。 <今後留意すべき事項> 起案書は、決裁文書であり、決裁日を明確にすべきである。</p>		○	39
	<p>(公告について) ➤公衆の見やすい場所に掲示していることから、特に問題はない。</p>	-	-	39
	<p>(規程の不整合について) ➤会計規程で準用している庶務規程の該当条数が不整合となっている。 <今後対応すべき事項> 規程の改定が必要である。</p>		○	40
	<p>(公開情報の更新について) ➤ホームページに「寄付行為」が情報公開されていた。 <現状> 監査人からの指摘を受け、既に更新されていることを確認した。 ➤ホームページのプロフィールが未更新となっていた。 <現状> 監査人からの指摘を受け、既に更新されていることを確認した。</p>	○	○	40
				法人区分計
		4	5	
公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団				
1	財務諸表の作成が適切に行われているか			51
	<p>(財務諸表の整合性について) ➤貸借対照表内訳表と正味財産増減計算内訳表が不整合となっている。 <今後留意すべき事項> 会計処理漏れにより発生している。今後、財務諸表間で一致すべき事項の確認を徹底するように取り組まれない。</p>	○		51
	<p>(貸借対照表内訳表について) ➤法人内部の債権債務に該当する内部貸借取引の消去が行われていない。 <今後留意すべき事項> 貸借対照表内訳表に「内部取引消去」欄を設けるとともに、内部貸借取</p>		○	52

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>引管理用の勘定科目で管理する方法を検討すべきである。</p> <p>➤貸借対照表内訳表の法人会計（現金預金）の残高がマイナス表示となっている。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>内部取引勘定（収益事業会計勘定、公益目的会計勘定）を設け、相殺欄で内部取引消去したうえで、預金残高を表示する対応が必要である。</p>			54
	<p>（財務諸表に対する注記について）</p> <p>➤現在の財務諸表には、注記が記載されていない。特に重要な会計方針の記載をしていないのは、問題である。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>公益法人会計基準に沿って、重要な会計方針、その他の財務諸表に対する注記の記載が必要である。</p>	○		55
	<p>（財産目録について）</p> <p>➤保有国債の銘柄別記載が1銘柄となっているが、実際には2銘柄あり、不正確な開示である。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>金融機関から「債券お預かり通帳」等の資料に基づいて、適切な開示が必要である。</p>		○	55
2	財務事務の執行が適切に行われているか			55
	<p>（請求書の不備について）</p> <p>➤請求書に日付が記載されていないため、費用の発生時期を客観的に把握することが困難となっている。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>請求書を受取る際に、日付が入っていることを確認する必要がある。</p>		○	56
	<p>（試算表と財務諸表の金額の相違について）</p> <p>➤試算表の現預金残高と貸借対照表の残高金額が相違している。翌年度の支払入力が、当年度の試算表に反映されていることにより発生していた。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>年度更新処理を適切に実施するとともに、貸借対照表は、試算表から作成されるため、一体として保存することが必要である。</p>		○	56
	<p>（金種別内訳票について）</p> <p>➤金種別内訳票が鉛筆書きとなっている場合がある。また、随時廃棄している。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>金種別内訳票は、不正改ざんを防止するために、ボールペンにより作成し、残高確認者（作成者）がその都度サイン（押印）するとともに、一定期間保存することが必要である。なお、経理処理上の基本的なルールを取</p>		○	56

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	り決め、順守が重要となる。			
	<p>(日常の資金管理について)</p> <p>➤法人本部から福祉部門、障害者生活介護センターへの小口現金の授受に際して、受領印等がない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>現金の授受には、出納簿等を作成し、受領印を受けておくことが必要である。</p> <p>➤ディーサービス事業の出納簿は、欄外に現金不足のメモ書きがある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>出納簿には実際の入出金額を記載し、現金過不足には、別途管理簿を作成し、顛末を管理すべきである。</p>		○	57
	<p>(物品管理について)</p> <p>➤備品は、現物が確認できない、現物がない、規格が異なるなどが散見される。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>①備品台帳の整備し、備品管理票の貼付を進めた上で、定期的な現物確認が必要である。また、遠方での保管については、実地調査結果を法人本部へ送付させて確認する必要がある。</p> <p>②会計規程上に、物品の現物確認、現物管理票の貼付が条文化されていないため、合わせて検討が必要である。</p>	○		57
	<p>➤過去に取得した物品で現在の固定資産計上基準を超過している物件がある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>①現状の資産計上基準で固定資産に計上することが必要であるが、実情に合わない場合は、規程の改定が必要である。</p> <p>②現在リース資産が増加していることから、リース資産台帳の作成も検討する必要がある。</p>		○	58
	<p>(本来の目的で使用されていない施設について)</p> <p>➤いわき市健康・福祉プラザ館において、シャワー室を倉庫に転用している。倉庫の保管状況は適切であった。</p>	—	—	58
	<p>(修繕について)</p> <p>➤いわき市健康・福祉プラザ館内において、一部修繕を要する部分がある。</p> <p><今後対応すべき事項></p> <p>一定額以上の維持補修については、いわき市との協議が必要である。</p>		○	59
	<p>(賞与引当金について)</p> <p>➤賞与引当金は計上していない。</p> <p><今後留意すべき事項></p>		○	59

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	期末日現在で、期末手当等の支給対象職員が、引き続き在職することを前提に、冬季支給日からの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。			
	(その他の固定資産について) ➤いわき市より無償譲受した資産について減価償却を実施していない。 ＜今後留意すべき事項＞ ①金額基準、長期間利用又は所有することから減価償却が必要である。 ②無償譲受の価格決定の経緯に関する資料が整理されていない。取得・除売却に係る資料は、適切に保管すべきである。		○	60
	(税理士法人との契約について) ➤返金額については、未収計上すべきであった。 ➤業務委託契約における、一部業務の未履行（過去の委託料の修正）による一部返金について、事業収益で計上している。 ＜今後留意すべき事項＞ 本来は返金額を未収計上するとともに、雑収入として計上すべきである。		○	60
3	経営管理が適切に行われているか			60
	(決裁について) ➤月額リース料を基準に庶務規程を適用し館長決裁としている。 ＜今後留意すべき事項＞ 実態としてファイナンス・リースであることから、リース料総額に基づいて、適切な決裁権限者（理事長）による決裁が必要である。 ➤リース契約先変更の際に、承諾依頼書や確認事項の覚書などの書類の授受を行っていない。物品受領書日付と起案書日付が同日となっている。 ＜今後留意すべき事項＞ 形式的な決裁ではなく、より慎重な決裁制度を維持する必要がある。		○	61
	(リース資産の決裁について) ➤起案書に決裁日が記載されていないケースが散見される。 ＜今後留意すべき事項＞ 決裁文書の決裁日はもれなく記載する必要がある。		○	62
	➤契約日に対して事後決裁されているケースが見受けられる。 ＜今後留意すべき事項＞ 事後決裁は問題である。今後事後決裁とならないようにする必要がある。	○		
	(消費税申告書について) ➤申告期限内に申告したことを確認する根拠資料が保管されていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 税務申告終了後、電子申告書の控となる受信完了通知やメール詳細の提供を税理士法人に依頼すべきである。		○	62

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	(税務調査結果の共有について) ➤平成18年度から導入された指定管理者制度により、施設管理受託収入が施設を持たない単体契約として、第二種社会福祉事業にみなされなくなった。 ＜今後留意すべき事項＞ 他の外郭団体において、同様の指摘がないように情報共有が必要である。		○	62
	(いわき市健康・福祉プラザについて) ➤クアハウス、宿泊とも収支がマイナスの状況となっている。 ＜今後留意すべき事項＞ 特にクアハウスについては、施設の維持存続のために、財務内容の分析、経費削減策を検討し、将来計画を策定するなど抜本的な対策が必要である。		○	62
	法人区分計	4	16	
一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター				
1	財務諸表の作成が適切に行われているか			73
	(貸借対照表の表示について) ➤前年度データについて、前払金が計上漏れとなっている。 ＜今後留意すべき事項＞ 財務諸表の作成に当たっては、十分に注意することが必要である。	○		73
	➤固定資産の基本財産の表示科目について、内訳記載されていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 中科目「投資有価証券」として内訳の記載が必要である。		○	
	(財産目録について) ➤表示科目に誤字が見受けられる。 ＜今後留意すべき事項＞ 財務諸表作成の際に記載内容の確認強化が必要である。		○	74
	➤特定資産に計上されている利付国庫債券が、額面額となっており、取得価額との差額が流動資産に計上されている。 ＜今後留意すべき事項＞ 特定資産に計上する金額は、実際の取得価額で計上すべきである。	○		
	(財務諸表に対する注記について) ➤重要な会計方針における、有価証券の評価基準及び評価方法が時価法となっているが、実態を反映していない。 ＜今後留意すべき事項＞ 実際の有価証券の評価基準及び評価方法は、時価法となっていないため、償却原価法に記載を変更すべきである。	○		74
	➤満期保有目的債券の時価の算定が誤っており、評価損益についても正しく注記されていない。		○	75

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p><今後留意すべき事項> 時価情報を調査し、時価及び評価損益を適切に開示すべきである。</p>			
	<p>(附属明細書について) ➤附属明細書と財務諸表に対する注記で開示が重複している。 <今後留意すべき事項> 明瞭表示の観点から記載省略を検討すべきである。</p>		○	75
2	財務事務の執行が適切に行われているか			75
	<p>(会計規則の不整合について) ➤会計規則で規定している備品台帳に関する規定に整合性がない。 <今後留意すべき事項> 規程の改定が必要である。</p>		○	76
	<p>(年度末における資金残高の確認状況について) ➤売上日計表の現金棚卸額で現金の実在性を確認しているが、売上日計表の作成者、承認者が明示されていない。 <今後留意すべき事項> 売上日計表は、重要な決算資料としても位置付けられるため、作成者、承認者の明示が必要である。</p>		○	76
	<p>➤金融機関からの残高証明書と帳簿残高が相違しているが、照合上の差異が調整されていないため、残高証明書の入手に意味がない。 <今後留意すべき事項> 預金は、通常資産、基本財産、特定資産と多岐にわたり運用しているため、預金残高照合表を作成する必要がある。</p>	○		
	<p>(日常の資金管理状況について) ➤窓口訪問者が、電話代、コピー代として支払った料金相当額が簿外現金となっている。 <今後留意すべき事項> 簿外現金による不正使用がないように受入処理をする必要がある。 ➤未使用領収書の発行者印が印刷済となっている。 <今後留意すべき事項> 不正使用されないようにするための改善が必要である。</p>	○		77
	<p>(物品管理について) ➤備品台帳の記載欄に空欄が目立つ状況にある。 <今後留意すべき事項> 記載欄は、責任の所在を明確にするとともに、現物照合をする際の情報としても重要な情報を記載するべきであるため、適切に記載すべきである。</p>		○	77

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>➤備品台帳に高額な備品が登載されているが、固定資産に計上しなかった理由とは言えない状況である。</p> <p><今後留意すべき事項> 固定資産計上基準を明確にし、固定資産台帳での管理が必要である。</p> <p>➤備品の標識がなく、定期的な物品調査が未実施の状況であり、会計規則に違反した対応である。</p> <p><今後留意すべき事項> 早期に是正すべきである。</p>	○		77
	<p>➤リース資産が増加傾向にあるため、今後、台帳の整備を検討する必要がある。</p>	—	—	78
	<p>(リース取引について)</p> <p>➤過去に多額のリース契約が締結されている。</p> <p><今後留意すべき事項> 今後、新規のリース契約締結時には、重要性を勘案し会計基準に沿った検討が必要である。</p>		○	78
	<p>(賞与引当金について)</p> <p>➤賞与引当金は計上していない。</p> <p><今後留意すべき事項> 期末日現在で、期末手当等の支給対象職員が、引き続き在職することを前提に、冬季支給日からの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。</p>		○	78
3	経営管理が適切に行われているか			79
	<p>(公告について)</p> <p>➤公衆の見やすい場所に掲示していることから、特に問題はない。</p>	—	—	79
	<p>(管理施設の改修等の負担について)</p> <p>➤改修費の負担について協議しているが、協議した文書が残されていない。</p> <p><今後留意すべき事項> 今後、協議したことを明確にするために文書は保存しておく必要がある。</p>		○	80
	<p>(公益法人会計基準について)</p> <p>➤会計規則で適用する公益法人会計基準の制定時期が一貫していない。</p> <p><今後留意すべき事項> 同一の基準に基づいた処理するために、会計規則の見直しが必要である。</p>		○	80
	<p>(労働福祉会館会議室の稼働状況について)</p> <p>➤時間当たりの稼働率があまりにも低調である。</p> <p><今後留意すべき事項> 時間当たりの稼働率が向上するように、積極的な利活用方法の検討が必要である。</p>		○	81

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	(債権管理について) ➤売掛金・未収入金の入金消込が総額管理となっている。 ＜今後留意すべき事項＞ 今後は個別の回収管理が必要である。		○	81
	法人区分計	6	13	
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社				
1	財務諸表の作成が適切に行われているか			93
	➤リース取引の処理方法について、所有権移転外ファイナンス・リースは、通常の賃貸借処理としている。 ＜今後留意すべき事項＞ 今後新たにファイナンス・リース取引契約を締結した場合は、重要性が乏しい場合を除いて売買処理による必要がある。		○	93
2	財務事務の執行が適切に行われているか			93
	(資金管理について) ➤さはこの湯の売上日計表について、平成 27 年 12 月 1 日以前は作成者・確認者の記載がなく、報告書として重大な不備がある。 ➤売上代金の管理についても問題がある。 ＜今後留意すべき事項＞ 売上日計表は、決算上の重要な資料であり、責任の所在を明らかにする必要があるとともに、売上代金の管理についても法人本部から積極的改善の指示が必要である。	○		94
	➤さはこの湯は、発売を中止した休憩券について、返金中であるが、返金準備つり銭が比較的多額にある。 ＜今後留意すべき事項＞ 資金は法人本部が管理すべきである。また、回収未使用券の管理も不正防止の観点から対応を図るべきである。 ➤勿来関文学歴史館で現金を保管している金庫のダイヤルが固定した状態となっている。 ＜今後留意すべき事項＞ 現金を管理するには不適切であるため、金庫を更新する、夜間金庫を利用する等の方法を再度検討する必要がある。 ➤上荒川公園では、11 月分の小口現金使用明細書が未作成となっていた。 ＜今後留意すべき事項＞ 今後は適時に作成すべきである。		○	95
	(領収書の管理について) ➤翌年度使用予定分の領収書を当年度に使用しているため、領収書の連番管理に不備が見られた。		○	95

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>➤領収書控に担当者印がないため、発行者を特定できない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>領収書の使用ルールを明確にするとともに、領収書控には発行担当者が押印すべきである。</p>			
	<p>(固定資産台帳の管理方法について)</p> <p>➤いわきグリーンスタジアムでは、固定資産整理票が貼付されていないため、「公社購入固定資産一覧表」と現物を客観的に整合させることは困難な状況である。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>①「公社購入固定資産一覧表」及び「固定資産説明書」は固定資産整理票が貼付されている現物との一致を確認すること、帳票間の整合性を確認することが必要である。</p> <p>②固定資産の購入、処分等の管理を単一の帳票で管理することを検討する必要がある。</p>	○		96
	<p>➤さはこの湯では、組織再編により移管された物件で公社購入固定資産一覧表に登載していない物件がある。公社購入固定資産一覧表の登載状況を再度確認されたい。</p>	—	—	96
	<p>(固定資産整理票の貼付について)</p> <p>➤いわきグリーンスタジアム、さはこの湯では固定資産整理票の未貼付物件があり、会計規程に違反している。</p> <p>➤いわきグリーンスタジアムでは、一部の固定資産については、固定資産台帳への登載漏れもあった。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>固定資産台帳と現物の関連性が管理できなくなるため、固定資産整理票を貼付し管理する必要がある。</p>	○		97
	<p>➤上荒川公園では、備品について、管理シートが未貼付となっている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>管理シートの貼付が必要である。</p>		○	98
	<p>(固定資産の管理について)</p> <p>➤平新川駐車場として登載されている耐火金庫は、法人本部の事務室で資料保管金庫として設置されている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>現在の保管場所である法人会計の固定資産として記載すべきである。</p> <p>➤企業交流会館のトレーニングルームには、使用していない機器等がある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>今後使用予定のない機器については、撤去を検討すべきである。</p>		○	98

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	(駐車場回数券の売上について) ➤平新川駐車場事業については、販売時に全額収益に計上されている。 ＜今後留意すべき事項＞ 年度末においては、先行売上計上とならないように調整する必要がある。		○	99
	(販売品の棚卸について) ➤さはこの湯の販売品については、売上数量の正確な確認ができていない。 ➤会計規程には、棚卸に関する事項の記載がなく、現地の判断に依存している状況である。 ＜今後留意すべき事項＞ 規程の整備、棚卸確認表の作成、在庫数の確定、払出数量の把握、売上金額との照合が必要である。		○	100
	(賞与引当金について) ➤賞与引当金は計上していない。 ＜今後留意すべき事項＞ 支給対象期間が明確となっていることから、冬季賞与支給日から期末日までの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。	○		100
3	経営管理が適切に行われているか			101
	(公告について) ➤公衆の見やすい場所の掲示をホームページと読み替えて対応している。 ＜今後対応すべき事項＞ 定款の変更を検討することが必要である。		○	101
	(決裁書類について) ➤工業団地管理事業について、いわき市との契約について、一括して決裁を受けているが、決裁日欄が空欄である。また、決裁者の区分が個別の契約金額で判断している。 ＜今後留意すべき事項＞ ①決裁日の記載が必要である。 ②取引の性質上、同一起案書で決裁を受けることが適切な場合は、総額で決裁者を区分して決定する必要がある。		○	101
	➤工業団地管理事業の協定書締結の起案書に決裁日が記載されていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 決裁日の記載が必要である。		○	101

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	(いわき平競輪場選手宿営運営業務の受託に関する決裁について) ▶起案書の決裁日欄が空白となっている。 ▶委託契約の内容が宿泊単価、食事単価であり、個別に判断したため決裁印は事務局長が最終権限者となっている。 <今後留意すべき事項> ①決裁日の記載が必要 ②決裁権限者は、委託契約の総額で判定することが必要	○		102
	法人区分計	6	9	
公益財団法人いわき市潮学生寮				
1	財務諸表の作成が適切に行われているか			106
	(長期借入金の長短区分について) ▶貸借対照表の借入金残高が全額長期借入金として計上されている。 <今後留意すべき事項> 一年内返済予定長期借入金は流動負債に計上する必要がある。		○	106
	(受取補助金について) ▶学生寮の運営に必要な補助金の全額が公益目的事業に計上されているが、補助対象経費の一部である支払利息は法人会計に計上されており、対応関係が十分図られていない。 <今後留意すべき事項> 対応関係が明確になるように処理すべきである。		○	107
	(正味財産増減計算書内訳表について) ▶正味財産増減計算書内訳表の一部の金額が法人会計の寮運営事業収益に区分計上されている。 <今後留意すべき事項> 原則として全額公益目的事業会計に計上すべきである。		○	107
	(財産目録の表記等について) ▶財産目録に記載の普通預金の名称が相違している。 ▶普通預金残高が零であり、未使用の口座がある。 <今後留意すべき事項> 名称相違については、修正すべきである。また、未使用口座については、今後の使用予定がなければ、資金管理の安全性を考慮し、預金口座の閉鎖を検討する必要がある。		○	107
2	財務事務の執行が適切に行われているか			107
	(資金管理について) ▶長期借入金の残高証明書発行が10月となっている。 <今後留意すべき事項> 決算に当たって残高証明書の入手が必要である。		○	108

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>➤潮学生寮から送付された領収書は、宛名の記載がないものが散見される。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>領収書の宛名は必要である。レシートについても現地責任者が押印し、使用者を特定することが必要である。</p>			
	<p>➤舎監との資金決済は、差額補充法を採用することによる送金手数料の軽減を検討する必要がある。なお、資金は、法人本部の訪問者が持参する場合もあるが、現地で引渡の確認する証跡がなく、不明瞭な取引となる可能性がある。</p>	-	-	108
	<p>(除却処理した固定資産について)</p> <p>➤除却処理したにも係らず使用中の固定資産がある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>除却処理については、使用状況を十分に学生寮へ確認し、法人本部職員が巡回時に再確認する等、管理体制を強化する必要がある。なお、当年度に除却処理した資産については、改めて資産計上するとの回答であった。</p>	○		109
	<p>➤未使用居室 212 号室は、本棚が 1 人分不足している。床の損傷が進んでいる。現在使用中のほとんどの部屋で同様の状態であるとの説明を受けた。</p> <p>➤未使用居室 101 号室は、備品は 2 人分あり、個室への用途変更に際しては、改修費用（廃棄代等も含めて）が多額となる可能性がある。</p> <p>修繕や用途変更、新規購入支出については、今後の経営計画（方針）との関係が大きく係ってくるため、早急に対策を検討する必要がある。</p>	-	-	110
	<p>(固定資産の管理区分相違について)</p> <p>➤卓球室は、現在の使用状況が異なっている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>財産目録上、適切な管理区分に名称変更する必要がある。</p>		○	110
	<p>➤厨房器具は柄がない、油が付着している等、衛生上、防火上の観点から、買替えを検討すべきである。</p> <p>➤物置内部は整理整頓されているが、長期間使用していない物品が散見された。不要物品については、廃棄処理等の対応を図る必要がある。</p>	-	-	111
	<p>(館内の管理状況について)</p> <p>➤学生寮内部については、予算を考慮し、計画的な修繕が必要である。</p>	-	-	111
	<p>(固定資産の管理について)</p> <p>➤固定資産、備品には物品管理シールの貼付がなく、固定資産管理台帳との照合が困難な状況であり、学生寮自治会所有物との区分が不明である。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>今後、規程を改訂し、容易に現物確認できる管理体制とする必要がある。</p>		○	112

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	(現物照合について) ➤現物調査した書類が保管されていない。固定資産除却処理の誤りからも、現物調査したとは言い難い状況である。 ＜今後留意すべき事項＞ 現物調査し、固定資産台帳の整備を必要がある。	○		112
	(固定資産台帳の区分について) ➤建物には、給排水衛生設備等の附属設備が、全て一体で計上されている。 ＜今後留意すべき事項＞ 新規取得固定資産は、区分計上が必要である。		○	112
	(修繕費について) ➤浴槽等改修工事は、その金額が多額であること、浴槽自体を取替更新していることから、更新した資産を資本的支出として資産計上すべきである。また、食堂エアコンについても、取替更新であり、資産計上すべきである。 ＜今後留意すべき事項＞ 資本的支出に該当するものは、資産計上は行うべきである。	○		113
	(管理費/消耗品費について) ➤公益財団法人の目的と直接関連性のない法人税に関する書籍を購入し、加除支出も行っている。 ＜今後留意すべき事項＞ 購入に際しては、法人の事業にとって必要か否かを十分に検討し、購入を決定する必要がある。なお、他団体等での活用を検討し、転用が困難な場合は、廃棄を検討する必要がある。	○		113
	(ガソリン代について) ➤当法人は車両運搬具を保有していないが、ガソリン代や駐車料金が発生している。 ＜今後検討すべき事項＞ 現行の取扱いは取り止める方向で検討することが必要である。		○	113
	(租税公課：福島県に対する均等割の免税申請の可否について) ➤いわき市と川崎市に対しては、市民税の減免申請を提出しているが、県民税の減免申請は未提出となっていない。福島県財務事務所に確認した結果、減免申請は必要ないとの回答であり、現行の対応でも特に問題はない。	-	-	114
	(会計ソフトについて) ➤会計規程においては、総勘定元帳を作成することになっているが、データ上でのみ存在している状態となっている。また、会計ソフトは財務諸表作成機能も含まれていると思われるが、財務諸表は Excel で作成している。 ＜今後留意すべき事項＞ 会計規程に沿って、作成した帳票書類は印刷して保管すべきである。	○		114

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
3	経営管理が適切に行われているか			114
	(情報開示について) ▶活動状況、運営内容、財務資料を積極的に公開するものとする規定されているが、対外的な情報発信は行っていない。また、現行の定款では、公告の方法を「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」と規定しているが、現行では掲示していないことから、現行の定款規定に抵触している。 <今後留意すべき事項> 公衆の見やすい場所での掲示が必要である。また、今後はホームページの開設、財務情報等の情報開示を検討する必要がある。	○		115
	(補助金について) ▶潮学生寮は、毎年修繕費が6百万円程度発生しており、運営費補助金の約70%程度を占めている。 <今後留意すべき事項> 建物の築年数から、今後も相当額の修繕費が発生することは明らかであることから、修繕費の増加に見合う補助金の増額申請を検討する必要がある。		○	115
	(入寮数の減少について) ▶平成24年度以降は、80%程度の入寮率、平成27年度においては、66%程度まで減少している。 <今後留意すべき事項> 入寮数の減少に対しては原因分析を行い、入寮者の確保に努めることが必要である。		○	117
	(寮費について) ▶平成26年度の「学生寮食材費返還額一覧表」では、全体の欠食率は25.4%と高く、個人別では欠食率70%を超える者も散見される。 <今後留意すべき事項> 健康の維持、確保には、欠食率を低める方策が必要となる。更に他の学生寮も参考にして、返金制度を基本的に見直すことを検討すべきである。		○	117
	法人区分計	6	12	
公益財団法人いわき市教育文化事業団				
1	財務諸表の作成が適切に行われているか			128
	(投資有価証券の貸借対照表計上額について) ▶基本財産である投資有価証券の額面超過支出額をその他固定資産に区分経理している。 <今後留意すべき事項> 基本財産は、購入支出額で計上すべきである。		○	128

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>(満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、評価損益の記載について)</p> <p>➤満期保有目的の債券に関する注記について、帳簿価額が前年度と同額となっており、評価損益が誤っている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>償却計算表からの転記ミスにより発生しているため、注記金額の記載には十分注意する必要がある。</p>	○		129
2	財務事務の執行が適切に行われているか			129
	<p>(資金管理について)</p> <p>➤法人本部から各事業所への支払経費設定額の追加送金時期については明確な定めがない。期中では、事務処理の煩雑さばかりでなく、小口現金の管理自体に不透明さが残る。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>資金の設定額の見直し、設定額への調整時期を月単位に変更することを検討すべきである。</p> <p>➤残高試算表と小口現金残高の内訳額が不一致となっている部門がある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>不一致については、部門間の入繰ではあるため、決算に当たっては、現地での支出票に対する上席者の内容確認を徹底し、差異を調整する必要がある。</p>		○	130
	<p>➤生涯学習プラザの日々の現金残高について、金種別に残高を確認した書類が作成保管していない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>日々の現金残高は、現金過不足が生じるリスクがあり、現金有高表により残高を確認する作業は、資金管理上の基本的な手続きである。日々、金種別に残高を確認した書類を作成し、上席者による確認を受ける手続きが必要である。</p> <p>➤生涯学習プラザには簿外現金がある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>今後現金過不足が発生した場合は、速やかに調査の上、会計処理すべきである。</p>	○		
	<p>➤暮らしの伝承郷の売上日報、金銭受渡票に担当者の押印漏れが散見される。また、金銭受渡票の確認者名が無記載となっているケースがある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>各資料を十分に確認の上、館長印を押印する必要がある。</p>		○	131

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>➤草野心平記念文学館では、報告資料で入場者数・物販数の作成者が特定できない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>日々の取引における重要な報告資料であり、責任の所在を明らかにするために、担当者（作成者）の押印は必要である。</p>			
	<p>（領収書の管理について）</p> <p>➤法人本部では書損じの際に領収書（正）が綴られていないもの、事前に社印が押印されているものがある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>領収書発行台帳の作成、書損じ等の使用マニュアルの整備し、管理を徹底することが必要である。</p> <p>➤生涯学習プラザの領収書冊数は、受払一覧表で管理しているが、残冊数の確認を実施していない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>領収書による不正を防止するためにも定期的に、残数を確認した旨を受払一覧表に付記する等の確認方法を検討する必要がある。</p> <p>➤暮らしの伝承郷では、領収書の管理台帳を作成しているが、残冊数を定期的に確認していない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>残冊数の定期的な確認が必要である。</p> <p>➤草野心平記念文学館では受払管理簿が未作成である。また、現在使用している市販領収書を通査した結果、最後尾（3組）の領収書（正）がなく、無記入の領収書（控え）のみが綴じられていた。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>不正使用を防止するために、使用マニュアルの作成等の管理強化も必要である。</p>		○	131
	<p>（切手、印紙の管理について）</p> <p>➤法人本部では受払記録簿が種類（金種）ごとの受払区分になっておらず、実在額と受払記録簿が即時に照合できない状況にある。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>受払記録簿の様式を変更するか、少なくとも定期的に、確認者が照合印を付し、随時、上席者が査閲することで対応すべきである。</p> <p>➤生涯学習プラザの切手、印紙の現物と台帳金額との照合印がない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>切手、印紙の受払管理台帳は、定期的に現品との照合を行い、照合印を付し、上席者のチェックを受ける必要がある。</p>		○	131

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>➤暮らしの伝承郷では切手が不足し、代わりに現金が保管されていた。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>切手と現金を区分した会計処理すべきである。なお、切手・印紙を本来の目的以外に払い出す行為は、処理の煩雑さだけでなく不正の温床となりかねないことから、現金取引は厳に慎むべきである。</p> <p>➤草野心平記念文学館の受払簿は、照合時の担当者による押印がない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>照合時に担当者（作成者）の押印が必要である。</p>			
	<p>(物品管理について)</p> <p>➤法人本部の減価償却内訳見込書に固定資産計上基準未満の資産が記載されている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>固定資産計上基準の遵守には、十分に留意する必要がある。</p> <p>➤法人本部のカメラは、使用可・使用不可のものが混在している。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>使用可・使用不可を適切に区分し、使用不可のカメラは別保管し、修理あるいは処分を検討すべきである。</p>		○	132
	<p>➤長期間未使用の測量機器（セオドライト）および塩素イオン濃度測定器があった。定期的な物品調査を実施し、資産の使用状況を把握し、今後の使用予定がない場合は、廃棄等の検討をすることが管理上求められる。</p>	—	—	134
	<p>➤考古資料館に設置されている多数の物置を視察したが、物品管理シートの貼付がないため、減価償却費内訳見込書で特定できなかった。物品管理シートの貼付を検討し、減価償却費内訳見込書との照合を実施して頂きたい。</p>	—	—	134
	<p>➤平成7年度購入のパソコン一式は所在不明となっている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>引き続き現物確認調査を行い、実態を明らかにする必要がある。</p>	○		134
	<p>➤生涯学習プラザにおいて、現品確認した結果、市所有物件の特定ができなかった。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>備品台帳には、学習プラザに所有するものと市所有のものを区分して作成すること、資産管理ナンバーシールを貼付すること、その上で、定期的に現品チェックを実施することが必要である。</p>		○	

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>➤暮らしの伝承郷の備品台帳には廃棄済み資産が多数記載されており、備品を確かめたが、資産ナンバーシールは貼付されていない。この為、当該備品が市に帰属するものか、当事業団に帰属するものか不明瞭となっている。実在する資産の確認が煩雑となっている。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>除却済み資産は備品台帳の別区分に記載し、あるべき備品を定期的に確認する必要がある。</p>		○	135
	<p>➤草野心平記念文学館において現地視察を実施した結果、市に帰属するものと、当事業団に帰属するものの区分が備品台帳上で不明となっている。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>備品については、資産管理ナンバーを設定し、シールを貼付する等の対応が必要である。</p>		○	135
	<p>➤草野心平記念文学館の屋外坂道に敷設された木造階段について、腐食している部分が見受けられるため、修繕が必要である。なお、修繕については、指定管理業務に係る基本協定書において、1件10万円未満であれば、当事業団単独で修繕することが可能であるが、1件10万円以上の場合、市と協議が必要である。</p>	—	—	135
	<p>➤草野心平生家では、備品台帳により、現品確認を実施した結果、すべて確認した。</p>	—	—	135
	<p>(固定資産台帳の管理について)</p> <p>➤法人本部の固定資産台帳、備品台帳が更新されておらず、現在新規に作成されていない。定期的な現物照合も実施していない。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>会計規程第36条では、固定資産台帳の管理を規定しているが、現在の対応は規程に反しており問題である。</p>		○	135
	<p>(耐用年数について)</p> <p>➤パーソナルコンピュータの減価償却について、耐用年数の適用誤りがある。</p> <p>＜今後留意すべき事項＞</p> <p>耐用年数などの償却に関する基礎的な情報については、常に注意を払う必要がある。</p>		○	136
	<p>(リースについて)</p> <p>➤生涯学習プラザではリース契約によるパソコンが多数あり、簡易な施錠がなされている。パソコン台数とリース金額から判断すると、リース台帳の作成を検討されたい。</p>	—	—	136

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	<p>➤生涯学習プラザではリースの支払い契約は単年度賃貸借契約となっているが、「賃貸借期間に関する覚書」で 60 か月解約不能等の規定があり、ファイナンス・リースとなっている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>新公益法人制度に対応する「平成 20 年会計基準」では所有権移転外ファイナンス・リースであってもリース資産計上が求められている。</p>		○	136
	<p>(賞与引当金について)</p> <p>➤賞与引当金は計上していない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>期末日現在で、期末手当等の支給対象職員が、引き続き在職することを前提に、冬季支給日からの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。</p>		○	136
3	経営管理が適切に行われているか			137
	<p>(庶務規程について)</p> <p>➤いわき市といわき市教育文化事業団との覚書締結の際に、決裁者が同一人物のとき(いわき市教育文化事業団の理事長と、いわき市副市長)双方に記名捺印する対応となっている。これは、自己契約になり望ましくない。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>今回は、職員の継続雇用と職権に係る覚書であり、いわき市にも当事業団にも不利益にならないが、本来は、双方代理に関する規程を設け、自己契約及び双方代理とならないようにする必要がある。</p>		○	137
	<p>(福島県いわき海浜自然の家における修繕費に係る決裁について)</p> <p>➤修繕費に係る決裁を 1 件当たりの見積額で判定している。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>指定管理者としての契約からすれば、蓄電池交換を 1 件の取引として、福島県と支出財源の負担について協議する必要がある。</p>		○	138
	<p>(契約書日付後の決裁について)</p> <p>➤一部の業務委託について、契約書日付後に決裁されている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>契約等の重要な業務は、起案書の決裁日以降に契約すべきである。</p>	○		139
	<p>(公告について)</p> <p>➤主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で公告を行っており、特に問題ない。</p>	—	—	139
	<p>(決裁日付について)</p> <p>➤リース契約に関する決裁について、起案書の決裁日が空欄となっている。</p> <p><今後留意すべき事項></p> <p>決裁日が明確となって初めて契約を開始すべきであり、起案書の決裁日</p>		○	139

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	空欄は問題である。			
	(完成工事物受領書の日付について) ➤完成工事物受領書に日付の記載がない。外部取引における最終段階での日付は、計上時期の問題だけでなく、取引事実に係るものであり問題である。 ＜今後留意すべき事項＞ 今後、完成工事物受領書を入手する際には、日付を確認する必要がある。		○	139
	法人区分計	5	16	
いわき市土地開発公社				
1	財務諸表の作成が適切に行われているか			143
	(重要な会計方針の注記について) ➤過去から重要な会計方針の注記が記載されていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 完成土地等、開発中土地等については、棚卸資産の評価基準及び評価方法、工具器具備品については、固定資産の減価償却方法について注記を記載する必要がある。	○		144
	(附属明細書について) ➤附属明細書の完成土地等明細書の記載内容が年度間で連続性が図られていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 年度間の連続性が図られていないことについて説明が必要である。		○	144
2	財務事務の執行が適切に行われているか			144
	(事業原価について) ➤処理方法を変更しているが、原則として会計処理方法を変更する場合は、明確な理由が必要であり、継続性の原則に違反している。 ＜今後留意すべき事項＞ 会計方針を変更する場合は、合理的な理由が必要である。	○		145
	(残高証明書の入手について) ➤金融機関からの残高証明書が適時に入手されていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 決算作業を適切に行うという観点から、4月に取引銀行から残高証明書は入手しておくべきである。		○	145
	(残高のない預金口座について) ➤残高証明書を入手していない。 ＜今後留意すべき事項＞ 当該預金口座を使用するかどうか検討し、使用しない場合は、早急に解約すべきである。なお、使用を継続する場合には、期末日現在の残高証明		○	145

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	書を入手し、確認することが必要である。			
	(借入金の返済について) ➤借入金 3 契約のうち、金利の低い 2 契約を先行して返済している。 ＜今後留意すべき事項＞ 経済性の観点からは、返済により金利が軽減される方を選択すべきである。借換等柔軟に対応ができる金融機関がある可能性もあることから、将来の資金負担を軽減させる検討は必要であった。		○	145
	(収入調定書について) ➤収入調定書の調定No.伝票No.の記載がない。出納員、分任出納員、審査係の押印がない場合がある。 ＜今後留意すべき事項＞ 今後、経理処理マニュアルに沿って採番するか、経理処理マニュアルを見直す必要がある。		○	146
	(支出負担行為何兼支出命令書について) ➤支出命令No.伝票No.の記載がない。 ＜今後留意すべき事項＞ 経理処理マニュアルに沿って採番するか、経理処理マニュアルを見直す必要がある。		○	146
	(試算表の作成について) ➤会計規程第 10 条では試算表を作成することになっているが、現在は作成されていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 適正な経理処理が求められる。	○		146
	(決算伝票の起票について) ➤減価償却費については決算伝票を起票しておらず、会計規程に反している。 ＜今後留意すべき事項＞ 決算伝票の起票が必要である。	○		146
	(物品管理について) ➤固定資産に計上されている器具備品（耐火金庫）について、現物確認を実施し、現物を確認した。	—	—	146
	(支払利息の原価算入について) ➤売却価額には借入金完済される平成 28 年度までの支払利息を含めて算定している。一方事業原価については、平成 26 年度までの支払利息までが原価算入されており、対応していない。 ＜今後留意すべき事項＞ 期間損益が適切に反映されないことになる。本来は、売却時に将来発生		○	146

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘 事項	意見	
	することが確実な事業原価相当額は、計上する必要がある。			
	(使用価値のない角地について) ➤駐車場の角地に使用価値のない土地がある。 ＜今後留意すべき事項＞ 今後の管理業務の維持・対応等を考慮すると、早期の処分を検討すべきである。		○	147
	(開発予定地について) ➤道路計画の中断で土地開発譲渡が遅れているものが、2区画ある。今後における道路計画の動向に留意が必要である。	—	—	147
3	経営管理が適切に行われているか			147
	(登記について) ➤登記簿謄本が適時に入手されていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 登記の事実を確認するためにも登記簿謄本は適時に受領しておく必要がある。 ➤監事が登記されていない。 ＜今後留意すべき事項＞ 監事は役員であること、土地開発公社と理事との利益が相反する事項については、監事が代表するとなっていることから、監事を登記すべきか否かについては、再度検討されたい。		○	148
	(土地造成事業について) ➤東日本大震災の発生に伴い、平成23年5月から応急仮設住宅用地として福島県に無償貸与している。今後、仮設住宅が撤去となり、空き地ができることを想定し、現時点から将来の販売計画を計画しておく必要がある。	—	—	149
	(公有地取得事業「小名浜港背後地整備事業用地取得事業」の予算計上について) ➤公共用地等取得事業委託書において、市の買戻しは平成28年度の一括であったことから、分割して売買することは想定していない ＜今後留意すべき事項＞ 償還財源による収支取引と土地売買取引の損益取引を明確にして予算を策定すべきである。		○	149
		法人区分計	5	9
		区分計	36	80

本文中に、【指摘事項】と【意見】を表記しているが、同質の内容については、1件として取り扱っているため、上記の件数とは整合していない。

第2章 外郭団体における財務事務と経営管理

第1 公益財団法人いわき市国際交流協会

1 団体の概要

(1) 事業概要

所管部署	市民協働課
設立目的	<p>「世界に開かれた国際都市いわき市」をめざし、市民主体の積極的な国際交流活動を促進することにより、世界各国との相互理解と友好親善を深めるとともに、地域活性化の促進並びに市民の多文化共生意識の醸成を図ることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際交流にかかる情報の収集、調査研究及び相談 2 国際交流にかかる情報の提供、広報活動及び講演会等の開催 3 国際交流団体との連携・調整 4 国際交流活動への支援 5 国際友好姉妹都市との交流 6 市内在住外国人との交流 7 国際化イベントの企画・実施 8 その他目的を達成するために必要な事業
設立年月日	平成4年3月30日
事業内容	<p>実施事業</p> <ol style="list-style-type: none"> I 多文化共生社会の推進 <ol style="list-style-type: none"> 1 国際理解教育推進事業 多文化共生社会の実現のため、市民意識の醸成を図り、地域の担い手を育成するため、市内で各種講座等を開催 2 多文化共生相談事業 多文化共生に関する相談窓口を設置し、多文化共生相談員による相談を随時実施。また、外国人出身者が参加しやすいテーマを取り上げて、やさしい日本語による説明や託児のサービスをつけた「生活相談会」や「国際理解講座」を開催 II 市内居住外国人に対する生活支援 <ol style="list-style-type: none"> 1 市内在住外国出身者への「コミュニケーション支援」 2 市民自らが係わる「国際交流ボランティア」の募集・登録を行い、ボランティア活動に必要な知識を教授する研修会の開催や活動の機会を創出。また、会員の自主活動の側面支援「オーダーメイドプラン」を実施 III 多言語化と情報発信 <ol style="list-style-type: none"> 1 多言語化事業 市公式ホームページ等多言語化翻訳員2名を設置し、市公式ホームページの多言語化、市行政分野における通訳・翻訳 2 広報事業 IV 関係機関等との連携・協力

	1 関係機関との連携 2 その他期間との連携 3 国際協力活動の推進
出資・出損状況	指定正味財産 96,050 千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合） 96,050 千円（100%）
沿革	平成 4年3月 財団法人 いわき市国際交流協会 設立
	平成 25年4月 公益財団法人いわき市国際交流協会へ移行

(2) 運営状況・財政状態

① 運営状況

(単位:円)					
科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	120,196	240,100	240,185	240,246	240,305
② 特定資産運用益	19,819	3,408	5,092	4,679	4,667
③ 受取入会金	134,500	79,500	176,500	165,500	236,000
④ 受取会費	730,500	846,500	843,500	824,000	867,500
⑤ 事業収益	15,357,450	12,641,323	13,898,257	13,318,725	13,698,795
⑥ 受取補助金等	3,354,000	3,354,000	3,354,000	3,354,000	3,354,000
⑦ 受取負担金	992,550	156,000	327,500	306,000	491,500
⑧ 受取寄付金	3,150	0			
⑨ 雑収益	123,025	72,264	98,249	99,506	80,585
経常収益計	20,835,190	17,393,095	18,943,283	18,312,656	18,973,352
(2) 経常費用					
① 事業費	15,344,972	13,175,512	17,360,495	16,812,894	16,874,798
② 管理費	4,169,937	4,361,930	2,162,323	1,160,664	1,180,552
経常費用計	19,514,909	17,537,442	19,522,818	17,973,558	18,055,350
当期経常増減額	1,320,281	△ 144,347	△ 579,535	339,098	918,002
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,320,281	△ 144,347	△ 579,535	339,098	918,002
一般正味財産期首残高	2,400,109	3,720,390	3,576,043	2,996,508	3,335,606
一般正味財産期末残高	3,720,390	3,576,043	2,996,508	3,335,606	4,253,608
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	96,050,000	96,050,000	96,050,000	96,050,000	96,050,000
指定正味財産期末残高	96,050,000	96,050,000	96,050,000	96,050,000	96,050,000
III 正味財産期末残高	97,770,390	99,626,043	99,046,508	99,385,606	100,303,608

- 平成 24 年度以降、事業収益が増加し、平成 25 年度から経常増減額がプラスに転じ安定的な事業活動運営状況となっている。
- いわき市からの補助金は、3,354,000 円で一定額となっている。
- 平成 25 年度に公益財団法人に移行したことにより、法人会計に係る経常費用が管理費として計上されている。

②財産の状況

(単位:円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	3,349,974	3,231,143	2,042,775	1,591,334	2,754,974
未収金	0	760,263	0	414,000	0
前払金	196,630	0	0	0	0
流動資産合計	3,546,604	3,991,406	2,042,775	2,005,334	2,754,974
2 固定資産					
(1) 基本財産					
有価証券(国債)	79,901,440	79,901,440	79,901,440	79,901,440	79,901,440
基本財産引当預金	501,710	741,810	981,995	1,222,241	1,462,546
基本財産合計	80,403,150	80,643,250	80,883,435	81,123,681	81,363,986
(2) 特定資産					
国際交流推進基金	16,050,000	16,050,000	16,050,000	16,195,609	16,200,276
国際交流推進基金振替支出	132,430	135,838	140,930	0	0
特定資産合計	16,182,430	16,185,838	16,190,930	16,195,609	16,200,276
(3) その他の固定資産					
ソフトウェア		314,160	240,240	166,320	92,400
その他の固定資産合計		314,160	240,240	166,320	92,400
固定資産合計	96,585,580	97,143,248	97,314,605	97,485,610	97,656,662
資産合計	100,132,184	101,134,654	99,357,380	99,490,944	100,411,636
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	141,184	1,270,844	107,271	0	0
前受金	0	3,000	3,000	6,000	9,000
預り金	220,610	234,767	200,601	99,338	99,028
流動負債合計	361,794	1,508,611	310,872	105,338	108,028
2 固定負債					
固定負債合計	0	0	0	0	0
負債合計	361,794	1,508,611	310,872	105,338	108,028
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
地方公共団体補助金	96,050,000	96,050,000	96,050,000	96,050,000	96,050,000
指定正味財産合計	96,050,000	96,050,000	96,050,000	96,050,000	96,050,000
(うち基本財産への充当)	(80,000,000)	(80,000,000)	(80,000,000)	(80,000,000)	(80,000,000)
(うち特定資産への充当)	(16,050,000)	(16,050,000)	(16,050,000)	(16,050,000)	(16,050,000)
2 一般正味財産	3,720,390	3,576,043	2,996,508	3,335,606	4,253,608
(うち基本財産への充当)	(403,150)	(643,250)	(883,435)	(1,123,681)	(1,363,986)
(うち特定資産への充当)	(132,430)	(135,838)	(140,930)	(145,609)	(150,276)
正味財産合計	97,770,390	99,626,043	99,046,508	99,385,606	100,303,608
負債及び正味財産合計	100,132,184	101,134,654	99,357,380	99,490,944	100,411,636

➤ 財産の状況については、平成22年度以降大幅な変動は見られない。

③市との取引関係

(単位:円)

平成26年度に実施した事業	補助金	委託料
運営費	3,354,000	
日本語普及事業		1,531,159
多文化共生相談員設置業務		6,081,222
公式HP多言語化事業		6,086,414

(3) 主要事業の概要（平成 26 年度）

① 多文化共生社会の推進

国際理解教育推進事業：多文化共生社会の実現のため、市民意識の醸成を図り、地域の担い手を育成するため、市内で各種講座等を開催

多文化共生相談事業：多文化共生に関する相談窓口を設置し、多文化共生相談員による相談を随時実施。また、外国出身者が参加しやすいテーマを取り上げてやさしい日本語による説明や託児サービスを付けた「生活相談会」や「国際理解講座」を開催

② 市内居住外国人に対する生活支援

市内居住外国人への「コミュニケーション支援」：日本語教室の実施、日本語支援ボランティアの養成

市民との協働：市民自らが係わる「国際交流ボランティア」の募集・登録を行い、ボランティア活動に必要な知識を教授する研修会の開催や活動の機会を創出。また、会員の自主活動の側面的支援「オーダーメイドプラン」を実施

③ 多言語化と情報発信

多言語化事業：市公式ホームページ等多言語化翻訳員 2 名（韓国語、中国語）を設置し、市公式ホームページの多言語化、市行政分野における通訳・翻訳

広報事業：会報の発行、パソコン教室

④ 関係機関等との連携・協力

関係機関との連携：いわき地球市民フェスティバルへの参加、「帰国・多国籍児童生徒等関係団体連絡会議」への参加、「市国際交流協会ネットワーク会議」への参加、「相談員研修会」への参加

その他機関との連携：防災講座、「いわき太平洋・島サミット 2015 分科会」、関連事業への参加

国際協力活動の推進：国際協力活動について啓蒙するため、身近にできる国際交流活動の推進として、市民より古切手、使用済みプリペイドカード、書き損じのはがきなどを収集し、国際協力団体へ送付

⑤ 賛助会員

年度	23	24	25	26
個人会員（名）	230	258	244	283
うち新規会員（名）	26	45	47	72
前年比（%）	65	173	104	153
個人会員会費収益（円）	690,000	774,000	732,000	849,000
家族会員（名）	4	4	5	3
前年比（%）	100	100	125	60
家族会員会費収益（円）	6,000	6,000	7,500	4,500
団体会員（団体）	23	24	25	25
うち新規会員（団体）	0	4	2	2
前年比（%）	50	400	50	100
団体会員会費収益（円）	230,000	240,000	250,000	250,000

2 監査の結果及び意見

(1) 財務諸表の作成が適切に行われているか

① 制度等

公益法人が作成しなければならない財務諸表について、「公益法人会計基準」では以下のように規定している。

「公益法人会計基準」より抜粋

第1 総則

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

② 実施した手続き

監査人は、財務諸表が適切に作成されていることを確認するため、担当部署へのヒアリング、関連資料の閲覧及び財務諸表間の照合を実施した。

③ 監査の結果

（有価証券について）

国際交流協会では、基本財産として有価証券（国債）が計上されている。当該国債は、証券会社から購入しているが、新発債ではないこと、売買参考統計値ではあるが、時価があることから、財務諸表を作成するに当たっては、公益法人会計基準、公益法人会計基準注解などにより表示、開示が詳細に定められている。

1) 財務諸表に対する注記及び財産目録

基本財産を計上している場合には、増減明細、財源別内訳、有価証券を保有している場合の評価を財務諸表に注記する必要があるが、財務諸表の注記は誤っている。また、有価証券に関連して財産目録の記載金額も誤っている。【指摘事項】今後、財務諸表を作成する場合には、十分に注意する必要がある。

<注記：基本財産及び特定資産の明細/基本財産及び特定資産の増減額及びその残高>

（現状）

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券（国債）	79,901,440	0	0	79,901,440
基本財産引当預金	1,222,241	240,305	0	1,462,546
小計	81,123,681	240,305	0	81,363,986

（参考：あるべき表示）

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
有価証券（国債）	79,600,438	0	0	79,600,438
預け金	399,562	0	0	399,562
基本財産引当預金	1,222,241	240,305	0	1,462,546
小計	81,222,241	240,305	0	81,462,546

国債の額面と取得価額の差額は、証券会社への預け金となっているため、内訳の記載が必要である。

<注記：基本財産及び特定資産の財源等の内訳/基本財産及び特定資産の財源等の内訳>

(現状)

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に該当する額)
基本財産				
有価証券(国債)	79,901,440	(79,901,440)	—	—
基本財産引当預金	1,462,546	(98,560)	(1,363,986)	—
小計	81,363,986	(80,000,000)	(1,363,986)	—

(参考：あるべき表示)

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に該当する額)
基本財産				
有価証券(国債)	79,600,438	(79,600,438)	—	—
預け金	399,562	(301,002)	—	—
基本財産引当預金	1,462,546	(98,560)	(1,363,986)	—
小計	81,363,986	(80,000,000)	(1,363,986)	—

国債の額面と取得価額の差額は、証券会社への預け金となっているため、内訳の記載が必要である。なお、(現状) 当期末残高は正しく計上されていない。詳細については、財務事務の執行に関する基本財産/有価証券(国債)についてを参考のこと。

<注記：満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益>

(現状：平成27年3月31日公表データ)

(単位：円)

科目	帳簿価格	時価	評価損益
基本財産	80,000,000	80,104,000	104,000
92 5年国債			
合計	80,000,000	80,104,000	104,000

(参考：帳簿価格を修正した結果の評価損益)

(単位：円)

科目	帳簿価格	時価	評価損益
基本財産	79,600,438	80,104,000	503,562
92 5年国債			
合計	79,600,438	80,104,000	503,562

現在の注記情報は、帳簿価格が額面金額となっていることから帳簿価格が誤っていると同時に、評価損益が正しく表示されていない。満期保有目的債券は、満期まで保有することを要件として時価評価を要しない会計処理となっている。しかし満期保有目的の債券の時価は、公益法人の資産運用に大きな影響を与えるものと考えられること等から、会計処理上で時価評価を行ったのと同様の情報を注記として開示することとされている。

<財産目録>

(現状)

(単位：円)

貸借対照表科目		使用目的等	金額
(固定資産) 基本財産	投資有価証券	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業会計として積立	79,901,440
	大和証券		
	定期預金(基本財産引当預金)	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業会計として積立	1,462,546
	東邦銀行		
基本財産合計			81,363,986

(参考：あるべき表示)

(単位：円)

貸借対照表科目		使用目的等	金額
(固定資産) 基本財産	投資有価証券	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業会計として積立	79,600,438
	大和証券		
	定期預金(基本財産引当預金)	公益目的保有財産であり、運用益を公益目的事業会計として積立	1,462,546
	東邦銀行		
基本財産合計			81,062,984

(固定資産) 基本財産/投資有価証券の金額は、平成 21 年 12 月に買付した金額となっているが、当時の国債は既に償還されていること、新たに国債を買付したことから平成 27 年 3 月時点で保有している国債の取得価額となっていない。

2) 国債の保有について

国際交流協会は、財務諸表の重要な会計方針/有価証券の評価基準及び評価方法において「満期保有目的の債券について、取得原価法を採用している。」と記載しているが、満期保有目的の債券と分類する根拠が明確ではないことから、満期保有目的の条件を満たしているということを明確にしておくことが必要である。【意見】なお、公益法人会計基準では、「満期保有目的の債券については、取得価額をもって貸借対照表価額とする」となっている。

「公益法人会計基準」より抜粋

第 2 貸借対照表 3 資産の貸借対照表価額

(3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。

また、公益法人会計基準注解では、「債券金額と購入金額との間に差額があり、その差額が金利の調整と認められる場合には、償却原価法により算出された額を貸借対照表価額とする。」と規定されている。平成 27 年 3 月 31 日現在保有していた 92 5 年国債は、平成 27 年 9 月 28 日に既に償還となっている。今回、新たに買付した 125 5 年国債は、額面 80,000,000 円に対して支払額が 80,198,400 円となっている。償還予定日である平成 32 年 9

月 20 日において、198,400 円の償還損失が計上されることは明らかである。改めて額面価額との差が、金利調整となっているかどうかを確認しておくことが必要であり、明らかに金利調整である場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする必要がある。【意見】

「公益法人会計基準注解」（改正平成 21 年 10 月 16 日）より抜粋

（注 9）満期保有目的の債券の評価について

満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(2) 財務事務の執行が適切に行われているか

① 制度等

公益財団法人いわき市国際交流協会は、会計処理を適正かつ円滑に行い、財政状態及び経理状況を明らかにするとともに、協会の健全な運営を図ることを目的として会計規程を設けており、具体的な会計処理の基準が規定されている。

「公益財団法人いわき市国際交流協会会計規程」より抜粋

（会計処理の基準）

第 2 条 この協会の会計処理は、法令、協会定款及び公益法人会計基準に基づくほか、この規程の定めるところによる。

② 実施した手続き

監査人は、会計処理に係る事務が適切に行われているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、法令、定款、公益法人会計基準及び「公益財団法人いわき市国際交流協会会計規程」に基づいて会計処理に係る事務手続が実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

（基本財産/有価証券（国債）について）

平成 27 年 3 月 31 日現在の貸借対照表に計上されている基本財産/有価証券（国債）79,901,440 円は、平成 21 年 12 月 25 日に買付した 75 国庫短期債券の取得価額となっていた。当該国債は、平成 22 年 12 月 20 日に償還となっており、既に当該債券は存在していない。さらに平成 27 年 3 月 31 日現在では、新たに取得した「92 5 年国債」を保有しているが、本来貸借対照表に計上されるべき金額が計上されていない。平成 21 年 12 月からの経過は以下の通りとなっている。

- 1) 平成 21 年 12 月に買付を行った際に、証券会社口座に預け金 98,560 円が発生しており、基本財産のうちの普通預金で処理され、翌年度に振替処理している。
- 2) 平成 22 年 12 月に償還となった際の会計処理を行っていない。
- 3) 平成 22 年 12 月に償還となった際の差額 399,562 円が発生したが、簿外資産（証券会社預け金）となっている。

(金額単位：円)

受渡日	約定日	銘柄	購入金額	精算金額	備考
H21/12/25	H21/12/21	75 国庫短期証券	79,901,440		買付
H22/12/20				80,000,000	償還※1
H22/12/27	H22/12/21	92 5年国債	79,600,438		買付※2

※1 償還金は、証券会社の口座へ入金され、新たな国債の購入に充当されている。

※2 額面金額と買付金との差額 399,562 円が証券会社預け金となっているが、簿外処理となっている。

一連の会計処理は、償還時に額面との差額が発生しているが、追加の資金負担がなかったことから、償還時の会計処理を行っていない、証券会社預け金を処理していない等、実態を表していない状態が継続していた。【指摘事項】なお、平成 27 年 9 月に新たに国債を買付した際に、額面金額を超えた買付金額であったことから、簿外資産があることが判明し、修正を行うとともに、証券会社預け金については解消した。

(消費税について)

消費税については、納付時の費用処理となっているが、本来発生主義で計上すべきである。平成 26 年度の納付額は 804,700 円となっているが、未払計上されていない。担当者へ質問した結果、消費税の計算は、顧問税理士に計算を依頼しているため、時間的に財務諸表への未払計上が間に合わないとの回答である。今後、消費税を未払計上するために、顧問税理士からの計算結果を財務諸表作成までに間に合うように入手するか、担当者が自ら計算し、計算結果を顧問税理士に確認して計上する等の対応が必要である。【指摘事項】

(賞与引当金について)

「公益財団法人いわき市国際交流協会職員の給与に関する規程」では、賞与等に相当する手当（期末手当、勤勉手当）について以下のように規定されている。

「公益財団法人いわき市国際交流協会職員の給与に関する規程」より抜粋

(期末手当・勤勉手当)

第 8 条 期末手当及び勤勉手当（以下「期末手当等」という。）の支給率については、市職員の支給率を参考に、その支給率については理事長が別に定める。

2 期末手当等の基礎額、基準日及び支給日、支給方法等については、市職員の例による。ただし、市職員行政職給料表係長相当職以上及びそれ以外の給料表で同程度みなされる職員に適用される加算措置は職員には適用しない。

規程・条例によれば、賞与の基準日等については、以下のようになっている。

	基準日	支払日
夏季賞与	6 月 1 日	6 月 30 日
冬季賞与	12 月 1 日	12 月 10 日

また、「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」において、賞与引当金は、以下のように記載されている。

「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」より抜粋

賞与引当金について

Q12：賞与引当金の計上について教えてください。

A：賞与引当金は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について設けられる引当金をいう。

賞与は、一般的に給与規程等において、支給の時期や支給対象期間が定められている場合が多く、職員の労働提供の対価として、発生する費用と考えられる。

したがって、費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。

中略

<注記例>

賞与引当期の計上基準は、重要な会計方針として財務諸表に注記する必要がある。注記例を示すと次のとおりである。

1. 重要な会計方針

(4)引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

6月・12月に支給している期末勤勉手当である賞与について、支給時に費用計上をする方法となっている。いわき市国際交流協会においては、いわき市の条例等を参考にしており支給日現在に在職していること、在職期間に応じて支給額を算定することになっている。期末日現在において、期末手当等の支給対象職員が、引き続き在職することを前提に、冬季支給日からの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。【意見】参考までに平成27年6月に支給した夏季期末勤勉手当等の額を基に期間按分して賞与引当金相当額を計算すると以下の通りである。

平成27年6月支給額 303,292円×4ヶ月/6ヶ月=202,195円

- 6月支給額は、平成27年6月に見直しを行っており、平成27年3月末の決算で賞与引当金を計上する場合とは、金額が相違する可能性がある。
- 期末勤勉手当に係る支給対象期間が明記されていないが、12月～翌年5月までを支給対象期間と見做して、12月から翌年3月までを年度内の期間として算定している。

(法人県民税について)

国際交流協会は、公益財団法人であり収益事業を行っていないため福島県税条例第38条の9第1項に該当している。福島県いわき地方振興局長宛に法人県民税均等割の減免申請を行うべきであるが、現時点で申請を行っていない。今回、監査の対象とした他の外郭団体が福島県財務事務所に確認したところ、減免申請は必要ないと口答による回答であったことから、特に問題はない。

(3) 経営管理が適切に行われているか。

① 概要

いわき市国際交流協会は、決裁関係について公益財団法人いわき市国際交流協会庶務規程

において規定するとともに、一般社団・財団法人法の適用を受け、貸借対照表を公告すること等、情報公開を積極的に行っている。

② 実施した手続き

監査人は、経営管理が適切に行われているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、法令、定款、諸規程に基づいて経営管理が適切に実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

(決裁文書について)

国際交流協会では、決裁に関して庶務規程を設けており、「常務理事の選定について（伺い）」、「登記事項変更登記完了届について（伺い）」に関する決裁を起案書で行っているが、起案書の施行予定・決裁・施行・完結に関する日付、文書の記号・番号が空欄となっている。

また常務理事の選定について（伺い）については、文書収発簿に記載はあるものの、起案書の文書の記号・番号欄が空欄となっている。

起案書は、決裁文書であることから、決裁日を明確にしておく必要がある。【意見】

「公益財団法人いわき市国際交流協会庶務規程」より抜粋

(文書の年度及び記号番号)

第 11 条 文書等の処理に関する年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

2 文書には、年度に相当する数字の次に「い国協」の記号を表示し、年度ごとに番号をつけなければならない。ただし、軽易な文書については、「号外」として処理することができる。

(文書の收受)

第 12 条 文書は、收受印（第 1 号様式）を押印し、文書収発簿（第 2 号様式）に登載して整理しなければならない。ただし、軽易なものについては文書収発簿への登載を省略することができる。

(文書の起案)

第 13 条 すべての事案の処理は、文書によるものとする。

2 文書の起案は、起案書（第 3 号様式）を用いて行わなければならない。ただし、定例のもので様式の定めのないもの、若しくは軽易な文書で直ちに処理案を当該文書の余白に記載して処理できるものは、この限りではない。

(公告について)

国際交流協会の定款では、公告の方法を「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」と規定しているおり、実際に掲示もされていることから特に問題ない。

「公益財団法人いわき市国際交流協会定款」より抜粋

(公告の方法)

第 48 条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(規程の不整合について)

会計規程第 31 条において庶務規程第 15 条を準用する旨が規定されているが、庶務規程の該当条項は第 16 条となっており、該当条数が不整合となっている。【意見】

「公益財団法人いわき市国際交流協会会計規程」より抜粋

(分類)

第 31 条 物品は次の区分により什器備品及び消耗品に分類する。

2 什器備品とは、購入価額 10 万円以上で、建物及び付属設備、機械装置以外の固定資産をいう。ただし、協会庶務規程第 15 条に定める公印は、取得価額に関わらず什器備品とする。

「公益財団法人いわき市国際交流協会庶務規程」より抜粋

(文書の保存)

第 15 条 文書の保存類目及び保存期間は、別表第 2 のとおりとする。

(公印の種類等)

第 16 条 公印の番号、名称、規格、書体、使用区分、個数は、別表第 3 のとおりとする。

2 前項の公印のひな形は、別図のとおりとする。

(公開情報の更新について)

- 1) ホームページを閲覧したところ、公益認定前の定款に相当する「寄付行為」が情報公開されていた。情報更新を適切に行う必要がある。【指摘事項】なお、平成 27 年 8 月 12 日付けで情報が更新されていることを確認した。
- 2) 国際交流協会のホームページを閲覧した結果、協会概要/協会について確認した結果、プロフィールに添付のファイルは、財団法人設立当初のデータとなっている(下記参照)。公益認定後のプロフィールに更新しておく必要がある。【意見】

HOME > 協会について > 協会について

◆ 協会について

公益財団法人いわき市国際交流協会は、いわき市内において「多文化共生社会」の実現にむけたさまざまな事業を行っています。

● プロフィール

◆ 協会概要

公益法人いわき市国際交流協会(以下IIA)は、言葉や文化の違いなどますます多様な人々が増えるこの地域社会で、出身国にかかわらずお互いを尊重し支え合い、地域住民の一人としての権利と義務を果たせる持続可能な多文化共生社会の実現を大きな柱として、各種事業を展開しています。

● 寄付行為

▲ 役員及び評議員

プロフィール

名称

財団法人いわき市国際交流協会

設立

平成 4 年 3 月

代表者

理事長 鈴木 英司

第2 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団

1 団体の概要

(1) 事業概要

所管部署	保健福祉課
設立目的	<p>当法人は、各種社会福祉施設を管理運営し、これが合理的な運営と利用の円滑化を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 平、勿来、内郷、四倉老人福祉センター及び小名浜老人憩いの家の管理運営</p> <p>(2) 植田、内郷児童館及び小名浜児童センターの管理運営</p> <p>(3) 永井、桶売保育所の管理運営</p> <p>(4) いわきサン・アビリティーズの管理運営</p> <p>(5) いわき市健康・福祉プラザの管理運営</p> <p>(6) いわき市いきいきデイクラブ事業の受託運営</p> <p>(7) ファミリー・サポート・センター事業の受託運営</p> <p>(8) 指定居宅介護支援事業</p> <p>(9) 指定通所介護事業</p> <p>(10) 障害福祉サービス事業（いわき市障害者生活介護センター）</p> <p>(11) 障害者相談支援事業の受託事業（いわき市障害者生活介護センター）</p> <p>(12) その他当法人の目的達成に必要な事業</p>
設立年月日	昭和 57 年 3 月 25 日
事業内容	<p>実施事業</p> <p>1 公益目的事業（社会福祉事業）</p> <p>(1) 施設貸与事業</p> <p>①老人福祉センター及び老人憩いの家</p> <p>②児童館及び児童センター</p> <p>③へき地保育所</p> <p>④いわきサン・アビリティーズ</p> <p>⑤いわき市健康・福祉プラザ</p> <p>(2) いわき市からの受託事業</p> <p>①いきいきデイクラブ事業</p> <p>②ファミリー・サポート・センター事業</p> <p>③いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業</p> <p>④障害者相談支援事業</p> <p>⑤転倒骨折予防教室事業</p> <p>(3) 自主事業</p> <p>①温泉療法事業</p> <p>②いきいき健康教室事業</p> <p>2 収益事業（介護事業）</p>

	(1) 通所介護事業 (2) 居宅介護支援事業 (3) 障害生活介護センター	
出資・出損状況	基本財産	10,000 千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合）	10,000 千円（100%）
沿革	昭和 57 年 4 月	各種社会福祉施設を管理運営し、これが合理的な運営と利用の円滑化を図り、もって市民福祉の向上に寄与することを目的に、いわき市が出資し、民法第 34 条に基づく財団法人として設立 平老人福祉センター、小名浜老人憩いの家、勿来老人福祉センター、内郷老人福祉センター及び小名浜児童センターの 5 施設の受託管理事業を開始
	昭和 58 年	四倉老人福祉センター、こどもの村児童館（平成 12 年 3 月 31 日廃止）、へき地保育所（永井保育所、桶売保育所）の 4 施設の管理を受託
	昭和 61 年	いわきサン・アビリティーズの管理を受託
	平成 10 年	いわき市健康・福祉プラザ（いわきゆったり館）の管理を受託
	平成 12 年 4 月	指定通所介護事業所（デイサービスセンター）及び指定居宅介護支援事業所の指定を受け、いわきゆったり館において介護保険事業を開始
	平成 13 年 4 月	ファミリー・サポート・センター事業を受託し実施
	平成 14 年 4 月	いわき市生きがい活動支援通所事業（いきいきデイクラブ事業の前身）を受託し実施
	平成 15 年 4 月	いわき市障害者相談支援事業を受託し実施
	平成 15 年	いわき市身体障害者デイサービスセンター（障害者生活介護センターの前身）の管理を受託
	平成 18 年 4 月	老人福祉施設 5 施設については、指定管理者公募施設となり、申請し選考の結果、指定管理者となる

(2)職員の状況

(単位 人)

施設等名	事務局	館長	次長	副館長	施設長	主任	事務職員	児童厚生員	保育士	体育指導員	看護師	介護支援専門員	生活相談員	指導員	嘱託職員	臨時雇用	合計
	事務局	1		1			1	1									
平老人福祉センター					(1)										1		1 (1)
小名浜老人憩いの家					(1)											1	1 (1)
勿来老人福祉センター					(1)											1	1 (1)
内郷老人福祉センター					(1)											1	1 (1)
四倉老人福祉センター					(1)											1	1 (1)
小名浜児童センター					1			1							1	2	5
植田児童館					1			2								3	6
内郷児童館					1			1							1	3	6
永井保育所					(1)				1						1		2 (1)
桶売保育所					(1)				1						1		2 (1)
いわきサン・アビリティーズ					(1)	1									1	2	4 (1)
ファミリー・サポート・センター					(1)		1									1	2 (1)
健康・福祉プラザ	総務						2								1		3
	健康増進 宿泊研修		(1)			1	3			3						2	9 (1)
	通所介護 居宅介護支援				(1)	1					1	1	2			4	9 (1)
障害者生活介護センター					1	1	2				2	1		1		7	15
計	1	(1)	1	0	4(10)	5	9	4	2	3	3	2	2	1	7	28	72 (11)

()は兼務職員。臨時雇用にはパート雇用も含む。

平成27年3月31日現在

(3)市との取引関係

(単位：円)

平成26年度に実施した事業	指定管理料	委託料
老人福祉センター及び老人憩いの家	16,570,000	
児童館及び児童センター	57,474,000	
へき地保育所	21,700,000	
いわきサン・アビリティーズ	17,903,160	
いわき市健康・福祉プラザ	51,883,000	
いわき市障害者生活介護センター		
いきいきデイクラブ事業		6,349,200
ファミリー・サポート・センター事業		12,589,000
いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業		990,360
障害者相談支援事業		7,900,000
転倒骨折予防教室事業		668,520
障害者等健康増進事業		15,882,300

(4)運営状況

①正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
1 基本財産運用益	10,000	4,010	3,000	2,500	2,500
2 運用財産運用益	5,892	3,782	3,328	3,073	3,333
3 受託事業収益	204,380,920	218,238,336	215,803,531	216,808,628	227,198,261
1 施設管理受託事業収入	157,066,000	156,672,095	155,506,906	160,271,000	165,530,160
2 受託事業収入	47,314,920	61,566,241	60,296,625	56,537,628	61,668,101
4 事業収益	270,079,249	260,050,334	294,758,779	280,874,562	282,568,873
1 施設事業収入	157,882,100	150,966,038	170,403,075	158,581,038	158,552,809
2 指定通所介護事業収入	49,982,459	36,089,250	45,276,748	45,259,034	45,358,770
3 指定居宅介護支援事業収入	3,411,676	2,596,026	2,973,636	2,881,880	3,019,684
4 障害者生活介護センター事業収入	58,803,014	70,399,020	76,105,320	74,152,610	75,637,610
5 受取補助金等	3,000,000	3,000,000	0	0	0
6 雑収	1,889,475	1,955,885	35,999,770	1,472,305	2,137,173
経常収益計	479,365,536	483,252,347	546,568,408	499,161,068	511,910,140
(2) 経常費用					
1 事業費	469,753,490	430,361,912	476,661,502	488,456,824	505,039,649
2 管理費	21,239,115	20,933,871	22,833,657	21,490,679	16,379,021
経常費用計	490,992,605	451,295,783	499,495,159	509,947,503	521,418,670
当期経常増減額	△ 11,627,069	31,956,564	47,073,249	△ 10,786,435	△ 9,508,530
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
損害賠償金	0	0	0	10,170,396	17,434,965
経常外収益計	0	0	0	10,170,396	17,434,965
(2) 経常外費用					
固定資産除却損	0	0	171,500	0	0
車両運搬具除却損	0	0	171,500	0	0
経常外費用計	0	0	171,500	0	0
当期経常外増減額	0	0	△ 171,500	10,170,396	17,434,965
当期一般正味財産増減額	△ 11,627,069	31,956,564	46,901,749	△ 616,039	7,926,435
1 一般正味財産期首残高	13,826,777	2,199,708	34,156,272	81,058,021	80,441,982
2 一般正味財産期末残高	2,199,708	34,156,272	81,058,021	80,441,982	88,368,417
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
1 指定正味財産期首残高	23,333,282	23,333,282	23,333,282	23,333,282	23,333,282
2 指定正味財産期末残高	23,333,282	23,333,282	23,333,282	23,333,282	23,333,282
III 正味財産期末残高	25,532,990	57,489,554	104,391,303	103,775,264	111,701,699

②貸借対照表

(単位：円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 資産の部					
1 流動資産					
1 現 金 預 金	23,894,547	57,444,369	41,042,067	57,212,497	50,590,885
2 売 掛 金	620,498	1,968,010	1,733,270	1,239,740	1,035,690
3 商 品	66,198	78,160	91,162	124,703	90,457
4 未 収 金	17,113,867	23,124,584	21,381,888	16,825,072	17,999,580
5 前 払 金	397,000	396,760	458,110	520,521	1,235,710
施設事業会計	0	0	0	0	0
通所介護事業会計	419,259	383,992	401,751	0	0
居宅介護支援事業会計	63,859	66,458	60,694	0	0
障害福祉サービス事業会計	510,249	479,825	503,267	0	0
障害者相談支援事業会計	112,322	101,027	80,098	0	0
公益施設管理事業会計	60,789	33,906	0	0	0
受託事業会計	57,667	57,217	59,671	0	0
6 立 替 金	361,168	353,902	331,352	422,997	4,146
7 仮 払 金	0	0	0	1,424	0
流動資産合計	43,677,423	84,488,210	66,143,330	76,346,954	70,956,468
2 固定資産					
(1) 基本財産					
1 定 期 預 金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
(2) 特定資産					
1 定 期 預 金	13,333,282	13,333,282	13,333,282	13,333,282	13,333,282
特定資産合計	13,333,282	13,333,282	13,333,282	13,333,282	13,333,282
(3) その他固定資産					
1 構 築 物	1,626,120	1,491,232	1,356,344	1,221,456	1,086,568
2 車 両 運 搬 具	683,885	683,885	512,385	3,759,585	3,046,785
3 定 期 預 金	0	0	64,000,000	20,000,000	20,000,000
4 ソ フ ト ウ ェ ア	0	0	0	147,000	73,500
5 投 資 有 価 証 券	0	0	0	20,016,000	30,022,000
その他固定資産合計	2,310,005	2,175,117	65,868,729	45,144,041	54,228,853
固定資産合計	25,643,287	25,508,399	89,202,011	68,477,323	77,562,135
資産合計	69,320,710	109,996,609	155,345,341	144,824,277	148,518,603
II 負債の部					
1 流動負債					
1 未 払 金	35,403,868	42,946,651	40,737,248	36,022,460	31,348,572
2 前 受 金	0	0	0	2,003,600	0
3 預 り 金	7,087,707	6,872,387	7,871,953	1,426,275	2,860,284
4 未 払 法 人 税 等	72,000	72,000	72,000	72,000	0
施設事業会計	1,224,145	1,122,425	1,105,481	0	0
公益施設事業会計	0	0	0	0	0
5 未 払 消 費 税 等	0	1,493,592	1,167,356	1,524,678	2,608,048
流動負債合計	43,787,720	52,507,055	50,954,038	41,049,013	36,816,904
負債合計	43,787,720	52,507,055	50,954,038	41,049,013	36,816,904
III 正味財産の部					
1 指定正味財産	23,333,282	23,333,282	23,333,282	23,333,282	23,333,282
指定正味財産合計	23,333,282	23,333,282	23,333,282	23,333,282	23,333,282
2 一般正味財産	2,199,708	34,156,272	81,058,021	80,441,982	88,368,417
正味財産合計	25,532,990	57,489,554	104,391,303	103,775,264	111,701,699
負債及び正味財産合計	69,320,710	109,996,609	155,345,341	144,824,277	148,518,603

施設貸与事業（各施設の利用状況）

	施設名	平成26年度①	平成25年度②	比較 ①-②	平成22年度
老人施設	平老人福祉センター	695 ^件	732 ^件	△ 37 ^件	522 ^件
	小名浜老人憩いの家	821	818	3	718
	勿来老人福祉センター	553	641	△ 88	583
	内郷老人福祉センター	655	616	39	483
	四倉老人福祉センター	918	814	104	499
	件数計	3,642	3,621	21	2,805
児童厚生施設	小名浜児童センター	23,700 ^人	24,547 ^人	△ 847 ^人	20,094 ^人
	（※内小学生）	(10,774)	(11,130)	△ 356	(10,721)
	（※内プール利用者）	(2,128)	(1,811)	317	(1,824)
	（※地域活動推進事業）	(1,308)	(1,284)	24	(894)
	植田児童館	10,371	12,385	△ 2,014	14,946
	（※内小学生）	(4,421)	(7,393)	△ 2,972	(3,292)
	（※内プール利用者）	(0)	(0)	0	(3,174)
	（※地域活動推進事業）	(744)	(477)	267	(1,107)
	内郷児童館	32,016	25,468	6,548	17,159
	（※内小学生）	(13,015)	(11,289)	1,726	(4,540)
	（※内プール利用者）	(3,592)	(2,221)	1,371	(3,645)
	（※地域活動推進事業）	(1,349)	(1,361)	△ 12	(710)
	人数計	66,087	62,400	3,687	52,199
	（※内小学生）	(28,210)	(29,812)	△ 1,602	(18,553)
（※内プール利用者）	(5,720)	(4,032)	1,688	(8,643)	
（※地域活動推進事業）	(3,401)	(3,122)	279	(2,711)	
保育所	永井保育所	2,039 ^人	1,847 ^人	192 ^人	2,988 ^人
	桶売保育所	1,410	1,343	67	2,034
	人数計	3,449	3,190	259	5,022
いわきサン・アビリティーズ		47,742 ^人	47,493 ^人	249 ^人	41,992 ^人
健康・福祉プラザ	健康増進施設	338,979 ^人	333,401 ^人	5,578 ^人	269,670 ^人
	（※年間利用券利用）	(303,081)	(296,619)	6,462	(235,357)
	宿泊施設	8,904	8,932	△ 28	10,885
	浴室付大広間	16,053 ^人	16,162 ^人	△ 109 ^人	14,086 ^人
	研修施設	3,179 ^{時間}	3,262 ^{時間}	△ 83 ^{時間}	2,411 ^{時間}

健康増進施設の利用状況（単位：人）

区分	利用人数			構成比	前年度 ②	比較 ① - ②	平成 22年度	
	男性	女性	合計①					
ビ ジ タ ー	高齢者	3,362	3,888	7,250	2.1%	8,116	△ 866	6,278
	障がい者	410	303	713	0.2%	842	△ 129	686
	一般利用(大人)	2,756	1,778	4,534	1.3%	4,552	△ 18	4,197
	" (小人)	795	679	1,474	0.4%	1,761	△ 287	1,423
	" (夜間)	3,054	1,609	4,663	1.4%	4,302	361	3,934
小計	10,377	8,257	18,634	5.5%	19,573	△ 939	16,518	
年間利用券利用	166,242	136,839	303,081	89.4%	296,619	6,462	235,357	
宿 泊 者	高齢者等	109	179	288	0.1%	517	△ 229	499
	一般利用(大人)	160	174	334	0.1%	369	△ 35	521
	" (小人)	35	32	67	0.0%	167	△ 100	159
	小計	304	385	689	0.2%	1,053	△ 364	1,179
回 数 券	高齢者等	1,075	924	1,999	0.6%	2,273	△ 274	1,554
	一般利用(大人)	503	559	1,062	0.3%	883	179	1,050
	" (小人)	12	22	34	0.0%	30	4	133
	小計	1,590	1,505	3,095	0.9%	3,186	△ 91	2,737
入場券利用	4,089	6,688	10,777	3.2%	10,615	162	10,681	
その他利用	1,092	1,611	2,703	0.8%	2,355	348	3,198	
合計	183,694	155,285	338,979	100.0%	333,401	5,578	269,670	

宿泊施設の利用状況（単位：人）

区 分	利用人数			構成比	前年度 ②	比 較 ①-②	平成22年度	
	男性	女性	合計①					
宿 泊 施 設	高齢者・障がい者	2,150	3,585	5,735	64.4%	5,960	△ 225	7,512
	障害者(小人)	1	0	1	0.0%	9	△ 8	14
	一般利用(大人)	1,490	1,316	2,806	31.5%	2,589	217	2,773
	" (小人)	170	192	362	4.1%	374	△ 12	586
合計	3,811	5,093	8,904	100.0%	8,932	△ 28	10,885	

宿泊施設の稼働状況（単位：％）

	平成26年度①	平成25年度②	比較① - ②	平成22年度
部屋稼働率	67.6	65.5	2.1	79.3
定員稼働率	50.8	51.0	△ 0.2	62.1

いきいきデイクラブ事業の実施状況

	平成26年度①		平成25年度②		比較 ①-②		平成22年度	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
教養講座（健康・生きがい関係）	137	2,477	115	2,161	22	316	148	3,111
高齢者スポーツ活動	256	4,049	247	3,898	9	151	181	2,851
手芸・絵画等趣味の活動	35	469	50	706	△ 15	△ 237	75	1,032
その他（創作・会食・奉仕活動）	53	672	47	599	6	73	34	409
合計	481	7,667	459	7,364	22	303	438	7,403

ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

	平成26年度①		平成25年度②		比較 ①-②		平成22年度	
依頼会員数	443		452		△ 9		541	
協力会員数	269		326		△ 57		313	
両方会員数	68		77		△ 9		108	
計	780		855		△ 75		962	
支援活動件数	1,971		2,121		△ 150		2,613	
基本研修会	6回	92人	3回	43人	3回	49人	3回	65人
フォローアップ研修会	3回	53人	6回	79人	△3回	△26人	6回	100人

※平成26年度から研修会の対象者を協力・両方会員とし、実施方法を見直す

いわき・ふれあい・ふくし塾運営事業の実施状況

	平成26年度①		平成25年度②		比較 ①-②		平成22年度	
塾生・卒業生数	47人	39人	85人	60人	△ 38人	△ 21人	80人	57人
講義実施状況	6回	218人	7回	370人	△ 1回	△ 152人	9回	420人
課外活動実施状況	7回	38人	9回	74人	△ 2回	△ 36人	13回	93人
計	13回	256人	16回	444人	△ 3回	△ 188人	22回	513人

障害者相談支援事業の実施状況

		平成26年度①	平成25年度②	比較 ①-②	平成22年度
登録者人数		62 人	106 人	△ 44 人	113 人
支援 件 数	障がい者福祉サービス等の利用援助	170 件	259 件	△ 89 件	363 件
	社会資源活用のための支援	281	376	△ 95	136
	社会訓練プログラム等	159	129	30	361
	専門機関の紹介	0	1	△ 1	0
	その他	0	1	△ 1	29
	計画相談	276	101	175	0
	合 計	886 件	867 件	19 件	889 件

転倒骨折予防教室事業の実施状況

	平成26年度①			平成25年度②			比較 ①-②			平成22年度		
	受託回数	参加者数	延人数	受託回数	参加者数	延人数	受託回数	参加者数	延人数	受託回数	参加者数	延人数
参加状況	回	人	人	回	人	人	回	人	人	回	人	人
	12	13	129	12	10	115	0	3	14	36	26	265

温泉療法事業の実施状況（単位：人）

	平成26年度①	平成25年度②	比較①-②	平成22年度
相談・問合せ件数	0	2	△2	1
温泉療法実施者	0	0	0	1

いきいき健康教室事業（単位：人）

	平成26年度①	平成25年度②	比較①-②	平成22年度
シルバーコース	174	179	△ 5	233
シェイプアップコース	187	152	35	111
水中運動コース	267	241	26	275
合 計	628	572	56	619

通所介護事業利用状況

	平成26年度①	平成25年度②	比較①-②	平成22年度
(1)年度末利用登録者数 (人)	56	57	△ 1	60
(2)年度開所日数 (日)	300	305	△ 5	291
(3)年間利用予定者数 (人)	4,481	4,392	89	4,180
(4)年間延利用者数 (人)	4,173	4,000	173	3,856
(5)年間利用率 (%)	93.1%	91.1%	0.0	92.2%
(6)1日当たり平均利用者数 (人)	13.9	13.1	0.8	13.3

通所介護事業（介護予防）利用状況

	平成26年度①	平成25年度②	比較①－②	平成22年度
(1)年度末利用登録者数 (人)	19	27	△ 8	26
(2)年度開所日数 (日)	300	305	△ 5	291
(3)年間利用予定者数 (人)	1,748	1,799	△ 51	2,042
(4)年間延利用者数 (人)	1,557	1,562	△ 5	1,845
(5)年間利用率 (%)	89.0%	86.8%	△ 2.0	90.4%
(6)1日当たり平均利用者数 (人)	5.2	5.1	0.1	6.3

居宅介護支援事業：ケアプラン作成件数

区分	平成26年度①	構成比	平成25年度②	比較①－②	平成22年度
要支援1	6	1.88%	1	5	14
要支援2	73	22.81%	84	△ 11	33
要介護1	38	11.88%	63	△ 25	32
要介護2	94	29.38%	55	39	108
要介護3	68	21.25%	56	12	31
要介護4	32	10.00%	42	△ 10	82
要介護5	9	2.81%	3	6	22
合計	320	100.0%	304	16	322

障害者生活介護センター利用状況

障害程度区分	平成26年度①	構成比	平成25年度②	比較①－②	平成22年度
区分 2	1,099	13.18%	777	322	1,029
区分 3	2,081	24.96%	1,890	191	1,638
区分 4	2,003	24.03%	1,810	193	1,603
区分 5	1,526	18.31%	1,462	64	665
区分 6	1,627	19.52%	1,905	△ 278	1,402
合計	8,336	100.0%	7,844	492	6,337

障害者生活介護センター登録者動静（単位：人）

新規契約	契約解除	利用回数		区分変更	
		増	減	重	軽
11	7	7	12	3	1

2 監査の結果及び意見

(1) 財務諸表の作成が適切に行われているか。

① 制度

公益法人が作成しなければならない財務諸表について、「公益法人会計基準」では以下のように規定している。

「公益法人会計基準」より抜粋

第1 総則

2 一般原則

公益法人は、次に掲げる原則に従って、財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。以下同じ。）及び附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

② 実施した手続き

監査人は、財務諸表が適切に作成されていることを確認するため、担当部署へのヒアリング、関連資料の閲覧及び財務諸表間の照合を実施した。

③ 監査の結果

(貸借対照表について)

貸借対照表は、会計年度末における法人の全ての資産と負債と正味財産を一覧表にまとめたものである。法人の期末日の財政状態を表すもので、法人を運営するために必要な資金の調達源泉、調達した資金を何に投資しているかを記載している。監査の結果、貸借対照表内訳表が他の財務諸表と不整合、一部の金額が過大計上といった状況となっており、今後財務諸表を作成する場合には、十分に注意する必要がある。【指摘事項】また、法人会計の残高がマイナス計上となっており、処理方法を検討する必要がある。【意見】

1) 財務諸表の整合性

貸借対照表内訳表と正味財産増減計算書内訳表における一般正味財産の金額は、一致していない。【指摘事項】これは、貸借対照表で他会計振替仕訳における相手方の勘定を普通預金ではない科目にしたことによる。

【一般正味財産期末残高】

(単位:円)

会計区分	貸借対照表内訳表	正味財産増減計算書内訳表	差額 (B)－(A)
	一般正味財産(A)	一般正味財産期末残高(B)	
公益目的事業会計	24,712,007	34,598,462	9,886,455
収益事業会計	80,030,431	56,952,255	△23,078,176
法人会計	△16,374,021	△3,182,300	13,191,721
合計	88,368,417	88,368,417	0

【正味財産期末残高】

(単位:円)

会計区分	貸借対照表内訳表	正味財産増減計算書内訳表	差額 (B)－(A)
	正味財産合計(A)	Ⅲ正味財産期末残高(B)	
公益目的事業会計	24,712,007	34,598,462	9,886,455
収益事業会計	80,030,431	56,952,255	△23,078,176
法人会計	6,959,261	20,150,982	13,191,721
合計	111,701,699	111,701,699	0

差額の内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

会計区分	上記 2 表の差額	差額の内訳(△：借方項目)	
		他会計振替	不明分
公益目的事業会計	9,886,455	9,893,805	△7,350
収益事業会計	△23,078,176	△23,085,526	7,350
法人会計	13,191,721	13,191,721	0
差引計	0	0	0

「公益法人会計基準」では、貸借対照表、正味財産増減計算書について以下のように規定している。

「公益法人会計基準」より抜粋

第 2 貸借対照表

1 貸借対照表の内容

貸借対照表は、当該事業年度末現在におけるすべての資産、負債及び正味財産の状態を明らかに表示するものでなければならない。

第 3 正味財産増減計算書

3 正味財産増減計算書の構成

一般正味財産増減の部は、経常収益及び経常費用を記載して当期経常増減額を表示し、これに経常外増減に属する項目を加減して当期一般正味財産増減額を表示するとともに、更にこれに一般正味財産期首残高を加算して一般正味財産期末残高を表示しなければならない。

指定正味財産増減の部は、指定正味財産増減額を発生原因別に表示し、これに指定正味財産期首残高を加算して指定正味財産期末残高を表示しなければならない。

参考に貸借対照表を適切に開示するために必要となる修正仕訳並びにあるべき貸借対照表を示すと以下のとおりである。

【他会計振替の仕訳】

(単位：円)

会計区分	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
公益目的事業会計	現金預金	9,893,805	他会計振替	9,893,805
収益事業会計	他会計振替	23,085,526	現金預金	23,085,526
法人会計	現金預金	13,191,721	他会計振替	13,191,721

【不明分の仕訳】

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金預金(収益事業会計)	7,350	現金預金(公益目的事業会計)	7,350

以上の修正を反映した結果は、以下の通りである。

【参考：貸借対照表内訳表、上記仕訳計上後】 (単位：円)

科目	貸借対照表計上額	
	修正前	修正後
公益目的事業		
現預金	47,118,462	57,004,917
一般正味財産	24,712,007	34,598,462
正味財産合計	24,712,007	34,598,462
収益事業		
現預金	17,842,066	△5,236,110
一般正味財産	80,030,431	56,952,255
正味財産合計	80,030,431	56,952,255
法人会計		
一般正味財産	△16,374,021	△3,182,300
正味財産合計	6,959,261	20,150,982

2) 内部貸借取引の消去漏れについて

公益目的事業会計と法人会計において、以下の内部貸借取引を行っている。

【公益目的事業会計で受託事業収益を計上する仕訳】 (単位：円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
平成27年3月31日	未収金	1,541,000	受託事業収益	1,541,000

【法人会計の入金に関する仕訳】 (単位：円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
平成27年3月26日	普通預金	1,541,000	預り金	1,541,000

公益目的事業会計の受託事業収益に関連する入金が法人会計用の普通預金に入金されたため、上記の仕訳が計上されている。上記の仕訳により発生した未収金及び預り金は公益法人内部での債権債務に該当するため、内部貸借取引に該当する。しかしながら、貸借対照表内訳表において内部貸借取引の消去が行われていなかったため、未収金及び預り金がそれぞれ1,541,000円過大計上となっている。【意見】

【貸借対照表内訳表を一部抜粋】 (単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
資産の部				
未収金	5,624,835	12,374,745	0	17,999,580
負債の部				
預り金	942,434	162,824	1,755,026	2,860,284

「公益法人会計基準」において「公益法人会計基準注解」では以下のように規定されている。

「公益法人会計基準注解」より抜粋

(注2) 内訳表における内部取引高等の相殺消去について

当該公益法人が有する会計区分間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書内訳表において相殺消去するものとする。また、公益法人が会計区分を有する場合には、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表内訳表において相殺消去するものとする。

内部貸借取引は貸借対照表内訳表の各会計区分欄において総額で表示し、内部取引消去欄で相殺消去する必要がある。【意見】そのため、内部貸借取引がある場合は、貸借対照表内訳表に「内部取引消去」欄を追加する必要がある。また、内部貸借取引の管理用に未収金及び預り金をそれぞれ「他会計未収金」、「他会計預り金」等の勘定科目で管理することが必要である。修正仕訳及び修正仕訳計上後の貸借対照表内訳表は以下のとおりである。

【公益目的事業会計の未収金に関する修正仕訳】 (単位：円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
他会計未収金	1,541,000	未収入金	1,541,000

【法人会計の預り金に関する仕訳】 (単位：円)

借方		貸方	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
預り金	1,541,000	他会計預り金	1,541,000

【参考：修正仕訳計上後の貸借対照表内訳表】

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
資産の部					
未収金	4,083,835	12,374,745	0	0	16,458,580
他会計未収金	1,541,000	0	0	△1,541,000	0
負債の部					
預り金	942,434	162,824	214,026	0	1,319,284
他会計預り金	0	0	1,541,000	△1,541,000	0

3) 貸借対照表内訳表のマイナスについて

現行の貸借対照表内訳表は、公益目的事業会計、収益事業会計、法人会計に区分されているが、法人会計の現金預金が△14,369,643円とマイナス表示となっている。これは、法人会計に帰属する通帳がなく、計算仮想上のものであり、実態は公益目的法人の通帳から支出されている。両部門相殺後の合計金額は銀行残高証明書に一致している。内部取引勘定（収益事業会計勘定、公益目的会計勘定）を設け、その後、相殺欄にて内部取引消去し、預金残高を表示する等の対応が必要である。【意見】

(現状)

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	合計
資産の部				
1. 現金預金	47,118,462	17,842,066	△14,369,643	50,590,885

4) 財務諸表に対する注記について

現在の財務諸表には、財務諸表に対する注記が記載されていない。現行の公益法人会計基準では、より幅広い記載が求められている。特に重要な会計方針の記載は、財務諸表利用者の理解に資するための有用な情報であり、該当する項目については記載することが必要である。【指摘事項】

「公益法人会計基準」より抜粋

第5 財務諸表の注記

財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。

- (1) 継続事業の前提に関する注記
- (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針
- (3) 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額
- (4) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- (5) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳
- (6) 担保に供している資産
- (7) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- (8) 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高
- (9) 保証債務（債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。）等の偶発債務
- (10) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- (11) 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高
- (12) 基金及び代替基金の増減額及びその残高
- (13) 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- (14) 関連当事者との取引の内容（注17）
- (15) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- (16) 重要な後発事象
- (17) その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項

5) 財産目録について

財産目録では、保有国債の銘柄は第336回のみが記載されているが、債券お預かり通帳では、第336回と第343回の2銘柄となっている。正確な開示が必要である。【意見】

(2) 財務事務の執行が適切に行われているか。

①制度等

公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団は、財務の公正を期すとともに、財政状態及び収支状況を適切把握することを目的として会計規程を、また事業団会計の運用に関し必要な事項について会計規程細則を設けており、具体的な会計処理の基準が規定されている。

「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団会計規程」より抜粋

(会計処理の基準)

第2条 事業団の会計に関しては、法令及び定款に定めのあるもののほか、この規程に定めるところによる。

②実施した手続き

監査人は、会計処理に係る事務が適切に行われているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、法令、定款、公益法人会計基準及び「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団会計規程」に基づいて会計処理に係る事務手続が実施されているかの検証を行った。

③監査の結果

(請求書の不備について)

プール水分析について日付が記載されていない請求書が散見された。請求書に日付がない場合、費用の発生時期を客観的に把握することが困難になる。そのため、請求書を受け取る際は、請求書に日付が入っていることを確認する必要がある。【意見】

(試算表と財務諸表の金額の相違について)

平成27年3月末の試算表における現預金残高は50,586,739円であるが、貸借対照表の残高は50,590,885円であり、4,146円相違している。監査の結果、翌事業年度の未払金支払入力が、当事業年度の試算表に誤って反映されていることが判明した。貸借対照表は、当該入力前の試算表により作成されており、影響はなかったが、年度更新処理を適切に実施すること、貸借対照表は、試算表から作成されるため一体として保存することが必要である。【意見】

(金種別内訳票について)

年度末では、すべての現金・小口現金について金種別内訳票が作成され残高確認されている。金種別内訳票における現状は、以下のとおりである。

金種別内訳票	平成26年度末残	確認時期	金種別内訳票の作成時期、現状
総務 金庫	240,000円	日々	毎日、鉛筆による手書きにて作成
〃 券売機	130,000円	日々	毎日確認。年度末のみ作成
〃 小口現金	229円	月次	毎月、支払額を補充。年度末のみ作成
〃 自販機つり銭	5,000円	月次	毎月、残高確認。年度末のみ作成
〃 売上金	541,500円	日々	日々作成。翌日、銀行へ預け入れる
健康増進施設部門	20,000円	日々	日々作成するも、既に担当者名が印字済み。よって作成者不明
宿泊研修施設部門	50,000円	日々	毎日作成。作成者の記載なし
福祉部門	4,338円	日々	手書き収支帳で、日々、残高確認。年度末のみ作成
障害者生活介護センター	10,127円	日々	同上

金種別内訳票は、鉛筆書きをしている場合があるが、不正改ざんを防止するため、容易に修正することが不能なボールペン書きとすべきである。また残高確認者（作成者）は、その都度、サイン（押印）することが必要である。また、金種別内訳票を、随時、廃棄しているが、事業団として書類の保存期間を規程で明記した上で、一定期間保存する必要がある。経理処理上の基本的なルールを取り決め、それを順守することが重要である。【意見】

(日常の資金管理について)

福祉部門、障害者生活介護センターは、小口額 3 万円を限度とした差額補充法によっているが、法人本部からの現金持参時に、受領印等の取り交わしが無い。現金のやり取りには出納簿等を作成し受領印を受けておくことが必要である。また、ディーサービス事業（ゆったり館内）の出納簿について、出納簿欄外に現金不足のメモ書きが見受けられる。担当者の説明では、日々の収入に際して、利用者に手持ち現金の不足があった場合、一時的に正規の入金があったものとして記載し、後日、不足金を受取る（補てんをメモ書きする）対応となっている。出納簿には実際の入出金額を記載し、現金過不足額については別途管理簿を作成し、その顛末を管理すべきである。【意見】なお、平成 27 年度より、月額払いとなり、現金不足額の発生はあまり見られない、との説明を受けた。

「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団会計規程」より抜粋

(金銭預貯金の確認)

第 17 条 入出金のあった日の金銭残高を記入し、当日の金銭残高と照合しなければならない。

2 預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と照合しなければならない。

(金銭過不足)

第 18 条 現金に過不足が生じたとき、会計責任者は速やかに原因を調査したうえ、必要な指示をしなければならない。

(物品管理について)

物品は、備品台帳、固定資産台帳にて管理している。現場視察し、その管理状況を確認した。

固定資産については、固定資産台帳と現物はすべて確認できたが、備品については、備品管理票の貼付がないものが多く、現物のないもの、規格が異なる（台帳と現物が対応しない）ものが見受けられた。問題のあるものは以下のとおりである。

所属：ファミリー・サポート・センター

管理番号	品名・規格	取得金額	取得年度	顛末
22-1	パソコン NEC VJ24G/XA SPL	136,500 円	H23/3/31	所在不明 担当者異動で詳細不明
22-2	液晶テレビ 規格：シャ ープ LC-20V5	61,950 円	H23/3/31	規格相違 規格：CANDELA
21-1	パソコン 規格 —	144,900 円	H22/3/18	所在不明 担当者異動で詳細不明

所属：いきいきデイクラブ（事務局）

管理番号	品名・規格	取得金額	取得年度	顛末
21-4	シュレッダー 規格：明 光 B4V226C	150,600 円	H23/3/31	規格相違 規格：MS-F2

備品台帳は、固定資産計上基準を下回る金額の物品を管理することを目的として整備しているが、実際には 10 万円超の高額備品の登載が散見される。主なものは以下のとおりである。なお、今回の監査では、保管場所が遠方の為、現物確認は行っていない。

所属	管理番号	品名・規格	取得金額	取得年度	数量
通所介護事業所	1	車椅子用体重計 規格：タニタPWC-620	140,000円	H22/1/15	1
	2	衝立 規格：アコーディオン ベージュ	300,000円	H22/6/26	5
永井保育所	23-1	学研 折りたたみステージ	598,000円	H24/3/31	4
サン・アビリティーズ	22-3	パンフレットスタンド	238,927円	H23/3/31	1
いきいきデイクラブ	22-4	プラザ 給湯器	351,961円	H23/3/31	1

平成 26 年度より備品台帳の見直しを行っているが、早急に備品台帳を整え、備品管理票の貼付を進めた上で、現物確認を定期的実施していく必要がある。また、保管場所が遠方にある場合は、実地調査結果を法人本部へ送付させ、確認する必要がある。なお、会計規程上、物品の現物確認や現物管理票貼付が条文化されていないため、合わせて検討が必要である。【指摘事項】

平成 25 年 4 月 23 日に制定された「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団会計規程細則」によれば、取得価格 10 万円超の資産は、固定資産として計上することとされている。過去に取得価額 10 万円を超過するものが多くあり、資産計上基準を順守することが必要である。また実情に合わない場合には、規程（細則 第 2 条）の改定が必要である。【意見】なお、現在リース資産が増加しており、リース資産台帳の作成も検討する必要がある。

「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団会計規程細則」より抜粋

(固定資産の定義)

第 2 条 取得価格が概ね 10 万円を超え、長期にわたり利用、または所有する資産等を固定資産と定義し、会計規程第 21 条規定の物品と区別し固定資産として計上する。

「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団」会計規程より抜粋

(物品の種類及び管理)

第 21 条 物品は、次に掲げる区分に従い整理するものとする。

(1) 備品

(2) 消耗品

2 備品は、概ねその取得価格が 1 万円以上耐久する物品をいう。備品台帳（第 7 号様式）に記載し、会計責任者が管理を行う。

3 消耗品は、短期間に消耗する物品をいう。

(本来の目的で使用されていない施設について)

いわき市健康・福祉プラザ館内のシャワー室と表記されている室内を視察したところ、現在は倉庫として転用しているとの説明を受けた。現状、倉庫の保管状況は適切である。

表記	内部
	

(修繕について)

東日本大震災によりいわき市健康・福祉プラザ館内も被災しているが、一部未改修となっている。

ベランダ	天井 (雨漏り)
	

いわき市健康・福祉プラザの管理に関する協定書において、一定額以上の維持補修等については、いわき市負担となっている。特に雨漏りについては、建物の劣化にもつながるため、いわき市との協議が必要である。【意見】

「いわき市健康・福祉プラザの管理に関する協定書」より抜粋
(管理施設の維持補修等)

第 15 条 管理施設の増改築等については、甲 (いわき市、以下同じ。) が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理施設の維持補修等については、乙 (いわき市社会福祉施設事業団、以下同じ。) が自己の費用と責任において実施するものとする。

3 前項の規定に係らず、管理施設の一の維持補修等に係る費用の額について、乙の負担が 60 万円 (消費税及び地方消費税を含む。) を超えるとき、また、緊急を要する場合は、甲と乙が協議の上、実施方法及び負担方法を定めるものとする。

(賞与引当金について)

「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団給与規程」では、賞与等に相当する手当 (期末手当、勤勉手当) について以下のように規定されている。

「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団給与規程」より抜粋
(期末手当)

第 12 条 期末手当の支給については、いわき市職員の給与に関する条例の例による。

(勤勉手当)

第 13 条 勤勉手当の支給については、いわき市職員の給与に関する条例の例による。

規程・条例によれば、賞与の基準日等については、以下のようになっている。

	基準日	支払日
夏季賞与	6 月 1 日	6 月 30 日
冬季賞与	12 月 1 日	12 月 10 日

「公益法人会計基準に関する実務指針 (その 2)」において、賞与引当金の取扱について、記載されている。(実務指針の詳細は、「いわき市国際交流協会」を参照)

6月・12月に支給している期末・勤勉手当である賞与について、支給時に費用計上をする方法となっている。いわき市社会福祉施設事業団では、いわき市の条例等を参考にしており支給日現在に在職していること、在職期間に応じて支給額を算定することになっている。期末日現在において、期末手当等の支給対象職員が、引き続き在職することを前提に、冬季支給日からの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。【意見】参考までに平成27年6月に支給した夏季期末勤勉手当額を基に期間按分して賞与引当金相当額を計算すると以下の通りである。

平成27年6月支給額 17,494,471円×4ヶ月/6ヶ月=11,571,914円

- 6月支給額は、平成27年6月に見直しを行っており、平成27年3月末の決算で賞与引当金を計上する場合とは、金額が相違する可能性がある。
- 期末勤勉手当に係る支給対象期間が明記されていないが、12月～翌年5月までを支給対象期間と見做して、12月から翌年3月までを年度内の期間として算定している。
- 6月支給時の対象者は47名であるが、4月入社2名を控除した45名で算定している。

(その他固定資産について)

固定資産減価償却明細書(平成26年度)により、取得価額、減価償却計算等を検討した結果は次のとおりである。

過年度(平成22年4月)において、車両運搬具をいわき市より、無償譲受(送迎車両2台:取得価額合計 310,000円)をしているが、減価償却計算は実施していない。市の取得価額の10%(当時の残存価額)を取得価額としたとの説明を受けたが、取得価額が10万円を超えること、長期にわたり利用又は所有することから固定資産であり、減価償却を実施すべきである。なお、無償譲受の契約書はあるが、価格決定の経緯に関する資料が整理されていない。取得・除売却に係る資料は、適切に保管すべきである。【意見】

(税理士法人との契約について)

平成25年度決算に当たり、公益財団法人以降初年度であることを考慮し、税理士法人に決算報告書及び税務申告書作成の業務を委託した。しかし税理士法人が決算報告書作成業務を履行しなかったことから返金がなされている。

平成26年3月31日 施設事業費/委託料として432,000円未払計上

平成27年3月22日 返金申出書の送付伺いを起案

平成27年4月16日 事業収益/施設事業収入/その他施設収入として216,000円が普通預金入金

業務委託契約では、理事会開催までに決算報告書の作成することとなっていたが、作成されなかったことから、一部返金となったものである。業務委託については、平成25年度決算に係る費用であることから発生主義により委託料を計上している。返金額についても、返金申出書の決裁を受け入金が確実になった時点で未収計上すべきである。なお、入金時の処理を施設事業収入としているが、施設事業収入ではなく過去の委託料の修正であることから、雑収入として計上すべきである。【意見】

(3) 経営管理が適切に行われているか。

① 概要

公益財団法人は、旧主務官庁の指導監督を受ける代わりに、一般社団・財団法人法の適用

を受け、貸借対照表を公告することが義務付けられた。また、情報公開の必要性が高まってきた現状、経営の透明性を確保する観点からも、経営状況を広く市民の目に届くようにしなければならない。更に当事業団の今後の在り方についても検討する必要がある。

② 実施した手続き

監査人は、経営管理が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、書類の整理状況を把握するとともに、運用が適切に実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

(決裁について)

平成 26 年度中に、既存システムの改修及びパソコン機器等の入替準備を A 社へ依頼し、実施中であった。その後、依頼先の都合で、A 社を売主とし、B 社を買主とした上で、同社との随意によるリース契約となった。

取引概要

契約内容	クア・宿泊受付システム一式
契約日	平成 27 年 4 月 1 日契約
リース料	リース総額 13,245,120 円 月額リース料 220,752 円
契約期間	5 年
契約先	B 社
当初契約先	A 社

B 社との取引に係る起案書では、決裁日の記載なく、最終決裁者も館長となっている。決裁日の記載は必要である。また最終決裁権限者については、庶務規程第 7 条・別表第 1 (第 7 条関係) 11 を準用し、賃借料 50 万円未満は館長決裁でよいとすることに依拠している。リース総額やファイナンス・リース取引であることを考慮すると、庶務規程第 6 条及び第 8 条より、理事長による最終決裁を適切に受けるべきである。【意見】

「公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団庶務規程」より抜粋
(理事長の決裁事項)

第 6 条の 2 理事長の決済を必要とする事項は、概ね次のとおりとする。

(3) 重要資産の取得、管理、及び処分に関すること

(専決事項)

第 7 条 専決することができる事項は、別表第 1 に掲げるものとする。

別表第 1 財務事項

項目	事務局長	施設等の長
11.修繕費、保険料、委託費、手数料、使用料及び賃借料、賄材料理費及び原材料費の支出命令	50 万円以上	50 万円未満

(専決の制限)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、理事長の決裁を受けなければならない。

(1) 重要又は、異例であると認められる事項

当事業団は、システム開発者である A 社の、B 社への売却に際し、本来は A 社からの承諾依頼書や確認事項の覚書等を取り交わすべきだが、書類の授受は行っていない。物品受領書の日付は平成 27 年 4 月 1 日であり、起案日も同日である。決裁を受ける前に物品を受領したともいえることから、形式的な決裁でなく、より慎重な決裁制度を維持する必要がある。

【意見】

(リース契約の決裁について)

リース資産が増加しているが、起案書の決裁日がないものが散見している。**【意見】**現在使用しているリース資産の取得時期と起案日、最終決裁日、契約締結日、車両受領日は次のとおりである。

リース内容	月額リース料	起案日	決裁日	契約日	受領日
ランニングマシン	34,860 円	資料なし	資料なし	H24/6/1	資料なし
介護報酬請求システム一式	52,500 円	H24/4/28	—	H24/5/1	H24/5/1
デイサービスライナー入浴リフト	80,325 円	H24/9/19	—	H24/10/30	資料なし
ランニングマシン	31,080 円	H25/4/19	H25/4/22	H25/4/15	資料なし
事務用ノートパソコン	18,900 円	H26/3/20	—	H26/4/1	資料なし
ランニングマシン	43,200 円	H26/5/1	H26/5/2	H26/4/30	H26/5/19
水着用脱水機	9,180 円	H26/9/7	—	—	H26/9/4
クア・宿泊受付システム一式	220,752 円	H27/4/1	—	H27/4/1	H27/4/1

*起案書の最終決裁日に日付記入がないものが多い。また、契約日に対して、起案・決裁が遅いケース（事後決裁）も見受けられ、問題である。**【指摘事項】**

(消費税申告書について)

消費税の確定申告は税理士法人に委託している。税理士法人は電子申告を行っている。当事業団は申告書の控えを税理士法人より受け取りファイリングの上保管しているが、電子申告のため收受印控えが押印されていない。ヒアリングによれば電子申告時に e-tax から出力されるメール詳細画面等を税理士法人から受け取っていないとのことで申告が期限内になされているか確認する根拠資料が保管されていない。税理士法人に申告終了後、受信完了通知やメール詳細の提供を依頼すべきである。**【意見】**

(税務調査結果の共有について)

当事業団は、平成 25 年 4 月に消費税に係る税務調査を受け、本税、過少申告加算税、延滞税等の合計約 300 万円の申告納付の指摘を受けている。

平成 13 年当時の税務調査において「施設管理受託収入」は第二種社会福祉事業のため非課税との指導を受けて処理していたが、今回の調査では、平成 18 年度から導入された指定管理者制度により、施設ごとに「協定書」を締結するようになったため、「施設管理受託収入」が施設を持たない単体契約となり、第二種社会福祉事業と見做されなくなったとの指摘である。

今回の指摘は、当事業団の個別事情ではあるが、他の外郭団体において同様の指摘がないように情報の共有が必要である。**【意見】**

(いわき市健康・福祉プラザについて)

いわき市健康・福祉プラザの管理に関する協定書では、宿泊研修施設の一部の管理に関しては、いわき市が指定管理料を支払うこととなっているが、指定管理料対象外施設は、当事

業団が利用料金制度に基づき費用を賄うことになっている。

「いわき市健康・福祉プラザの管理に関する協定書」より抜粋
(指定管理料の支払い)

第 28 条 甲は、プラザの宿泊研修施設のうち、ボランティア研修室、調理実習室及び浴室付き大広間の管理に関しては、乙に指定管理料を支払うものとする。

2 プラザのうち、前項以外の部門の管理に関しては、乙が利用料金制度に基づき、費用を賄うものとする。

平成 26 年度のいわき市健康・福祉プラザにおける事業（クアハウス、宿泊）の収支は以下の通りであり、クアハウス、宿泊共に利用料金ではその費用を賄うことができない状況となっている。

(単位:円)				
科 目	クア・宿泊合計	クアハウス	宿泊	その他
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
健康増進施設収入	102,205,728	102,205,728	0	0
宿泊施設収入	50,213,567	0	50,213,567	0
その他の施設収入	6,133,514	4,112,867	2,020,647	
雑収入	1,180,178	0	0	1,180,178
経常収益計	159,732,987	106,318,595	52,234,214	1,180,178
(2) 経常費用				
給料手当	21,174,600	14,198,763	6,975,837	0
職員手当	10,544,291	7,070,541	3,473,750	0
共済費	7,089,877	4,754,162	2,335,715	0
賃借料	5,206,463	3,491,227	1,715,236	0
旅費	368,610	368,610	0	0
消耗品費	6,905,230	4,630,346	2,274,884	0
光熱水費	75,667,099	60,614,689	15,052,410	0
修繕料	6,304,036	5,532,436	771,600	0
通信運搬費	918,046	183,609	734,437	0
保険料	305,460	152,730	152,730	0
委託料	58,303,398	32,826,164	25,477,234	0
使用料及び賃借料	9,632,219	6,458,946	3,173,273	0
負担金、補助及び交付金	338,111	338,111	0	0
被服費	37,450	18,725	18,725	0
公課	1,242,916	833,445	409,471	0
広告料	925,320	462,660	462,660	0
販売物仕入	1,424,202	1,424,202		0
減価償却費	208,388			208,388
経常費用計	206,595,716	143,359,366	63,027,962	208,388
当期経常増減額	△ 46,862,729	△ 37,040,771	△ 10,793,748	971,790

経常費用に含まれる光熱水費、委託料は、経常費用総額の 64.8%を占めている。

また、年度ごとの当該事業の収支は次の通りであり、平成 23 年度の収支は若干のプラスとなっているものの、過去から基本的にマイナス収支の状況であり、より抜本的な対策が必要である。

(単位：円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
健康増進施設収入	85,168,132	96,248,251	106,464,640	103,648,653	102,205,728
宿泊施設収入	63,077,179	46,928,820	55,161,160	48,033,255	50,213,567
その他の施設収入	9,636,789	7,788,967	8,777,275	6,899,130	6,133,514
雑収入					1,180,178
経常収益計	157,882,100	150,966,038	170,403,075	158,581,038	159,732,987
(2) 経常費用					
給料手当	27,743,257	17,988,584	15,583,974	21,461,400	21,174,600
職員手当	10,847,128	8,699,214	8,240,593	11,127,854	10,544,291
共済費	8,233,402	6,215,528	4,458,878	6,931,723	7,089,877
賃貸金	9,370,822	1,313,260	3,401,060	3,576,763	5,206,463
旅費	43,505	0	16,360	28,360	368,610
消耗品費	4,271,948	4,083,383	5,907,648	5,574,276	6,905,230
光熱水費	64,618,460	57,023,233	69,874,242	76,597,225	75,667,099
修繕材料費	4,187,797	5,038,646	5,417,832	16,124,077	6,304,036
通信運搬費	841,967	790,169	658,639	695,593	918,046
保険料	304,570	304,570	304,570	304,570	305,460
委託料	52,849,958	34,709,233	58,190,867	56,995,595	58,303,398
使用料及び賃借料	8,033,615	6,430,229	8,585,235	8,917,844	9,632,219
負担金、補助及び交付金	33,000	0	48,000	69,750	338,111
交際費	7,150	8,000	6,110	13,000	0
被服費	0	74,300	139,100	119,950	37,450
公課	3,605,989	4,941,651	5,104,314	3,914,069	1,242,916
広告料	709,750	546,000	379,050	873,000	925,320
販売物仕入	2,612,805	1,686,578	1,984,943	1,739,504	1,424,202
減価償却	134,888	134,888	134,888	208,388	208,388
法人税等	72,000	72,000	72,000	72,000	0
経常費用計	198,522,011	150,059,466	188,508,303	215,344,941	206,595,716
当期経常増減額	△ 40,639,911	906,572	△ 18,105,228	△ 56,763,903	△ 46,862,729
経常費用に占める光熱水費、委託料の割合	59.2%	61.1%	67.9%	62.0%	64.8%

クアハウスの一人あたりの料金体系は、以下の通りである。

入場料金

入場時間	区分	料金
通常料金	高齢者・障害者・小学生	720 円
	大人	1,440 円
午後 5 時以降	高齢者・障害者・小学生	720 円
	大人	1,020 円
宿泊利用者	高齢者・障害者・小学生	360 円
	大人	720 円

回数券

5,100 円券	(510 円券×11 枚綴り)
7,200 円券	(720 円券×11 枚綴り)
10,200 円券	(1,020 円券×11 枚綴り)
14,400 円券	(1,440 円券×11 枚綴り)

個人向け年間利用券

全日年間利用券	営業時間内終日利用可	41,000 円
夜間年間利用券	午後 5 時以降の夜間限定で利用可	36,000 円
家族割引	同居の家族二人目以降に摘要	36,000 円
学生割引	小学生から大学生まで新規入会 (全日可能)	30,800 円
継続割引	有効期限内または期限後 1 ヶ月以内の更新	36,000 円

法人向け年間契約入場券

種別	年間発行枚数	1回の発行枚数	料金
A	180枚	45枚×年4回(3か月毎)	123,000円
B	240枚	60枚×年4回(3か月毎)	154,000円
C	360枚	90枚×年4回(3か月毎)	205,000円
D	600枚	150枚×年4回(3か月毎)	308,000円

平成26年度の収支状況を年度末時点の会員数

収入	106,318,595円
支出	143,359,366円
収支(A)	△37,040,771円
年度末時点の会員数(B)	1,960人
A/B	△18,898円

現在の会員価格は低く設定されているが、その中でも継続割引を利用する個人会員に占める割合が多い。また、施設の運営のために必要な固定費（光熱水費、委託料）が多額に発生していることから、現状では会員数が多少増加しても収支均衡は厳しい状況である。当事業団では、収支均衡するためには、一人当たり19,000円の値上げが必要と試算しているが、その一方で固定費を削減する方策を検討することも必要である。公益財団法人は、基本的に営利目的ではないため、積極的な利益計上を目指すことはできない。しかし、現行の料金体系では、常に収支マイナスとなり、将来的に資金不足に陥る可能性がある。クアハウスは利用料金制を導入していることから、最低でも収支均衡となるような事業運営をする必要がある。当該施設を将来にも維持存続を図るために、今後の会員数動向を推測するとともに、現在の財務内容を詳細に分析し、固定費の削減等を中心とした経費削減策の検討をした将来計画を策定する必要がある。【意見】なお、当該クアハウスは、厚生労働省が定めた一定の基準を満たした施設として温泉利用型健康増進施設となっている。同様の施設は全国に18か所設置されているが、当期経常増減額がプラスで推移している施設もあることから、利用者数の増加策や利用料金、経費削減策について、弾力的に運用している可能性もあり、当事業団においても、他の施設の状況を参考とすべきである。

一方、宿泊利用料金体系は以下のとおりである。

区分				和室 10 畳 (2 名 1 室) or 洋室ツイン (1 名 1 室)	和室 10 畳 (3~5 名 1 室) or 洋室ツイン (2~3 名 1 室)
高齢者 障害者 小学生	宿泊のみ			3,600 円	3,080 円
	1 泊朝食			4,470 円	3,950 円
	1 泊 2 食	夕	2,160 円	6,630 円	6,110 円
			3,780 円	8,250 円	7,730 円
		食	5,400 円	9,870 円	9,350 円
子供膳 (1,300 円)			5,770 円	5,250 円	
大人 (中学生以上)	宿泊のみ			5,450 円	4,620 円
	1 泊朝食			6,320 円	5,490 円
	1 泊 2 食	夕	2,160 円	8,480 円	7,650 円
			3,780 円	10,100 円	9,270 円
		食	5,400 円	11,720 円	10,890 円

平成 26 年度の宿泊利用の収支は以下の通りである。

収入 (A)	52,234,214 円
支出	63,027,961 円
収支 (B)	△10,793,747 円
宿泊客数 (C)	8,904 人
宿泊客単価 (D) A/C	5,866 円
B/D	△1,840 人

現時点では、多額の収支マイナスとなっている。

当事業団において、宿泊施設の収支均衡点を試算した結果では、収支均衡人数 10,744 人（定員稼働率 63.2%）となっている。※参考値 H18 年度～H22 年度平均宿泊客数 12,338 人（平均稼働率 71.2%）

宿泊客数については、東日本大震災に伴う風評被害の影響もあり、客数が減少している。近隣の温泉旅館に比して、宿泊料金は安価に設定されているものの、宿泊客数の増加、稼働率の向上が非常に重要である。宿泊施設についても、将来の計画において、宿泊客数を増加させ、定員稼働率を更に向上させる施策を検討し、実行することが必要である。【意見】

第3 一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター

1 団体の概要

(1) 事業概要

所管部署	商工労政課	
設立目的	中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。	
設立年月日	平成13年4月1日	
事業内容	1 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業 2 中小企業勤労者の健康の維持増進に係る事業 3 中小企業勤労者の老後生活の安定に係る事業 4 中小企業勤労者の余暇活動に係る事業 5 中小企業勤労者の自己啓発に係る事業 6 中小企業勤労者の財産形成に係る事業 7 いわき市労働福祉会館の管理運営に係る事業 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
出資・出損状況	基本財産	95,000千円
	市の出資金額(資本金に占める割合)	95,000千円(100%)
沿革	昭和53年6月	いわき市勤労者互助会発足、生活資金・住宅資金の融資事業実施
	昭和55年6月	共済給付金制度を導入、福利厚生事業の実施
	平成11年4月	いわき市勤労者互助会を発展的に解消し、いわき市勤労者福祉サービスセンターを設立
	平成13年4月	多様化する会員ニーズに的確に対応するとともに、福利厚生事業の充実を図るため、運営主体を財団法人化することとし、財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターを設立
	平成18年4月	財団法人いわき市労働福祉会館と統合 いわき市労働福祉会館の指定管理者
	平成25年4月	一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターに移行

(2) 職員状況

区分	常務理事 (兼)事務局長 (嘱託職員)	中小企業勤労者総合福祉推進事業		労働福祉会館運営事業	
		事務局員 (嘱託職員)	推進員 (嘱託職員)	事務局員 (嘱託職員)	臨時職員
人員	1	2	2	2	2

(3) 運営状況

① 運営状況

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	380,000	225,387	70,775	351,226	631,676
基本財産受取利息	380,000	225,387	70,775	351,226	631,676
特定資産運用益	123,600	73,310	23,020	37,876	52,730
特定資産受取利息	123,600	73,310	23,020	37,876	52,730
受取会費	47,700,750	45,414,150	46,220,700	47,949,450	50,077,800
受取入会金	270,000	239,400	340,200	397,200	415,800
受取会費	47,430,750	45,174,750	45,880,500	47,552,250	49,662,000
事業収益	58,120,433	151,448,897	77,506,101	57,303,419	75,598,510
生活安定事業収益	8,160,000	108,875,000	29,765,000	8,760,000	7,785,000
健康増進推進事業収益	3,301,150	4,331,550	5,520,690	5,245,100	6,772,000
老後生活安定事業収益	107,730	9,828	49,802	56,322	61,527
余暇活動事業収益	40,680,850	32,289,150	35,716,760	36,669,565	53,751,877
自己啓発事業収益	254,800	121,600	251,800	0	194,500
共益分担金収益	5,615,903	5,821,769	6,202,049	6,572,432	7,033,606
指定管理料収益	20,862,450	20,862,450	20,862,450	20,862,450	21,554,640
指定管理料収益	20,862,450	20,862,450	20,862,450	20,862,450	21,554,640
受取補助金等	27,227,000	18,518,000	18,518,000	18,466,000	16,165,000
受取補助金	27,227,000	18,518,000	18,518,000	18,466,000	16,165,000
雑収益	4,010,498	1,129,620	1,280,036	1,183,940	1,182,109
受取利息	77,193	42,707	34,300	24,401	26,293
共済事務還元金	2,697,248	0	0	0	0
加入促進手数料	484,370	482,890	457,720	465,620	482,380
雑収益	751,687	604,023	788,016	693,919	673,436
経常収益計(A)	158,424,731	237,671,814	164,481,082	146,154,361	165,262,465
(2) 経常費用					
事業費	136,597,274	225,931,577	146,142,607	130,700,777	157,075,652
人件費	8,013,403	5,577,649	7,308,829	7,465,427	7,493,794
事業管理費	4,533,529	4,133,717	4,104,029	4,365,966	4,366,474
生活安定事業費	38,369,207	135,683,075	56,458,747	35,155,871	34,534,480
健康維持推進事業費	6,604,913	6,649,350	7,924,818	7,866,313	10,792,542
余暇活動事業費	50,871,213	46,145,957	42,328,654	47,376,948	68,479,929
自己啓発事業費	585,525	381,783	475,850	266,473	633,418
財産形成事業費	16,700	7,700	8,090	18,282	20,000
情報提供事業費	110,450	58,870	119,870	153,270	144,484
会費加入促進事業費	688,550	712,550	832,000	924,570	959,680
労務相談事業費	60,000	60,000	60,000	49,350	50,859
指定管理事業費	26,743,784	26,520,926	26,521,720	27,058,307	29,599,992
管理費	15,747,950	13,944,415	12,895,038	12,375,959	12,369,404
人件費	12,079,879	9,213,639	7,829,379	7,780,055	8,000,329
一般管理費	3,668,071	4,730,776	5,065,659	4,595,904	4,369,075
経常費用計(B)	152,345,224	239,875,992	159,037,645	143,076,736	169,445,056
当期経常増減額(C)=(A)-(B)	6,079,507	-2,204,178	5,443,437	3,077,625	-4,182,591
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
経常外収益計(D)	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
経常外費用計(E)	0	0	0	0	0
当期経常外増減額(F)=(D)-(E)	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	6,079,507	-2,204,178	5,443,437	3,077,625	-4,182,591
一般正味財産期首残高	68,968,069	75,047,576	72,843,398	78,286,835	81,364,460
一般正味財産期首残高	68,968,069	75,047,576	72,843,398	78,286,835	81,364,460
一般正味財産期末残高	75,047,576	72,843,398	78,286,835	81,364,460	77,181,869
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額					
指定正味財産期首残高	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
指定正味財産期首残高	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
指定正味財産期末残高	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
III 基金増減の部					
基金期末残高	0		0	0	0
IV 正味財産期末残高	170,047,576	167,843,398	173,286,835	176,364,460	172,181,869

② 財産の状況

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	412,818	140,484	373,389	129,538	285,973
預金	12,603,952	11,382,898	13,238,546	16,434,361	12,076,980
未収金	2,552,927	125,140	566,040	191,000	81,520
前払金	0	0	0	1,570	0
立替払い金	0	237,006	79,001	95,136	73,996
流動資産合計	15,569,697	11,885,528	14,256,976	16,851,605	12,518,469
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産預金積立金	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
基本財産合計	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
(2) 特定財産					
運営資産積立金	62,465,000	62,465,000	66,164,000	66,164,000	69,164,000
施設補修引当積立金	3,799,475	3,799,475	3,799,475	3,799,475	1,799,475
特定資産合計	66,264,475	66,264,475	69,963,475	69,963,475	70,963,475
(3) その他の固定資産					
什器備品	205,839	137,232	68,626	20	20
有価証券	582,000	582,000	582,000	582,000	582,000
電話加入権	152,880	152,880	152,880	152,880	152,880
その他の固定資産合計	940,719	872,112	803,506	734,900	734,900
固定資産合計	162,205,194	162,136,587	165,766,981	165,698,375	166,698,375
資産合計	177,774,891	174,022,115	180,023,957	182,549,980	179,216,844
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	6,128,119	5,111,244	5,172,747	4,880,466	5,758,065
前受金	698,250	669,750	1,029,900	783,700	756,900
預り金	900,946	397,723	534,475	521,354	520,010
流動負債合計	7,727,315	6,178,717	6,737,122	6,185,520	7,034,975
負債合計	7,727,315	6,178,717	6,737,122	6,185,520	7,034,975
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
基本財産	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
指定正味財産合計	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000	95,000,000
(うち基本財産への充当額)	(95,000,000)	(95,000,000)	(95,000,000)	(95,000,000)	(95,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	75,047,576	72,843,398	78,286,835	81,364,460	77,181,869
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(66,264,475)	(66,264,475)	(69,963,475)	(69,963,475)	(70,953,475)
正味財産合計	170,047,576	167,843,398	173,286,835	176,364,460	172,181,869
負債及び正味財産合計	177,774,891	174,022,115	180,023,957	182,549,980	179,216,844

(4) 市との取引関係

平成 26 年度に実施した事業	指定管理料	補助金
労働福祉会館の管理運営	21,554,640 円	
運営費の一部		16,165,000 円

(5) 主要事業の概要

(A) 中小企業勤労者総合福祉推進事業

中小企業勤労者のための総合的な福祉事業

加入対象者

ハッピーワークいわきに加入者は、以下のいずれかに該当し、加入時の年齢が満 15 歳以上 70 歳未満

①市内の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主

②市内に居住し、市外の中小企業等に勤務する勤労者

③その他理事長が特に認めた者

※事業所単位で加入

会費

①入会金 600 円（会員 1 名につき、初回のみ）

②月会費 750 円

会員数

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
会員数	5,280 人	5,026 人	5,162 人	5,398 人	5,627 人
事業所数	1,825	1,697	1,633	1,590	1,541

会費収入

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受取入会金	270,000	239,400	340,200	397,200	415,800
受取会費	47,430,750	45,174,750	45,880,500	47,552,250	49,662,000
合計	47,700,750	45,414,150	46,220,700	47,949,450	50,077,800

事業内容

①生活安定事業

共済給付事業（出産祝金、住宅災害見舞金、弔慰金等）

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活安定事業収益	8,160,000	108,875,000	29,765,000	8,760,000	7,785,000
生活安定事業費	38,369,207	135,683,075	56,458,747	35,155,871	34,534,480
差引	-30,209,207	-26,808,075	-26,693,747	-26,395,871	-26,749,480

平成 23 年度は、東日本大震災による共済給付事業が他の年度に比して増加している。

②健康維持増進事業

健康管理事業（人間ドック・がん検診等自己負担分への助成）

健康増進事業（温泉入泉券斡旋、健康センター入泉への助成）

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
健康増進推進事業収益	3,301,150	4,331,550	5,520,690	5,245,100	6,772,000
健康維持推進事業費	6,604,913	6,649,350	7,924,818	7,866,313	10,792,542
差引	-3,303,763	-2,317,800	-2,404,128	-2,621,213	-4,020,542

③老後生活安定事業

退職金に係る制度の復託団体（制度の普及促進）

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
老後生活安定事業収益	107,730	9,828	49,802	56,322	61,527

④余暇活動事業

主催事業、チケット斡旋助成（図書カード・高速バス回数券・映画観賞券等）

ゴルフ・ボーリング・スキー等チケット助成等

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
余暇活動事業収益	40,680,850	32,289,150	35,716,760	36,669,565	53,751,877
余暇活動事業費	50,871,913	46,145,957	42,328,654	47,376,948	68,479,929
差引	-10,191,063	-13,856,807	-6,611,894	-10,707,383	-14,728,052

⑤自己啓発事業

各教室・講座の開催(料理講習会、ガーデニング講習会等)

技能検定受検料・国家資格取得料への助成等

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自己啓発事業収益	254,800	121,600	251,800	0	194,500
自己啓発事業費	585,525	381,783	475,850	266,473	633,418
差引	-330,725	-260,183	-224,050	-266,473	-438,918

⑥財産形成事業

年金・財形制度に係るセミナーの開催等

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
財産形成事業費	16,700	7,700	8,090	18,282	20,000

⑦情報提供事業

ガイドブック(年1回)・会報(年6回)の発行…センター事業の案内や利用方法、割引指定店の情報等、勤労者に係る各種の情報を掲載し、会員へ提供

ホームページによる情報の受発信…センターの概要・電子会報・割引指定店の紹介・事業報告

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
情報提供事業費	110,450	58,870	119,870	153,270	144,484

⑧会員加入促進事業

会員加入促進のための広報活動、推進員による加入促進活動

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会費加入促進事業費	688,550	712,550	832,000	924,570	959,680

⑨その他事業

労務相談

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
労務相談事業費	60,000	60,000	60,000	49,350	50,859

中小企業勤労者総合福祉推進事業は、各事業の収入以外に入会金や会費による収入もあり、総合的な収支は、以下の通りとなっており、事業費に相当する部分は、収入で賄われている。

(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
受取入会金	270,000	239,400	340,200	397,200	415,800
受取会費	47,430,750	45,174,750	45,880,500	47,552,250	49,662,000
各事業収支差額合計	-44,802,728	-44,072,157	-36,903,977	-41,080,090	-47,050,488
差引計	2,898,022	1,341,993	9,316,723	6,869,360	3,027,312

いわき市労働福祉会館管理事業（指定管理者）

勤労市民の福祉の増進と文化の向上を図るために行う管理運営事業

指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日（5年間）

施設概要

名 称	いわき市労働福祉会館
所 在 地	いわき市平字堂ノ前 22 番地
構 造	鉄筋コンクリート造 3 階建 (一部地下 1 階)
建築面積	951.05 m ²
延床面積	2,968.59 m ² (東北労働金庫所有分 841.98 m ²)
敷地面積	2,221.83 m ²
施設内容	1 階 管理事務室、団体事務室 食堂 3 階 会議室、和室 (2 階は東北労働金庫区分所有)



(単位:円)

科目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
指定管理料収益	20,862,450	20,862,450	20,862,450	20,862,450	21,554,640
指定管理事業費	26,743,784	26,520,926	26,521,720	27,058,307	29,599,992
差引	-5,881,334	-5,658,476	-5,659,270	-6,195,857	-8,045,352
共益分担金収益	5,615,903	5,821,769	6,202,049	6,572,432	7,033,606
再計	-265,431	163,293	542,779	376,575	-1,011,746

いわき市からの指定管理料収入と事業費を単純に比較すると採算性が悪い状況であるが、実際には、一部東北労働金庫の区分所有があり、共益費収入を加味すると平成22年度から平成25年度までは、事業経費は概ね収入で賄われている状況である。

2 監査の結果及び意見

(1) 財務諸表の作成が適切に行われているか。

① 制度

公益法人が作成しなければならない財務諸表について、「公益法人会計基準」に規定している。

② 実施した手続き

監査人は、公益法人会計基準に準拠して財務諸表を適切に作成していることを確認するため、担当者に法人の経理システム概況をヒアリングし、実際の期中あるいは決算時において使用している証票等の確認、財務諸表の開示内容について検討を行った。また、固定資産等の物品については管理台帳を基に現地視察を行った。

③ 監査の結果

(貸借対照表の表示について)

1) 現在作成公表されている貸借対照表の表示は、前年度との比較形式となっているが、平成 26 年度決算における前年度（平成 25 年度）の流動資産合計は前払金が計上漏れとなっている。【指摘事項】なお、流動資産合計は 16,851,605 円となっているが、これは、計算結果ではなく、前年度の合計を転記したものであり、現在計上されている流動資産の合計 16,850,035 円とも異なっている。

(現状)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	285,973	129,538	156,435
預金	12,076,980	16,434,361	△4,357,381
未収金	81,520	191,000	△109,480
立替払い金	73,996	95,136	△21,140
流動資産合計	12,518,469	16,851,605	△4,333,136

(参考：あるべき表示)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	285,973	129,538	156,435
預金	12,076,980	16,434,361	△4,357,381
未収金	81,520	191,000	△109,480
前払金	0	1,570	△1,570
立替払い金	73,996	95,136	△21,140
流動資産合計	12,518,469	16,851,605	△4,333,136

2) 基本財産は、安全性が高く元本毀損がない利付国債で運用し、償却原価法を適用している。現在の貸借対照表の表示は、内訳がなく、内容が不明瞭となっている。運用状況が把握できるように内訳を表示する必要がある。【意見】なお、貸借対照表上の固定資産は、基本

財産として「基本財産預金積立金 95,000,000 円」と掲載されている。公益法人会計基準の運用指針では、財務諸表の計上科目は中科目を基本とし、その取扱要領にて基本財産の中科目は「投資有価証券」としている。よって、表示科目の訂正が必要である。

(現状) (単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産預金積立金	95,000,000	95,000,000	0
基本財産合計	95,000,000	95,000,000	0

(参考：あるべき表示) (単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	94,778,405	94,752,335	26,070
普通預金	221,595	247,665	△26,070
基本財産合計	95,000,000	95,000,000	0

(財産目録について)

財産目録では、誤字（利付国庫債権⇒利付国庫債券）が見受けられる。財務諸表作成の際に記載内容の確認を強化する必要がある。【意見】

財産目録によると特定資産である運営資産積立金の内訳は、以下の通りとなっている。

(現状) (単位：円)

科 目	金 額	備考
(2) 特定資産		
運営資産積立金	69,164,000	
東邦銀行いわき市役所支店	10,000,000	預金
東北労働金庫平支店	28,264,000	預金
利付国庫債券 5年 東邦銀行いわき市役所支店	30,900,000	

利付国庫債券については、額面額で特定資産に計上されているが、実際の取得価額は、31,005,706 円であり、105,706 円額面超過で取得している。取得時に額面超過額を立替払い金として処理し、利払期に特定収入に振り替える処理を行っている。特定資産であるにも係らず、一部が流動資産に計上されているのは、問題である。原則として特定資産に取得価額で計上し、償却原価法により償還期限まで減額する処理をすべきであるが、少なくとも額面超過部分も特定資産の区分に計上する必要がある。【指摘事項】

(財務諸表に対する注記について)

1) 財務諸表に対する注記/重要な会計方針では、有価証券の評価基準及び評価方法が時価法と記載されている。時価法とは、事業年度末時点において、時価による評価を行う方法であり、現在、時価による評価方法は採用しておらず、実態を反映していない。また、満期保有目的債券については、時価法は採用できないこととなっているため、重要な会計方針の記載を変更すべきである。【指摘事項】

(現行)

2. 重要な会計方針 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有有価証券…債券及び有価証券は市場価格等に基づき時価法によっている。
--

(参考：変更案)

2. 重要な会計方針 (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 満期保有有価証券…債券及び有価証券は、償却原価法によっている。
--

2) 財務諸表に対する注記/10. 「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」における時価は、購入支出額を記載しているため、時価、評価損益が正しく注記されていない。時価に関する情報を調査し、時価及び評価損益を適切に開示すべきである。【意見】

(現状)

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
利付国庫債券 10年東邦銀行いわき市役所支店	94,778,405	94,739,300	39,105
利付国庫債券 5年東邦銀行いわき市役所支店	30,900,000	31,005,706	△105,706
合 計	125,678,405	125,745,006	△66,601

(参考：あるべき表示)

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
利付国庫債券 10年東邦銀行いわき市役所支店	94,778,405	99,047,000	4,268,595
利付国庫債券 5年東邦銀行いわき市役所支店	30,900,000	31,137,930	237,930
合 計	125,678,405	130,184,930	4,506,525

帳簿価額については、償却原価法による修正を行わずに現行の帳簿価額とした。

(附属明細書について)

現在、「基本財産及び特定資産の明細」掲記しているが、財務諸表に対する注記において既に開示されていることから、記載を省略することが可能である。明瞭表示の観点からも、記載省略を検討すべきである。【意見】

公益法人会計基準 第6附属明細書 2. 附属明細書の構成 附属明細書は、次に掲げる事項の他、貸借対照表及び正味財産増減計算書の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。 (1) 基本財産及び特定資産の明細 (2) 引当金の明細 なお、財務諸表の注記に記載している場合には、附属明細書においては、その旨の記載をもって内容の記載は省略することができる。
--

(2) 財務事務が適切に行われているか。

①制度等

一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンターは、会計処理を適正かつ円滑に行い、真実な

る事業成績並びに財政状態を明らかにするとともに、センターの健全なる運営を図ることを目的として会計規程を設けており、具体的な会計処理の基準が規定されている。

「一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター会計規則」より抜粋
(適用)

第2条 センターの会計処理は関係法令、センター定款及び公益法人会計基準（昭和52年3月公益法人監督事務連絡協議会制定。）に基づくこの規則の定めるところによる。

②実施した手続き

監査人は、いわき市勤労者福祉サービスセンターの会計処理が会計規則に基づいて適切に処理していることを確認するため、担当者へのヒアリング、関連資料について閲覧・検討を行った。

③監査の結果

(会計規則の不整合について)

会計規則第44条第1項では、備品については、備品台帳（様式第9号）を作成しなければならない、となっているが、実際の備品台帳には「第10号様式（第42条第1項関係）」となっており規則との整合性がない。備品台帳において準用する会計規則の条項を改訂する必要がある。【意見】

「一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター会計規則」より抜粋
(備品台帳及び標識)

第44条 購入した物品のうち、備品については、備品台帳（様式第9号）を作成しなければならない。

(年度末における資金残高の確認状況について)

銀行預金については、取引先から銀行残高確認書を入手し、年度末に帳簿残高との一致を確かめている。また、定期預金証書との確認も実施している。

現金残高は、売上日計表（平成27年3月31日）に併せて記載されている現金棚卸額と、法人内で発行している小口現金の残高証明書により、その実在性を確認しているが、売上日計表には、作成者、承認者が明示されていない。売上日計表は、重要な決算資料としても位置付けられるため、作成者、承認者の明示は必要である。【意見】

東邦銀行いわき市役所支店の普通預金口座（口座260138）について残高証明書上の金額221,618円が、帳簿残高221,595円と23円相違している。調査した結果、期末時での他の普通預金口座（口座41410）からの振替漏れがあり、同様の照合差異がある。帳簿上の残高を確認するために銀行残高証明書を手入しているが、照合上の差異が修正されていないため、残高証明書を手入することの意味がなくなっている。銀行残高証明書は、平成27年4月1日付であり、比較的早い時期に入手しているが、預金は通常資産、基本財産、特定資産の多岐にわたり、運用しているため、預金残高照合表を作成する必要がある。【指摘事項】

「一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター会計規則」より抜粋
(金銭の残高証明)

第31条 現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合し、預貯金は毎月末日の残高を銀行帳簿と照合してその正確性を期さなければならない。また、その他のものについては、適宜又は必要に応じて残高を関係帳簿、現物、預かり証等と照合して実在性、正確性を期さなければならない。

(日常の資金管理状況について)

1) 担当者から、法人本部に簿外現金があるとの説明を受け簿外現金を実査した結果、1,950円であった。簿外現金は、窓口訪問者が、電話代、コピー代として支払っているが、料金設定がないこと、本来の業務による収入ではないことから、簿外扱いされていたと思われる。現金は少額ではあるが、不正使用がないように、適時に受入処理をする必要がある。【指摘事項】

2) 領収書の管理表を査閲した。書損じは、3枚綴りで適切に保管されている。なお、未使用分については、領収書発行者の印が印刷済みとなっている。不正使用されないようにするための改善が必要である。【指摘事項】

(物品管理について)

物品管理については、備品台帳にて管理している。これを基に、現物視察を実施した結果は、次のとおりである。

1) 備品台帳の記載欄に空欄が目立つ。配置欄、検査(照合)記録欄は、受入時・廃棄時の責任の所在を明確にするとともに、現物照合をする際の情報としても重要な記載欄であるため、今後、備品台帳の記載欄を適切に記載すべきである。【意見】

2) 備品台帳には光学機器 294,997円(内容:プロジェクター 取得時期:平成22年6月)等、高額な備品も見受けられた。担当者の説明では、法人税法措置法67-8を適用(時限立法 平成15年4月~平成18年3月31日)し、一括償却が可能との理由から固定資産に計上せず、備品として記載したとの説明を受けた。しかし当センターは、法人税法の適用を受けないことから、固定資産に計上しなかった理由とは言えない状況である。今後、固定資産計上基準を明確にし、固定資産台帳での管理が必要である。【指摘事項】

「一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター会計規則」より抜粋

(物品の範囲)

第41条 物品とは、車両運搬具、事務用器具、什器類その他の備品及び消耗品等をいう。

(物品の分類)

第42条 物品は、次の各号のとおり分類し、当該各号に掲げるところにより区分する。

- (1) 備品 性質及び形態を変ずることが少なく、通常の状態でおおむね2年以上の使用に耐える取得価格10,000円以上(図書にあっては5,000円以上)の物品で消耗品以外のもの
- (2) 消耗品 使用によりその性質及び形態を変し、1回限り若しくは短期間に消耗する物品及びその性質上長期間使用に適しない物品並びに備品類似のものであるが、取得価格10,000円未満(図書にあっては5,000円未満)のもの

3) 備品台帳を基に、現物視察をした結果、備品には品目及び整理番号等を記載した標識の貼付はなく、定期的な物品調査は実施していないとの回答得た。現在の会計規則第44条および第47条に違反した対応であるため、早期に是正すべきである。【指摘事項】

「一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター会計規則」より抜粋

(備品台帳及び標識)

第44条 購入した物品のうち、備品については、備品台帳(様式第9号)を作成しなければならない。

1 備品には、品質及び整理番号等を記載した標識（様式 10 号）を付さなければならない。ただし、性質・形状等により標識を付することが適当でないものについては、これを省略することができる。

（物品の棚卸）

第 47 条 事務局長は、毎事業年度末に物品の棚卸を実施し、備品台帳等と照合しなければならない。

リース資産についても複合機、プリンター、会計処理端末機等、徐々に増加している。リースに関する台帳の整備について今後、検討する必要がある。

（リース取引について）

平成 26 年度には多額（300 万円超）のリース契約はないが、過去に多額のリース契約が締結されている。リース会計基準によれば、過年度取得分もリース資産の計上（あるいは賃貸借処理の場合、注記が必要）が要請されている。今後、新規のリース契約が発生した場合は、会計基準に沿った検討が必要である。【意見】

平成 20 年以降の多額なリース契約は次のとおりである。

リース契約書	リース会社	リース総額	リース期間	リース形態
勤労福祉サービスシステム	×××（株）	4,641,840 円（うち消費税 221,040 円）	2011/4/30 ～ 2016/3/26	ファイナンス・リース

「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」より抜粋（平成 20 年 10 月 7 日 日本公認会計士協会）

企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。公益法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。したがって、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。改正前リース会計基準では、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一定の注記を行うことができたが、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度からは、当該処理を廃止し、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととなる。

なお、リース契約 1 件当たりのリース料総額が 300 万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が 1 年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は注記を省略することができる等の簡便的な取扱いが認められている。

（賞与引当金について）

「一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター給与規程」では、賞与等に相当する手当（期末手当、勤勉手当）について、以下のように規定されている。

「一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター給与規程」より抜粋

（期末手当）

第 14 条 期末手当の支給については、いわき市市職員の給与に関する条例の例による。

（勤勉手当）

第 15 条 勤勉手当の支給については、いわき市市職員の給与に関する条例の例による。

いわき市職員の給与に関する条例によれば、賞与の基準日等については、以下のようにな

っている。

	基準日	支払日
夏季賞与	6月1日	6月30日
冬季賞与	12月1日	12月10日

「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」において、賞与引当金の取扱いが記載されている。（実務指針の詳細は、「いわき市国際交流協会」を参照）

6月・12月に支給している期末勤勉手当である賞与について、支給時に費用計上をする方法となっている。当法人は、いわき市の条例等を参考にしており支給日現在に在職していること、在職期間に応じて支給額を算定することになっている。期末日現在において、期末手当等の支給対象職員が、引き続き在職することを前提に、冬季支給日からの期間に応じて賞与引当金の計上を検討する必要がある。参考までに平成27年6月に支給した夏季期末勤勉手当額を基に期間按分して賞与引当金相当額を計算すると以下の通りである。【意見】

平成27年6月支給額926,614円×4ヶ月/6ヶ月=617,742円

- 6月支給額は、平成27年6月に見直しを行っており、平成27年3月末の決算で賞与引当金を計上する場合は、金額が相違する可能性がある。
- 期末勤勉手当に係る支給対象期間が明記されていないが、12月～翌年5月までを支給対象期間と見做して、12月から翌年3月までを年度内の期間として算定している。

(3) 経営管理が適切に行われているか。

(公告について)

勤労者福祉サービスセンターの定款では、公告の方法を「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」と規定しているおり、実際に掲示もされていることから特に問題ない。

定款

第9章 公告の方法

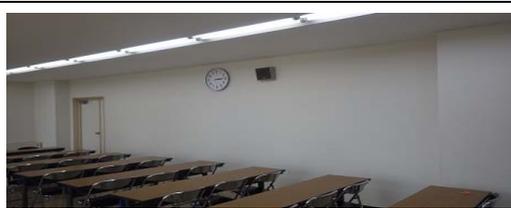
(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に提示する方法により行う。

(管理施設の改修等の負担について)

勤労者福祉サービスセンターは、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの指定期間において「いわき市労働福祉会館」の指定管理者となっている。基本協定書では第16条において管理施設の改修等について1件10万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を基準に規定されている。

工事名：3階クロス張替工事
金額：1,296,000円



張替工事は、10万円を超過しているにも係らず、その工事の全額を法人が負担している。本来は、基本協定書に沿っていわき市が負担すべき費用であるが、担当者からの説明では、いわき市の予算措置の関係から協定書第56条の規定に基づき、甲乙協議した結果、止むを得ず法人が負担したとのことである。しかし協議した結果の文書が保存されていないことか

ら、協議した事実を判断することはできない状況である。今後、協議したことを明確にするためにも文書は保存しておく必要がある。【意見】

「いわき市労働福祉会館の管理に関する基本協定書」より抜粋

第3章 業務の実施

(管理施設の改修等)

第16条

2. 労働福祉会館の修繕は、次の各号に掲げる修繕の区分に応じ、当該各号に定める者が自己の費用と責任において行うものとする。

(1) 1件につき10万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を超えない労働福祉会館の修繕 乙(一般財団法人勤労者福祉サービスセンター)

(2) 1件につき10万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以上の労働福祉会館の修繕 甲(いわき市)

3. 前項の規定にかかわらず、乙が一事業年度における労働福祉会館の修繕に係る費用の額が10万円を超えるときは、甲が自己の費用と責任において行うものとする。

(疑義等についての協議)

第56条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(公益法人会計基準について)

勤労者福祉サービスセンターの会計規則は、会計処理及び決算書類作成に当たって適用される会計基準として「公益法人会計基準」に基づくことが規定されているが、根拠となる会計基準の策定期間が昭和52年制定当時であることが明記されている。公益法人会計基準は、昭和52年3月に設定され、昭和60年に改正、平成16年に全面的な改正、更に平成20年にも改正が行われている。決算書類の作成に当たって適用すべき会計基準は、平成20年基準となっており、会計規程内で適用される会計基準で矛盾が生じている状況である。同一の基準に基づいて一貫した処理となるように、会計規則を見直す必要がある。【意見】

「一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター会計規則」より抜粋

(決算書の作成)

第49条 センターは、事業年度終了後速やかに、当該事業年度に係る次の各号に掲げる決算書類を作成しなければならない。計算書類は、「公益法人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」(平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会)及び内部管理事項に準じ作成するものとする。

(労働福祉会館会議室の稼働状況について)

平成26年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
A利用時間	761	692	907	798	629	763
B利用可能時間	2,100	2,016	2,100	2,268	2,268	2,016
稼働率(A/B)	36.2%	34.3%	43.2%	35.2%	27.7%	37.8%

平成26年度	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
A利用時間	808	1,005	738	653	946	717	9,417
B利用可能時間	2,268	2,100	1,932	2,016	1,932	2,100	25,116
稼働率(A/B)	35.6%	47.9%	38.2%	32.4%	49.0%	34.1%	37.5%

勤労者福祉サービスセンターは、指定管理者として労働福祉会館の管理運営、使用料徴収及び収納事務委託を行っている。

平成26年度の労働福祉会館の利用実績は、上記のとおりである。午前9時から午後9時までの利用が可能であるにも係らず、時間当たりの稼働率があまりにも低調である。労働福祉会館は、いわき市所有物件であるが、民間でも貸会議室を運営していること等から、競合相手はあるものの、施設の有効活用の観点から、いわき市としても施設の積極的な利活用の方法を検討する必要がある。【意見】

(債権管理について)

売掛金・未収入金について、入金による消込が総額ベースで行われており、個別の債権と入金の対応が行われていない。債権は、個別に管理し、確実に回収を図る必要がある。【意見】

第4 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社

1 団体の概要

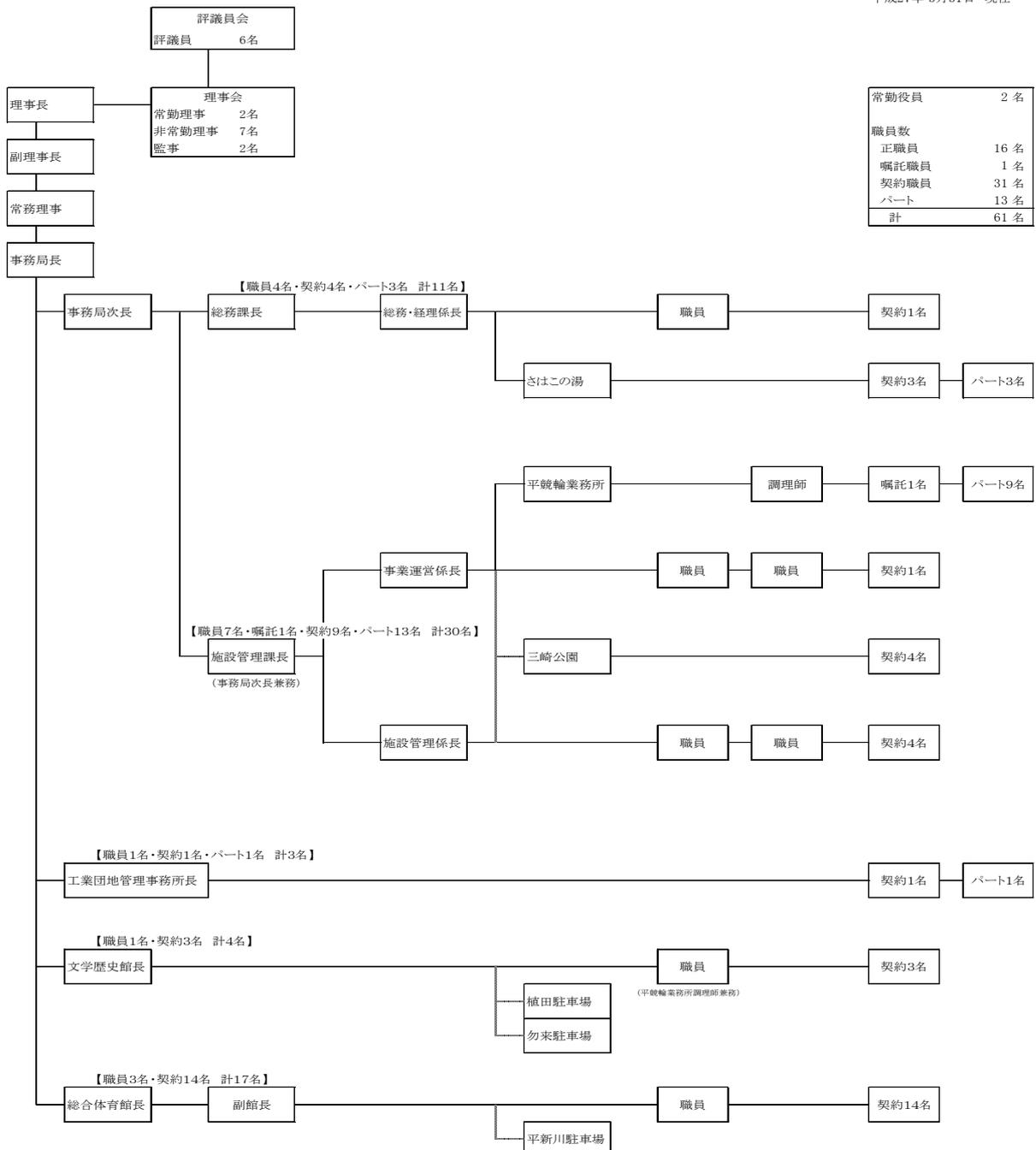
(1) 事業概要

所管部署	公園緑地課	
設立目的	<p>いわき市公園緑地観光公社（以下、「公社」という。）は、都市緑化の推進、公園緑地等の維持管理及び利用啓発に関する事業を行い、緑化思想の普及啓発を図るとともに、公園緑地、観光交流施設及び体育施設の利用促進と円滑な運営管理を通じて、快適な生活環境づくりに寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市緑化及び緑の保全に関する普及啓発 2 公園緑地、観光交流施設及び体育施設等の利用促進 3 公園緑地、観光交流施設及び体育施設等の運営管理 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業及び前各号に関連する事業 	
設立年月日	平成6年3月8日	
事業内容	<p>実施事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市緑化事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市緑化推進事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 都市における良好な保全 ② 都市緑化に関する普及啓発 (2) 都市公園管理事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 21世紀の森公園維持管理事業 ② 公園維持管理事業 (3) 上荒川公園管理事業 (4) 工業団地管理事業 2 観光交流事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 勿来関文学歴史館事業 (2) 勿来駐車場事業 <p>その他事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市緑化収益事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市公園利用促進収益事業 (2) 上荒川公園利用促進収益事業 2 観光交流収益事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平競輪業務所事業 (2) さはこの湯公衆浴場事業 3 駐車場事業 	
出資・出損状況	基本財産	200,000千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合、一般正味財産を含む）	300,000千円（100%）

沿革	1994年3月	財団法人 いわき市公園緑地協会 設立
	2003年4月	旧3公社（財団法人いわき市観光公社、財団法人いわき市工業団地管理公社及び財団法人いわき市駐車場管理公社）との統廃合により、法人名称を「財団法人 いわき市公園緑地観光公社」に変更
	2013年4月	法人名称を「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社」に変更

(2) 職員の状況

平成27年 3月31日 現在



(3) 運営状況・財政状態

① 運営状況

(単位:円)

科 目	平成22年度決算額	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度決算額	平成26年度決算額
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用収益	940,414	1,071,476	1,222,616	825,826	410,939
② 事業収益	669,108,252	608,856,790	657,390,878	615,085,910	617,946,933
③ 負担金等収益	25,384,050	18,386,712	14,916,100	16,033,989	16,209,100
④ 雑収益	10,762,759	29,610,122	16,095,641	11,197,426	11,348,717
経常収益計	706,195,475	657,925,100	689,625,235	643,143,151	645,915,689
(2) 経常費用					
① 事業費用	692,071,269	641,356,489	689,266,291	624,560,007	626,886,860
② 管理費用	20,113,727	20,597,542	20,283,792	25,749,414	25,124,370
経常費用計	712,184,996	661,954,031	709,550,083	650,309,421	652,011,230
当期経常増減額	△ 5,989,521	△ 4,028,931	△ 19,924,848	△ 7,166,270	△ 6,095,541
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	21,333,251	19,116,707
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	524	732,950	0	0
当期経常外増減額	0	△ 524	△ 732,950	21,333,251	19,116,707
税引前当期一般正味財産増減額	△ 5,989,521	△ 4,029,455	△ 20,657,798	14,166,981	13,021,166
法人税及び事業税等			72,000	72,000	72,000
当期一般正味財産増減額	△ 5,989,521	△ 4,029,455	△ 20,729,798	14,094,981	12,949,166
一般正味財産期首残高	230,006,889	224,017,368	239,987,913	219,258,115	233,353,096
一般正味財産期末残高	224,017,368	219,987,913	219,258,115	233,353,096	246,302,262
II 指定正味財産増減の部					
① 基本財産運用益	940,414	1,071,476	1,222,616	825,826	410,939
② 一般正味財産への振替額	△ 940,414	△ 1,071,476	△ 1,222,616	△ 825,826	△ 410,939
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	220,000,000	220,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
指定正味財産期末残高	220,000,000	220,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
III 正味財産期末残高	444,017,368	439,987,913	419,258,115	433,353,096	446,302,262

平成24年度の決算において、指定正味財産のうち20,000,000円が一般正味財産に振替となっている。

① 財産の状況

(単位:円)

科 目	平成22年度決算額	平成23年度決算額	平成24年度決算額	平成25年度決算額	平成26年度決算額
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	621,030	1,888,508	1,959,830	2,456,250	922,240
預金	1,503,249	1,472,429	1,219,592	1,536,281	937,715
預金	227,388,204	167,868,470	174,950,563	181,787,823	203,377,417
積立預金	35,000,000	95,000,000	90,000,000	90,000,000	85,000,000
立預金	7,548,616	7,548,616	6,763,761	0	0
掛金	1,100,500	5,150,200	5,283,545	4,971,050	2,732,107
未収金	2,461,023	7,207,614	3,383,471	2,965,271	3,008,786
前払金	2,415	14,385	0	211,800	140,940
商品	879,114	801,860	521,889	588,552	592,746
材料	203,151	40,739	29,700	9,749	14,013
預託金	59,400	53,620	62,730	62,730	62,730
替		24,675			
前払費用		1,124,410	500	1,679,655	1,652,175
短期貸付			0	0	0
本店			0	0	0
支社			0	0	0
流動資産合計	276,766,702	288,195,526	284,175,581	286,269,161	298,440,869
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	20,000,000	28,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
普通預金	98,847,940	1,005,114	1,449,446	1,878,088	1,933,656
投資有価証券	101,152,060	190,994,886	190,550,554	190,121,912	190,066,344
基本財産合計	220,000,000	220,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
(2) 特定資産					
特定資産合計	9,071,527	7,517,527	5,117,527	0	0
(3) その他固定資産					
建物	7,884	1,461			
附属設備	34,912	29,257	24,518	20,547	17,219
構築物	310,147	239,694	189,207	148,731	118,095
車両運搬具	66,131	31,442	8,794,301	4,757,056	2,618,586
器具備置	1,954,189	1,480,776	8,694,038	4,866,920	2,836,990
機械及び装置	1,278,548	763,365	16,497,924	11,768,479	8,386,321
電話加入権	160,600	160,600	160,600	160,600	160,600
その他固定資産合計	3,812,411	2,706,595	34,360,588	21,722,333	14,137,811
固定資産合計	232,883,938	230,224,122	239,478,115	221,722,333	214,137,811
資産合計	509,650,640	518,419,648	523,653,696	507,991,494	512,578,680
II 負債の部					
1. 流動負債					
買掛金	1,521,327	2,885,111	2,943,071	2,132,084	1,466,723
未払費用	43,977,631	55,269,847	82,030,586	50,554,557	46,502,503
未払り	6,655,976	5,382,464	8,107,374	3,786,299	3,791,071
前受金	2,348,030	3,337,567	2,802,613	9,144,455	2,121,793
未払受給金	0	0	0	10,000	10,000
未払貸与金	2,134,946	3,197,056	798,122	378,210	202,488
未払旅費	5,266,004	5,650,062	5,823,289	4,862,140	4,130,531
未払消費税等	3,700	9,435	22,348	3,922	1,739
未払事業税	2,523,258	1,497,793	665,778	3,694,731	7,977,570
未払法人税等	1,130,400	1,130,400	1,130,400	0	0
流動負債合計	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000
2. 固定負債					
固定負債合計	65,633,272	78,431,735	104,395,581	74,638,398	66,276,418
負債合計	0	0	0	0	0
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
受取寄付金	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
受取寄附金	20,000,000	20,000,000			
指定正味財産合計	220,000,000	220,000,000	200,000,000	200,000,000	200,000,000
(うち基本財産への充当額)	(220,000,000)	(220,000,000)	(200,000,000)	(200,000,000)	(200,000,000)
2. 一般正味財産					
一般正味財産合計	224,017,368	219,987,913	219,258,115	233,353,096	246,302,262
(うち特定資産への充当額)	(9,071,527)	(7,517,527)	(5,117,527)	(0)	(0)
正味財産合計	444,017,368	439,987,913	419,258,115	433,353,096	446,302,262
負債及び正味財産合計	509,650,640	518,419,648	523,653,696	507,991,494	512,578,680

(4) 市との取引関係 (単位：円)

平成 26 年度に実施した事業	指定管理料	利用料収入
都市公園の管理運営業務	285,722,000	○
上荒川公園及び公園内体育施設の管理業務	131,759,000	×
いわき市勿来関文学歴史館	38,513,000	
いわき市勿来駐車場	999,000	
さはこの湯公衆浴場の管理	—	○

(単位：円)

平成 26 年度に締結した契約	賃借料
土地賃貸借契約 平新川駐車場 (用地)	1,371,445
市有財産賃貸借契約 自動販売機設置用地	1,080,000

(5) 主要事業の概要

<都市緑化事業>

①都市緑化推進事業：市民の緑の大切さを認識するとともに緑を守り、創り、育てる知識等の普及を図るための事業（都市における良好な緑の保全、都市緑化に関する普及啓発）

②都市公園管理事業：公の施設である近隣公園以上のいわき市都市公園の維持管理

➤ 21 世紀の森公園維持管理事業（指定管理者）

「いわきグリーンスタジアム」「いわきグリーンフィールド」「多目的広場」のほか、コミュニティ広場や自然冒険ゾーンを有する 89.2ha の公園であり、公園施設利用者の利便と利用促進を図るため、各施設及び芝生の管理、清掃等を定期的を実施

➤ 公園維持管理事業（指定管理者）

市民生活に憩いと潤いを与える公園と緑地等の緑豊かなオープンスペースを活用し、各種イベントの開催等により市民に愛される公園を目指して公園の利用促進を図るほか、効率的で質の高い管理を実施

【都市緑化事業】(単位：円)	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
経常収益	447,642,520	437,922,635	442,027,976	426,295,247	447,971,817
経常費用	451,823,956	434,858,434	453,051,741	453,050,307	471,842,429
経常外収益	0	0	0	6,368,508	6,527,881
経常外費用	0	0	88,304	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	△572,519
当期一般正味財産増減額	△4,181,436	3,064,201	△11,112,069	△20,386,552	△17,915,250
A)21 世紀の森公園維持管理事業					
グリーンスタジアム					
利用件数	210 件	278 件	374 件	451 件	531 件
利用者数	31,270 人	27,582 人	40,594 人	44,906 人	55,344 人
グリーンフィールド					
利用件数	60 件	62 件	66 件	70 件	46 件
利用者数	9,873 人	11,913 人	18,117 人	16,108 人	8,701 人

多目的広場					
利用件数	65 件	61 件	70 件	81 件	75 件
利用者数	10,930 人	12,107 人	16,675 人	20,070 人	16,310 人
多目的フィールド					
利用件数	1,197 件	1,376 件	1,806 件	1,718 件	1,780 件
利用者数	8,730 人	10,300 人	10,673 人	9,452 人	9,850 人
公園全体					
利用件数	1,532 件	1,777 件	2,316 件	2,320 件	2,432 件
利用者数	60,803 人	61,902 人	86,059 人	90,536 人	90,205 人
B)公園維持管理事業					
近隣公園	17 ヶ所				
地区公園	3 ヶ所				
風致公園	5 ヶ所				
都市緑地	6 ヶ所				
緑道等	9 ヶ所				
その他	3 ヶ所				
計	43 ヶ所				

③上荒川公園管理事業：総合体育館、いわき陸上競技場、平野球場等を中心に、様々な競技が行える総合運動公園について、公園施設及び体育施設の適正な維持管理により、良好な利用環境を市民に提供し、もって市民の健康増進に貢献することを目的としての管理運営

総合体育館



いわき陸上競技場



(単位：人)

施設名	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総合体育館					
個人	40,337	27,137	41,106	38,170	38,814
団体	129,891	87,674	136,560	141,462	164,595
合計	170,228	114,811	177,666	179,632	203,409
陸上競技場					
個人	39,449	25,132	36,650	37,554	42,174
団体	38,704	19,893	38,741	38,395	69,787
合計	78,153	45,025	75,391	75,949	111,961
平野球場					
個人	—	—	—	—	—
団体	15,160	10,747	19,426	35,716	21,044
合計	15,160	10,747	19,426	35,716	21,044
平テニスコート					
個人	40,501	26,084	44,834	38,991	39,257
団体	26,562	12,891	26,612	31,108	31,491
合計	67,063	38,975	71,446	70,099	70,748
いわき弓道場					
個人	8,286	5,977	12,441	7,688	7,625
団体	4,142	2,488	7,691	6,834	5,335
合計	12,428	8,465	20,132	14,522	12,960
いわき市民プール					
個人	24,189	0	14,682	16,768	14,488
団体	9,431	570	5,979	11,135	17,896
合計	33,620	570	20,661	27,903	32,384
個人合計	152,762	84,330	149,713	139,171	142,358
団体合計	223,890	134,263	235,009	264,650	310,148
利用者合計	376,652	218,593	384,722	403,821	452,506

④工業団地管理事業：「小名浜臨海工業団地」及び「野田工業団地」等の緑地及びその他の環境施設について適正な維持管理に努め、工業団地内及び周辺の方々の憩いの場としての利用促進。小名浜臨海工業団地内に立地企業の福利厚生施設として整備された「いわき市企業交流会館」について、市民の利用受け付け、利便性向上を図る事業

いわき市企業交流会館



(単位：人)

【企業交流会館】	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
アリーナ					
個人	1,201	3,543	1,344	1,457	1,130
企業	5,318	6,660	5,886	4,730	6,117
合計	6,519	10,203	7,230	6,187	7,247
トレーニングルーム					
個人	333	179	458	457	535
企業	3,700	2,506	2,471	2,528	2,660
合計	4,033	2,685	2,929	2,985	3,195
研修室					
個人	409	468	409	425	823
企業	333	236	69	45	224
合計	742	704	478	470	1,047

<観光交流事業>

勿来関文学歴史館及び勿来駐車場の円滑な運営管理を行い、常設展や企画展等の展示、ワークショップ・体験講座の開催等を通じて、文化・文学・歴史を広く市民に紹介し、健全な利用促進と快適な生活環境づくりに貢献することを目的として行う管理事業。

①勿来関文学歴史館事業（指定管理者）

市民の勿来の関に係る文学及び歴史についての知識及び教養の向上と施設の利用促進を図るため、施設を適正に管理し、企画展及び体験講座等を開催

②勿来駐車場事業（指定管理者）

勿来海水浴場及び勿来の関等への来場者の駐車場として、適正な維持・管理により、観光客の皆様が便利で心地よく利用できる駐車スペースの提供

勿来関文学歴史館



【勿来関文学歴史館】		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
有料観覧者数	個人	7,429	2,417	4,432	5,558	4,928
	団体	3,880	463	1,747	1,933	1,626
	小計	11,309	2,880	6,179	7,491	6,554
減免観覧者数	高齢者	1,322	1,128	1,499	1,975	2,881
	その他	1,402	2,625	1,997	1,505	1,327
	小計	2,724	3,753	3,496	3,480	4,208
全体入館者数(人)		14,033	6,633	9,675	10,971	10,762
駐車場利用台数(台)		1,925	0	2,221	1,956	1,787

<その他事業>

①都市緑化収益事業

➤ 都市公園利用促進収益事業

実施事業で受託している公園施設等において、売店施設及び自動販売機等の利便施設を設置

➤ 上荒川公園利用促進収益事業

飲料水等の自動販売機を設置

(単位:円)

【自動販売機売上】		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
都市公園	年度末設置台数	52台	48台	56台	56台	56台
	売上	9,002,139	7,651,437	10,145,050	10,226,942	9,482,612
上荒川公園	年度末設置台数	17台	17台	17台	17台	17台
	売上	6,637,559	4,528,820	6,824,176	6,849,407	7,076,113
合計	年度末設置台数	69台	65台	73台	73台	73台
	売上	15,639,698	12,180,257	16,969,226	17,076,349	16,558,725

②観光交流収益事業

➤平競輪業務所事業

いわき平競輪開催中に選手が宿泊する宿舍の運営及び同宿舍並びに平競輪場内に自動販売機を設置して飲料水等を提供

円滑な競輪開催と運営を図られるように適正な管理・運営

宿泊する選手たちのニーズに合わせた日用品や嗜好品の販売

(単位:円)

【平競輪業務所事業】	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
食堂売上	49,194,475	45,871,765	46,834,730	53,435,105	44,653,957
その他売上	13,335,650	12,832,850	13,604,766	13,586,154	11,969,734
売上合計	62,530,125	58,704,615	60,439,496	67,021,259	56,623,691

➤さはこの湯公衆浴場事業

市民の健康の維持増進と地域振興に資するための温泉保養施設として、平成7年10月より入浴等の営業、平成25年度から公衆浴場



(単位:円)

【さはこの湯】	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
入浴利用客数	168,952人	164,740人	168,224人	170,305人	179,047人
休憩利用客数	5,739人	3,647人	5,228人	休憩券販売中止	
入浴売上	22,455,800	20,719,080	21,433,060	22,669,290	34,233,430
休憩・その他売上	23,640,575	19,658,819	24,348,187	24,629,501	14,011,809
売上合計	46,096,375	40,377,899	45,781,247	47,298,791	48,245,239

③駐車場事業

平及び植田地区の市街地における交通渋滞などの解消を図る目的で、平新川駐車場及び植田駐車場の2ヶ所を経営。植田駐車場は、機械の老朽化により、平成20年6月30日に撤去し、現在は月極駐車場

平新川駐車場



(単位:円)

【駐車場事業】		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
平新川駐車場	駐車台数	22,147台	26,881台	27,828台	26,740台	28,397台
	売上	6,360,050	8,125,970	8,459,420	8,275,260	8,610,020
植田駐車場	駐車台数	6,344台	9,308台	18,212台	17,154台	26,573台
	売上	634,400	930,800	1,821,200	1,715,400	2,667,300

2 監査の結果及び意見

(1) 財務諸表の作成が適切に行われているか

① 制度等

公益法人が作成しなければならない財務諸表について、「公益法人会計基準」に規定している。

② 実施した手続き

監査人は、財務諸表が適切に作成されていることを確認するため、担当部署へのヒアリング、関連資料の閲覧及び財務諸表間の照合を実施した。

③ 監査の結果

財務諸表に対する注記(5)リース取引の処理方法について、所有権移転外ファイナンス・リースは、通常の賃貸処理としている旨の注記をしている。しかし公益法人会計基準に係る実務指針(その2)において、リース取引の会計処理について具体的に記載されており、ファイナンス・リース取引は、所有権移転の有無にかかわらず、売買処理を基本としていることから、今後新たにファイナンス・リース取引契約を締結した場合は、重要性が乏しい場合を除いて売買処理による必要がある。【意見】

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

「公益法人会計基準に係る実務指針(その2)」(非営利法人委員会報告第29号)より抜粋

2. リース取引の会計処理の概要

Q15: リース取引の会計処理について教えてください。

A: 企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。公益法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。

したがって、ファイナンス・リース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計を行う。

公益法人会計基準注解

(注1) 重要性の原則の適用について

(4) ファイナンス・リース取引について、取得した物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。

(2) 財務事務が適切に行われているか

① 制度等

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社は、財務会計に関し、能率的な運営と適正な経理を処理するため、その基準及び手続きを定めることを目的として財務会計規程を設けており、具体的な会計処理の基準が規定されている。

「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程」より抜粋

(経理の原則)

第2条 公社の会計については、定款及びこの規程に定めるもののほか、公益法人会計基準（平成20年3月1日公示 内閣府公益認定等委員会）の例による。

②実施した手続き

監査人は、会計処理に係る事務が適切に行われているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、法令、定款、公益法人会計基準及び「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程」に基づいて会計処理に係る事務手続きが実施されているかの検証を行った。

③監査の結果

(資金管理について)

さはこの湯では本部に報告書を提出し、本部において収支伝票が起票される。毎月、小口現金使用報告書を作成している。入館料を収受している施設では、現金を保管している。

1) 「さはこの湯」の(売上)日計表について、平成27年12月1日以前は、作成者・確認者の記載がなく、報告書として重大な不備がある。売上日計表は、決算上の重要な資料であり、責任の所在を明らかにする必要がある、法人本部から積極的に改善の指示をする必要がある。

【指摘事項】更に、タオル・ヒゲソリの売上金(主に小銭)は売店内棚上にある透明の容器内に、そのまま置かれており、資金管理上問題である。閉店時には、金庫内保管が必要である。【指摘事項】



「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程」より抜粋

(現金の管理)

第7条 現金は、すべて理事長が定めた金融機関(以下「取引銀行」という。)に預け入れて保管しなければならない。

2) さはこの湯では2年程前から、休憩券(2階部屋)の販売が中止となり、現金にて返却中であるが、休憩券の返金は、平成27年5月以降、発生していない。返金準備つり銭(残高45,100円)は、一旦、本部へ返却すべきである。なお、回収した未使用券は、現地にて担当者が廃棄しているが、不正防止の観点から未使用券を受入れた際に、使用不可の押印をし、本部へ送付後、廃棄すべきである。【意見】



3) 勿来関文学歴史館小口現金を実査したが、特に問題はなかった。現金を管理している金庫については、ダイヤルを固定した状態となっており、現金を保管する方法としては不十分である。現金の保管については、金庫を更新する、夜間金庫を利用する等の方法を再度検討する必要がある。【意見】



4) 上荒川公園管理事業において、平成 27 年 12 月 10 日時点で、11 月分の小口現金使用明細書が作成されていない。10 月の小口現金使用明細書（残高）に、11 月以降の収支書類を加味した残高と小口現金の実際残高に差異はなかった。【意見】

（領収書の管理について）

管理施設では、指定領収書以外に市販の領収書（年に数枚発行）を使用している場合もある。個別の管理としては、日々の「利用状況報告書」・「現金等払込兼領収書」（銀行印あり）を定期的に本部へ送付している。さはこの湯、上荒川公園において領収書の保管・管理を更に徹底する必要がある。【意見】

1) さはこの湯の領収書使用について、今回、翌年度使用予定分を、誤って当年度に使用しているものがあつた。この為、連番管理上の不備が見られた。

2) 上荒川公園で使用している領収書控えに、担当者印を押印していない。発行者を特定するためにも発行担当者が押印すべきである。

（物品管理について）

公園緑地観光公社は、いわき市との間で 5 カ所について指定管理者の契約を締結しており、基本協定書により資産管理が明記されている。また、公園緑地観光公社においても、財務会計規程を設けており、公社所有の固定資産の管理、備品の管理について規定されている。

「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程」より抜粋

（消耗備品等の整理）

第 30 条 事務局長、館長及び所長は、消耗備品を把握するため備品台帳を備え、消耗備品には、備品整理票を貼付し、又はペイント書等をして管理しなければならない。

（固定資産の管理）

第 34 条 固定資産の管理は、事務局長が行うものとする。

2 事務局長は、固定資産台帳を備え、資産の数量、価格の増減、減価償却引当金及び処分等による異動を記載し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

（固定資産の整理）

第 36 条 固定資産のうち、器具、備品等の動産については、第 30 条に準じた固定資産整理票を貼付しなければならない。

(固定資産台帳の管理方法について)

公園緑地観光公社では、固定資産台帳として、以下の2つの帳票を作成している。

- ・「固定資産説明書」：主に減価償却計算を管理
- ・「公社購入固定資産一覧表」：年度ごとの固定資産の購入、除却の状況を管理

固定資産台帳について、「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程」では、固定資産台帳を作成し、資産の数量、価格の増減、減価償却引当金及び処分等による異動の状況は常に明らかにしておくことが規定されている。

1) いわきグリーンスタジアムでは、「公社購入固定資産一覧表」については、年に1度現物の確認をしているとのことであるが、そもそも現物に固定資産整理票を貼付されていないものがあるため、「公社購入固定資産一覧表」と現物を客観的に明らかな形で整合させることは困難な状況となっている。今後、「公社購入固定資産一覧表」及び「固定資産説明書」は、固定資産整理票が貼付されている現物との一致を確認すること、帳票間の整合性を確認することが必要である。又、固定資産の購入、処分等の管理を単一の帳票で管理することを検討する必要がある。【指摘事項】

「いわき市都市公園の管理運営に関する基本協定書」における、いわき市所有備品の貸与、管理等について詳細は以下の通りである。

「いわき市都市公園の管理運営に関する基本協定書」より抜粋

なお、以下の条文中の甲はいわき市、乙は公社となる。

第4章 備品の扱い

(甲による備品の貸与)

第25条 甲は、別紙2に定める備品(I種)を、無償で乙に貸与する。

2 乙は、指定期間中、備品(I種)を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品(I種)が経年劣化等により業務実施のように供することができなくなった場合、甲は、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品を購入又は調達するものとする。

4 乙は、故意または過失により備品(I種)を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

2) さはこの湯の「固定資産説明書」は、「公社購入固定資産一覧表」との照合を実施しているが、照合の結果、公社購入固定資産一覧表に登載していない物件がある。(さはこの湯:給水ポンプは、公社購入固定資産一覧表に記載がないが、これは組織再編により移管された物件のためである。)公社購入固定資産一覧表の登載状況を再度確認されたい。



(固定資産整理票の貼付について)

いわきグリーンスタジアムにおいて固定資産の現物の状況を確認した結果、以下の固定資産整理票が貼付されていない固定資産が存在した。

現物	内容
	<p>所有者：いわき市及び公社</p> <p>品名：乗用2連ロータリーモア</p> <p>台数：2台</p> <p>現況：いわき市及び公社の所有物であるが、指定管理台帳の備品台帳・備品等(I種)に1台分掲載されていない。</p>
	<p>所有者：公社</p> <p>品名：パロネス自走ロータリーモア</p> <p>備品番号：18-10-1</p> <p>現況：固定資産整理票(緑シール)の貼付なし。</p>
	<p>所有者：公社</p> <p>品名：ミニコウウンキ</p> <p>備品番号：17-10-12</p> <p>金額(税込)：301,350円</p> <p>現況；固定資産整理票(緑シール)の貼付なし</p>
	<p>所有者：公社 平成6年度購入</p> <p>品名：グランドキーパー</p> <p>備品番号：94-12-003-1</p> <p>金額(税込)：1,272,050円</p> <p>現況；固定資産整理票(緑シール)の貼付なし</p>
	<p>所有者：いわき市</p> <p>品名：シバウラ トラクター</p> <p>現況；固定資産整理票(赤シール)の貼付なし 備品台帳・備品等(I種)に登載されている</p>
	<p>所有者：公社 平成13年度購入</p> <p>品名：マッタウェイオーバースーダー</p> <p>備品番号：01-17</p> <p>金額(税込)：630,000円</p> <p>現況；固定資産整理票(緑シール)の貼付なし</p>

- 1) 固定資産の管理については、「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社財務会計規程」を踏まえ、公社では原則として、公社所有の固定資産については、緑色の固定資産整理票シール、いわき市所有の固定資産については、赤色の固定資産整理票シールを貼付することとなっているが、固定資産整理票が貼付されていない物件があることから、固定資産台帳と現物の関連性が管理できなくなってしまうため、固定資産には固定資産整理票を貼付し管理する必要がある。【指摘事項】
なお、一部の固定資産については、台帳の登載もれもあった。
- 2) 給水ポンプ制御盤には固定資産整理票が貼付されておらず、会計規程第 36 条に違反していることから、今後は固定資産整理票を貼付し、物品管理する必要がある。【指摘事項】
- 3) 上荒川公園において、平成 26 年度購入備品を視察した結果、傘立て・電動ポットには、管理シートは貼付されていたが、背負式手動噴射器・ヘッジトリマー・デジタルカメラには管理シートの貼付はなかった。【意見】



(固定資産の管理について)

- 1) 平新川駐車場として耐火金庫が登載されているが、法人本部の事務室に資料保管金庫として設置されている。法人本部で使用されている固定資産については、法人会計の固定資産として記載すべきである。【意見】
- 2) 企業交流会館内のトレーニング・ルームを視察した結果、登録した会員のトレーニングメニューの作成を行うコンピュータ・システムは、カード読み取り機とタッチパネルが平成 26 年 6 月頃より故障しており、部品交換も不可能であることから、利用者である立地企業にその更新の可否を諮ったところ、費用に見合うメリットがないことから更新しないこととなった。現在の設置場所は、撤去しないことによる障害はないが、使用予定のない機器であれば、撤去を検討すべきである。【意見】

コンピュータ・システム (物件所有者：いわき市)



システム構成

- ① ホストコンピュータ
- ② プリンタ
- ③ マークシート・リーダー
- ④ カード読み取り機
- ⑤ タッチパネル

また、トレーニングルーム内には、使用禁止となっている機器、壁面棚内にも既に使用していない機器（血圧計、OHP など）が保管されているが、今後も使用しない場合は、併せて撤去を検討すべきである。



トレーニングルーム内壁面棚



(駐車場回数券の売上について)

いわき市から土地の賃借を受け、平新川駐車場事業を行っている。駐車場事業に伴う施設等利用料は、現金・月極・回数券の3種類から構成されている。平成26年度は、毎月2千台程度の利用があり、月平均700千円程度の売上を計上している。

区分		月別												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
平新川 駐車場	駐車台数	2,241	2,240	2,392	2,293	2,211	2,324	2,583	2,588	2,706	1,839	2,421	2,559	28,397
	売上	773,940	645,680	663,480	677,520	616,160	602,800	781,000	760,240	735,960	815,440	738,540	799,260	8,610,020

施設利用料のうち回数券売上については、販売時に全額収益に計上されている。事業年度末に未使用の回数券による売上相当額が先行計上（役務が未提供）された状況となっている。

回数券は、販売時に番号管理をしていないことから、厳密には未使用回収券を把握することができない。しかし、販売枚数から利用枚数を差し引くことによって、未使用回数券の枚数を把握することはできるため、年度末においては、先行計上とならないように調整する必要がある。なお、平成 27 年 3 月に回数券が 2 回 156,800 円販売されているが、使用分は 141,680 円であり、概算で 15,120 円先行売上計上となっている。【意見】

(販売品の棚卸について)

さはこの湯の販売品の棚卸確認表がなく、売上数量の正確な確認ができていない状況にある。現在の会計規程には、棚卸に関する事項の記載がなく、現地の判断に依存している状況である。在庫の確認、在庫の予定数量と現物との差異の把握をすることにより不正防止にもつながる。今後は、規程を整備するとともに、棚卸を実施する際には、棚卸確認表を作成し、在庫数を確定するとともに、払出数量を把握し、売上金額との照合をする必要がある。【意見】

(賞与引当金について)

公社内の規程である「職員の給与に関する規程」では、賞与について以下のように規定されている。

「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社職員の給与に関する規程」より抜粋

(賞与)

第 16 条 賞与は、6 月 1 日および 12 月 1 日を基準日として、それぞれの日に在職する職員に対し、その者の勤務成績等に応じて支給する。

2 賞与の支給日は、6 月 30 日および 12 月 10 日（これらの日が日曜日又は土曜日にあたるときは、これらの日前において、この日に最も近い日曜日又は土曜日でない日）に支給する。

3 賞与の額は、職員の勤務成績等の人事考課、経営状況により理事長が決定して支給する。

公社内の規程の「職員の給与に関する規程」によれば、賞与の基準日等については、以下のようになる。

	基準日	支払日	対象期間
夏季賞与	6 月 1 日	6 月 30 日	12 月 2 日～6 月 1 日
冬季賞与	12 月 1 日	12 月 10 日	6 月 2 日～12 月 1 日

なお、「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」において、賞与引当金の取扱が記載されている。（実務指針の詳細は、「いわき市国際交流協会」を参照）

平成 26 年度の貸借対照表総括表において、賞与引当金は計上されていなかったが、「公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）」の解釈、支給対象期間が明確となっていることから、夏季賞与については、3 月末の時点で未払いではあるものの、12 月 2 日～3 月 31 日までの勤務に対応して支払われる賞与については、3 月末時点で既に発生していると考えられるため、賞与引当金を計上する必要がある。【指摘事項】

参考までに、平成 25 年度、平成 26 年度に計上が必要な賞与引当金の概算は、以下のとおりである。

- ・平成 25 年度の賞与引当金：6,352,850 円(夏季賞与全額)×2/3=4,241,900 円
- ・平成 26 年度の賞与引当金 7,983,242 円(夏季賞与全額)×2/3=5,322,161 円

なお、賞与引当金を計上する場合は、賞与引当金の計上基準を重要な会計方針に注記する必要がある。【意見】

(3) 経営管理が適切になされているか。

① 概要

いわき市公園緑地観光公社は、一般社団・財団法人法の適用を受け、貸借対照表を公告すること等、情報公開を積極的に行っている。

② 実施した手続き

監査人は、経営管理が適切に行われているかを確認するため、担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、法令、定款、諸規程に基づいて経営管理が適切に実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

(公告について) 法人本部関連

一般財団法人いわき市公園緑地観光公社の定款では、公告の方法を「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」と規定しているが、公衆の見やすい場所の掲示をホームページと読み替えて対応している。今後は、定款の変更を検討することが必要である。【意見】

「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社定款」より抜粋

(公告の方法)

第 50 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(決裁書類について)

平成 26 年度における、いわき市等との間で工業団地管理事業に係る以下の契約が締結されており、契約締結は平成 26 年 4 月 1 日となっている。

- ア. 小名浜臨海工業団地の施設・緑地の管理 (いわき市)
- イ. いわき市企業交流会館 (いわき市)
- ウ. 小名浜臨海工業団地緑地等管理事業 (立地企業)
- エ. 野田工業団地緑地等管理事業 (立地企業)

小名浜臨海工業団地の施設・緑地の管理 (受託料 6,215,400 円) といわき市企業交流会館の管理 (受託料 7,589,160 円) は同一の起案書により、決裁を受けているが、起案書の決裁日欄が空白となっている。また、所長印が最終決裁印となっており、理事長等の決裁印が押印されていない。

決裁規程によれば、1,000 万円以上は理事長の決裁を要するとしている。取引の性質上、同一起案書で決裁を受けることが適切なものと判断された場合、総額で決裁者を区分し決定するのが正しいといえる。【指摘事項】

工業団地における立地企業とは、当初協定書を締結し、その後、自動継続となっている。平成 27 年 6 月に新規加入企業との協定書締結のために起案書を作成したが、決裁に当たり起案書に決裁日が記載されていない。【意見】

「一般財団法人いわき市公園緑地観光公社決裁規程」より抜粋

(理事長の決裁事項)

第 5 条 理事長の決裁を必要とする事項は、役員等職務権限規程第 2 条による。

(専決事項)

第 6 条 前条の規定により、理事長の決裁すべき事項以外は、別表第 1 のとおり常務理事、事務局長、事務局次長、課長、館長及び所長が専決することができる

別表第 1 (第 6 条関係)

2 財務事項

項目	常務理事	事務局長	事務局次長	課長
委託等請負契約に関すること(業者選定を含む)	500 万円以上 1,000 万円未満	300 万円以上 500 万円未満	100 万円以上 300 万円未満	100 万円未満

なお、決裁に当たって公社内で起案決裁が実施されており、起案上の問題は特にない。

(いわき平競輪場選手宿営運営業務の受託に関する決裁について)

起案書を閲覧した結果、起案書の決裁日欄が空白となっている。また、決裁印は事務局長印が最終的に押印されており、理事長等の承認印はない。委託契約の内容は、宿泊単価(3,801円)、食事単価(朝食 864 円、昼食 756 円、夕食 3,218 円)に関する契約であるが、総額では年間 4 千万円超となることが想定されており、理事長決裁が必要である。【指摘事項】

第5 公益財団法人いわき市潮学生寮

1 団体の概要

(1) 事業概要

所管部署	教育政策課	
設立目的	<p>東京都及びその近郊に修学する主として福島県いわき市出身の男子学生のうち、学術優秀、品行方正、身体強健でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援護を行い、もって社会有用の人材を育成することを目的とするとともに、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学生寮の設置運営 2 学生への指導助言 3 その他目的を達成するために必要な事業 	
設立年月日	昭和34年1月14日	
事業内容	<p>学生寮の設置及び維持運営 在寮生に対する規律ある寮生活の指導 その他目的を達成するために必要な事業</p>	
出資・出損状況	基本財産	2,000千円
	市の出資金額(資本金に占める割合)	2,000千円(100%)
沿革	昭和34年1月	財団法人 潮学生寮 設立
	平成25年4月	法人名称を「公益財団法人いわき市潮学生寮」に変更し、公益財団法人に移行

(2) 運営状況・財政状態

①運営状況

(単位:円)

科目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
①基本財産運用益	4,000	1,400	601	500	500
基本財産受取利息	4,000	1,400	601	500	500
②寮運営事業収益	25,967,890	28,548,372	24,356,960	25,744,105	25,096,630
入寮金	660,000	930,000	750,000	630,000	463,500
貸貸料	4,835,000	4,810,000	4,795,000	4,830,000	4,957,700
共益金	10,261,000	11,377,000	9,377,500	10,106,000	9,872,000
食材費	8,788,480	9,859,840	8,092,160	8,742,400	8,510,700
寮室内電気料	1,423,410	1,571,532	1,342,300	1,435,705	1,292,730
③受取補助金等	9,430,000	9,430,000	9,430,000	9,430,000	9,430,000
受取地方公共団体補助金	9,430,000	9,430,000	9,430,000	9,430,000	9,430,000
④受取寄附金		0	0	0	0
受取寄附金収入		0	0	0	0
⑤雑収益	172,107	210,281	464,547	178,176	262,634
受取利息	3,663	3,207	3,039	2,896	2,251
退寮時納付金	123,000	164,000	439,500	127,500	236,700
雑収益	45,444	43,074	22,008	47,780	23,683
経常収益計	35,573,997	38,190,053	34,252,108	35,352,781	34,789,764
(2) 経常費用					
①事業費	34,807,226	35,799,371	33,846,716	35,133,467	35,301,669
役員報酬	0	0	0	41,500	41,500
旅費交通費	18,200	163,320	403,010	372,960	365,134
通信運搬費	192,463	181,046	233,814	295,155	292,818
消耗什器備品費	205,485	241,480	119,528	36,285	111,022
消耗品費	289,162	1,052,362	457,627	399,146	398,119
修繕費	6,810,417	5,293,955	6,109,427	6,674,918	6,652,529
燃料費	0	0	12,724	28,325	20,273
光熱水費	3,700,592	4,068,818	4,118,706	4,065,645	4,038,671
食材費	7,055,660	7,927,900	6,661,100	6,345,140	6,345,910
食材費返還金	1,732,820	1,931,940	1,431,060	2,397,260	2,164,790
寮室内電気料返還金	486,320	624,782	440,610	455,055	474,590
使用料及び賃借料	510,243	564,714	466,432	412,379	379,398
保険料	63,470	65,690	65,690	65,690	65,690
手数料	195,209	340,526	247,565	518,286	455,083
租税公課	457,050	476,200	454,200	454,200	498,200
負担金	130,760	39,600	19,600	27,600	28,100
助成金	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
委託費	11,088,210	10,987,410	10,709,105	10,560,900	10,948,932
印刷製本費	0	37,485	92,820	182,584	220,471
雑支出	0	0	3,259	0	0
建物減価償却費	1,740,439	1,740,439	1,740,439	1,740,439	1,740,439
什器備品減価償却費	70,726	1,704	0	0	0
②管理費	2,132,539	1,747,598	1,157,129	1,202,822	1,131,306
役員報酬	157,700	348,600	257,300	290,500	265,600
保険料	0	0	0	122,250	122,250
会議費	0	2,539	1,918	4,200	2,600
旅費交通費	403,000	116,000	107,380	96,700	143,260
通信運搬費	0	48,000	40,080	16,850	28,470
消耗品費	97,200	274,710	146,544	100,312	55,549
印刷製本費	37,485	0	0	0	24,840
手数料	0	41,317	2,515	3,480	3,340
租税公課	0	137,134	3,300	8,000	1,350
負担金	0	0	47,200	50,450	16,200
支払利息	1,437,154	779,298	550,892	510,080	467,847
経常費用計	36,939,765	37,546,969	35,003,845	36,336,289	36,432,975
当期経常増減額	△ 1,365,768	643,084	△ 751,737	△ 983,508	△ 1,643,211
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,365,768	643,084	△ 751,737	△ 983,508	△ 1,643,211
一般正味財産期首残高	39,907,137	38,541,369	39,184,453	38,432,716	37,449,208
一般正味財産期末残高	38,541,369	39,184,453	38,432,716	37,449,208	35,805,997
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
指定正味財産期末残高	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
III 正味財産期末残高	40,541,369	41,184,453	40,432,716	39,449,208	37,805,997

②財産の状況

(単位:円)

科 目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	7,870,698	8,910,078	8,353,999	7,254,818	5,468,741
未収金	41,090	9,720	6,570	13,020	12,130
流動資産合計	7,911,788	8,919,798	8,360,569	7,267,838	5,480,871
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
基本財産合計	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
(2) その他の固定資産					
土地	1,766,325	1,766,325	1,766,325	1,766,325	1,766,325
建物	54,528,954	52,788,515	51,048,076	49,307,637	47,567,198
構築物	27,700	27,700	27,700	27,700	27,700
什器備品	106,044	104,340	104,340	104,340	104,340
その他の固定資産合計	56,429,023	54,686,880	52,946,441	51,206,002	49,465,563
固定資産合計	58,429,023	56,686,880	54,946,441	53,206,002	51,465,563
資産合計	66,340,811	65,606,678	63,307,010	60,473,840	56,946,434
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	126,843	180,623	144,546	165,754	207,318
前受金	0	0	215,280	111,620	0
預り金	0	10,800	11,070	12,300	8,610
流動負債合計	126,843	191,423	370,896	289,674	215,928
2. 固定負債					
長期借入金	25,672,599	24,230,802	22,503,398	20,734,958	18,924,509
固定負債合計	25,672,599	24,230,802	22,503,398	20,734,958	18,924,509
負債合計	25,799,442	24,422,225	22,874,294	21,024,632	19,140,437
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
定期預金	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
指定正味財産合計	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(2,000,000)	(2,000,000)	(2,000,000)
2. 一般正味財産					
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	40,541,369	41,184,453	40,432,716	39,449,208	37,805,997
負債及び正味財産合計	66,340,811	65,606,678	63,307,010	60,473,840	56,946,434

(3) 市との取引関係

(単位:円)

年度	23	24	25	26
受取補助金	9,430,000	9,430,000	9,430,000	9,430,000

(4) 入寮状況

(単位：人)

年度	23	24	25	26	27 (参考)
定員	63	63	63	63	63
入寮者	62	53	55	53	43
差引	1	10	8	10	20
入寮率 (%)	98.4	84.1	87.3	84.1	68.3

平成 23 年度は、満室状態であったが、平成 25 年度以降減少傾向となっている。なお、平成 26 年度、平成 27 年度の入寮者は、年度途中入寮者を含む。

2 監査の結果及び意見

(1) 財務諸表の作成が適切に行われているか。

① 制度

公益法人が作成しなければならない財務諸表について、「公益法人会計基準」に規定している。

② 実施した手続き

監査人は、財務諸表の作成が適切に作成されているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、会計処理、財務諸表が「公益法人会計基準」及び「公益財団法人いわき市潮学生寮会計規則」に基づいて、実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

(長期借入金の長短区分について)

新館建設の際に金融機関から借入を行っている。返済方法は、元利均等返済となっており、返済予定表も入手されているが、貸借対照表の借入金残高が全額固定負債に長期借入金として計上されている。適切な財政状態を把握するために、一年内返済予定額については、流動負債に計上する必要がある。【意見】

(現状)

科目	平成 26 年度
Ⅱ負債の部	
2. 固定負債	
長期借入金	18,924,509

(参考：あるべき表示)

科目	平成 26 年度
Ⅱ負債の部	
1. 流動負債	1,834,453
一年内返済予定長期借入金	
2. 固定負債	
長期借入金	17,071,056

(受取補助金について)

受取補助金については、学生寮の運営に必要な補助金であり、補助対象経費は、修繕費・委託費(うち人件費に係る部分)・支払利息・長期借入金の対象となっている。正味財産増減計算書において、受取補助金の全額が公益目的事業に計上されているが、その一方で、補助対象経費である支払利息は、法人会計に計上されており、対応関係が十分に図られていない。今後は、受取補助金と補助対象経費の対応関係が明確になるように処理すべきである。

【意見】

「財団法人いわき市潮学生寮運営費補助金交付要綱」より抜粋
(補助対象経費及び補助金額)

第2 補助の対象となる経費は、次の各号に掲げる経費とし、補助する金額は補助対象経費の一部について、予算の範囲内で市長がその都度定めるものとする。

- (1) 潮学生寮の維持経営に要する経費
- (2) 在寮学生の補導に要する経費
- (3) その他潮学生寮の目的を達成するために必要な事業に要する経費

(正味財産増減計算書内訳表について)

平成26年度の正味財産増減計算書内訳表について、経常収益の部に学生寮の入寮金、賃貸料、共益金、退寮時納付金のそれぞれの勘定のうち、一部金額が法人会計区分にも配賦されている。これは、公益認定移行の際に公益目的事業と法人会計の負担割合(75%:25%)を設定し、経常費用項目について公益目的事業会計と法人会計に配賦を行うと共に収入項目も連動して法人会計に同様の比率で配賦を行ったことによる。本来は、寮運営事業収益については、全額が公益目的事業会計に計上すべきである。正味財産増減計算書内訳表の法人会計区分は、経常増減の部において、2,954,628円の一般正味財産の増加となっている。公益認定等ガイドラインでは、適正な範囲内の管理費相当額の収益計上を例外的に認めているが、現在の収益計上負担割合には実態を加味していないことから問題がある。事業活動の正しい把握(意思決定)のためにも、適正な収益の負担が必要である。**【意見】**

「ガイドライン 1-17 認定法第18条関係(公益目的事業財産)」より 抜粋

(4) 公益目的事業のみを実施する法人は、寄附を受けた財産や公益目的事業に係る活動の対価として得た財産のうち、適正な範囲内の管理費相当額については、公益目的事業財産にはふくまれないものと整理することができる。

(財産目録の表記等について)

財産目録の普通預金「東邦銀行平支店」となっているが、残高証明書の発行元は「東邦銀行いわき営業部」となっている。実際の発行元に合わせた名称にすべきである。**【意見】**

財産目録の普通預金「川崎信用金庫本店」の残高は零であり、現在未使用の状況にある。今後、使用予定がなければ、資金管理の安全性を考慮し、預金口座の閉鎖を検討する必要がある。

(2) 財務事務が適切に行われているか

① 概要

公益財団法人いわき市潮学生寮では、会計処理を適正かつ円滑に行い、真実なる事業成績並びに財政状態を明らかにするとともに、法人の健全なる運営を図ることを目的として会計処理規則を整備しており、具体的な会計処理の基準が規定されている。

「いわき市潮学生寮会計処理規則」より抜粋

(適用範囲)

第 2 条 法人の会計処理は、法令、定款及び公益法人会計基準に定めのある場合のほか、この規程の定めるところによる。

② 実施した手続き

監査人は、財務事務が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、現場視察を実施し、「公益財団法人いわき市潮学生寮会計処理規則」、公益法人会計基準等に基づいて、実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

(資金管理について)

「東邦銀行平支店」の長期借入金について、残高証明書発行日は平成 27 年 10 月 30 日となっている。当法人は、残高証明書の入手時期等について、具体的なルールは規程上で明示されていないが、決算に当たっては、預金とともに、残高証明書を入手することが必要である。【意見】

「公益財団法人いわき市潮学生寮会計処理規則」より抜粋

(金銭等の保管)

第 20 条 金銭に含まれる現金、有価証券、預金証書等及び金銭領収証、銀行使用印、小切手帳、その他金銭に類する重要物件については、経理責任者の責任において厳重に管理し、必要に応じて金融機関等の保護預りをしなければならない。

2 出納に使用する印鑑は、経理責任者が保管し、押印するものとする。

(残高照合)

第 21 条 預貯金は、毎月末日の残高を会計帳簿と照合してその正確性を期さなければならない。また、その他のものについては、適宜又は必要に応じて残高を関係帳簿、現物、預り証等と照合して実在性、正確性を期さなければならない。

いわき市潮学生寮は、学生寮の管理を業者に委託している。日常的に発生する資金取引については、当法人から 3 か月ごとに、12 万円を「三井住友銀行生田支店」に振り込み、舎監が月初めに 4 万円を口座引落とし使用している。3 か月後に、未使用現金累計残高を当法人の預金口座「東邦銀行いわき市役所支店」に振り込んでいる。当法人では、潮学生寮の舎監から、収支報告書および領収書の送付を受け、支出内容の確認を行っている。

今回、潮学生寮から送付された領収書を確認したところ、財団名の宛名記載がないものが散見され、学生寮のために使用したか否かを特定できない状況にある。今後は、少なくとも領収書の宛名を記載する必要がある。なお、レシートについても、現地責任者の押印をし、使用者を特定する必要がある。【意見】

舎監との資金決済は、未使用現金を再度預金口座に振り込むことにより、不正使用を抑止している効果はあるが、差額補充法を採用することによる送金手数料の軽減も検討する必要がある。なお、資金残金について、当法人本部の訪問者が預り持参する場合もあるが、現地で現金出納簿に引渡の確認を行っておらず、不明瞭な取引となる可能性がある。

(物品管理について)

当法人の保有する物品の多くは、潮学生寮で保有するため、現地視察し、その管理状況を確認した。



(除却処理した固定資産について)

固定資産の除却処理は、学生寮より口頭で連絡を受け、法人本部で廃棄処理を実施している。今回現地調査した際に、過年度除却済みの什器備品である「焼物機」が現在も使用されていた。現地担当者からは、厨房に置かれていたものを、若干手直しして使用しているとの説明を受けた。また、固定資産台帳において、平成 27 年 8 月 20 日に除却処理済みとされていた「食器洗浄機」が、現地では、廃棄することなく使用されていた。固定資産に係る除却処理と現物との対応関係が図られていない状況となっている。廃棄報告と経理処理上の除却処理については、学生寮へ使用状況を十分に確認し、法人本部職員が巡回時に再確認する等、管理体制を強化する必要がある。【指摘事項】なお、除却処理した食器洗浄機については、改めて資産計上するとの回答であった。

<焼物機>



<食器洗浄機>



「公益財団法人いわき市潮学生寮会計処理規則」より抜粋

(固定資産の管理)

第 31 条 経理責任者は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価格、減価償却額、簿価等の所要事項の記録を行い、固定資産の保全状況及び移動についての管理の万全を期さなければならない。

未使用の居室が 2 部屋あり、「新館 212 号室の相部屋と旧館 101 室の相部屋」を視察した。室内状況はつぎのとおりであった。

212 号室	本棚が 1 人分不足している。床の損傷が進んでいる。現在使用中のほとんどの部屋で同様の状態であるとの説明を受けた。今後の修繕計画を検討すべきである。
	

101 号室	備品は 2 人分あり、ベッドはかなり堅牢な木材造りとなっている。個室への用途変更の際には、改修費用（廃棄代等も含めて）が多額となる可能性がある。用途変更の際に発生する改修費用を見積り、今後の修繕計画へ計上することも検討すべきである。
	

修繕や用途変更、新規購入支出については、今後の経営計画（方針）との関係が大きく係ってくる。入寮者が減少し、相部屋が個室利用されている傾向を踏まえ、早急に対策を検討する必要がある。

(固定資産の管理区分相違について)

1) 財産目録において、「卓球室」と記載のある建物を現場視察した。卓球室は、卓球台があるものの未使用の状態であり、現在はトレーニング機器や健康器具が置かれていた。現在、

財産目録上の卓球室は、名称と使用状況が異なるため、適切な管理区分に名称変更する必要がある。【意見】

<卓球室>	
	

2) 厨房器具は柄がない、油が付着している等、衛生上、防火上の観点から、買替えを検討すべきである。

<厨房器具>



(物置の管理状況について)

物置を視察した結果、内部は整理整頓されているが、長期間使用していない物品が散見された。不要物品については、廃棄処理等の対応を図る必要がある。

<物置>	
	

(館内の管理状況について)

学生寮内部を視察した結果、壁紙が剥離している個所が散見された。予算を考慮し、計画的な修繕が必要である。

<新館内>	
	

(固定資産の管理について)

固定資産、備品には物品管理シールの貼付がなく、固定資産管理台帳との照合が困難な状況であり、学生寮自治会の所有物との区分が不明となっている。規程上に記載はないが、現物調査を実施する上で、固定資産・備品には物品管理シールの貼付が必要である。【意見】

今後、規程を改訂し、容易に現物確認できる管理体制とする必要がある。

(現物照合について)

会計処理規則第 32 条では「現物調査は年 1 回以上実施する」と規定しているが、現物調査した書類は保管されていない。固定資産の除却の誤りからも、現物調査したとは言い難い状況である。【指摘事項】現物調査の結果を踏まえ、固定資産台帳の整備をする必要がある。

「公益財団法人いわき市潮学生寮会計処理規則」より抜粋

(固定資産の定義)

第 25 条 固定資産とは耐用年数 1 年以上で、かつ取得価額 20 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(固定資産の管理)

第 31 条 経理責任者は、固定資産台帳を設け、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価格、減価償却額、簿価等の所要事項の記録を行い、固定資産の保全状況及び移動についての管理の万全を期さなければならない。

(固定資産台帳と現物の照合)

第 32 条 経理事務担当者は、固定資産の管理に当たり、常に良好な状態であることに留意し、毎事業年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合し、その実在性を確かめなければならない。もし、紛失、き損、滅失等が生じた場合は、速やかに経理責任者に報告し、その処置について指示を受けるものとする。

なお、減価償却計算については、取得時において決定した耐用年数省令に基づく耐用年数、償却方法（定額法）により、計算されていることを確認した。

「公益財団法人いわき市潮学生寮会計処理規則」より抜粋

(減価償却)

第 30 条 固定資産の減価償却については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定める耐用年数、償却率によって毎事業年度末に実施することとしその方法は定額法によるものとする。

(固定資産台帳の区分について)

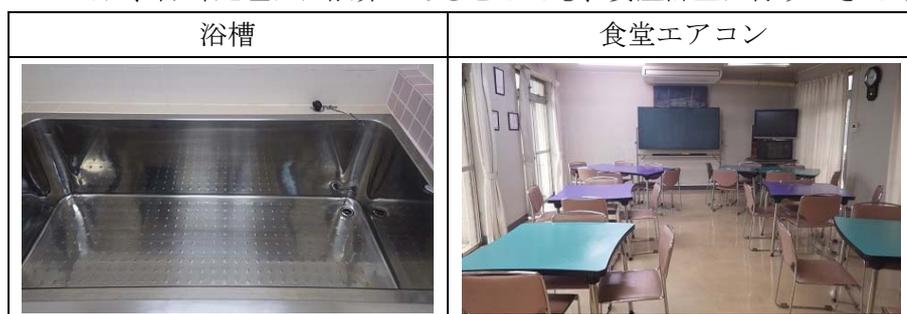
平成 26 年度に固定資産の建物に計上している 47,567,198 円について、固定資産台帳を閲覧した結果、建物として一括計上されている。建物には、電気設備や給排水衛生設備等の附属設備があるが、全て一体として計上されていることから、建物附属設備についても建物の耐用年数が一括して適用されている。

建物附属設備については、建物の耐用年数よりも短いことから、現在の減価償却費は過少に計上されている可能性がある。また、建物附属設備を取替更新する場合、区分されていないことから、適切に除却処理することができないという弊害が生じる。現時点では、区分する資料が現存しないことから、再計算することはできないが、今後新規に取得する固定資産

については、区分計上するとともに、区分計算した資料を除却まで保存しておくことが必要である。【意見】

(修繕費について)

修繕費の内訳を確認した結果、浴槽等改修工事が実施されているが、その金額が多額であること（排水工事他合計 5,994,000 円（税込）うち、浴槽代は約 2 百万円）、浴槽自体を取替更新していることから、取替した浴槽等を除却処理するとともに、更新した資産を資本的支出として資産計上すべきである。また、食堂エアコンについても、取替更新であり、浴槽改修工事同様に修繕費として処理（税込 630,000 円）しているが、除却処理と資産計上処理を行うべきである。しかし固定資産の計上は建物（旧館・新館）の区分のみとなっていることから、取替更新により除却される資産を把握することができない状況である。今後の処理については、除却処理には限界があるとしても、資産計上は行うべきである。【指摘事項】



(管理費/消耗品費について)

管理費/消耗品費の支出内訳を確認した結果、公益財団法人の目的と直接関連性のない法人税に関する書籍（「わかりやすい必要経費 判断・処理の手引」、「わかりやすい損金処理判断の手引」）を購入、加除支出を行っていることが判明した。いわき市潮学生寮は、公益財団法人であり、収益事業も行っていないことから、法人税で必要となる必要経費、損金処理問題の書籍については、活用する場面は殆どない。購入に際しては、法人の事業にとって必要か否かを十分に検討し、購入を決定する必要がある。【指摘事項】

なお、当該書類を必要としている外郭団体を含めた市役所の各部局での活用を検討し、転用が困難な場合は、廃棄を検討する必要がある。

(ガソリン代について)

当法人は車両運搬具を保有していないにも係らず、ガソリン代や駐車料金が発生している。担当者に事情を質問したところ、舎監の私有車を潮学生寮のための消耗品購入や急病の寮生を病院搬送に使用することがあるためガソリン代や一時的な駐車料金を負担しているとのことである。自家用車を使用している際に給油した燃料の全てが潮学生寮のために利用されているとはいえないため、現行の取扱いは取り止める方向で検討することが必要である。【意見】

今後の対応策として、

- ①ガソリン代の負担について舎監との間で何らかの取決めをする（距離数に応じた精算）
- ②潮学生寮の業務に類する行為での私有車使用を認めない代わりにタクシー代等を支給する
- ③当法人が車両を購入する
- ④当法人が自動車リース契約締結し活用する

(租税公課：福島県に対する均等割の免税申請の可否について)

当法人は、いわき市と川崎市に対しては、市民税の減免申請を提出しているが、県民税の減免申請は提出していないため、福島県財務事務所に確認した結果、減免申請は必要ないと回答であり、現行の対応でも特に問題はない。

「法人県民税の減免申請について」福島県 HP より抜粋

法人県民税均等割の減免申請（福島県税条例第 38 条の 9）

次のいずれかに該当するもののうち収益事業を行わない法人は、申請により法人県民税均等割が減免されます。

(1) 対象となる法人

- 公益社団法人または公益財団法人
- 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体

(2) 減免申請手続き 減免を受けようとする法人は納期限前 7 日(納期限は 4 月末日)までに法人県民税減免申請書に次の書類を添付して提出することとなります。

- 事業報告書
- 活動計画書
- 定款、寄付行為、規則または規約

(会計ソフトについて)

PCA 会計ソフトを導入し、処理を行っている。会計規程においては、総勘定元帳を作成することになっているが、データ上でのみ存在している状態となっている。また、会計ソフトは財務諸表作成機能も含まれていると思われるが、財務諸表は Excel で作成している。会計に関する規程上は、電子保存を規定していないことから、現状の対応は規程に反している。帳票類の電子保存に関する規程の改定を行うか、現行の会計規程に沿って、帳票書類を印刷して保管すべきである。【指摘事項】

(3) 経営管理が適切に行われているか。

① 概要

公益財団法人は、旧主務官庁の指導監督を受ける代わりに、一般社団・財団法人法の適用を受け、貸借対照表を公告することが義務付けられた。また、情報公開の必要性が高まってきている現状、経営の透明性を確保する観点からも、経営状況を広く市民の目に届くようにしなければならない。更に学生寮の今後の在り方についても検討する必要がある。

② 実施した手続き

監査人は、経営管理が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、書類の整理状況を把握するとともに、運用が適切に実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

(情報開示について)

いわき市潮学生寮の定款において、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料を積極的に公開するものとする規定されているが、対外的な情報発信は行っていない。また、現行の定款では、公告の方法を「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」と規定しているが、現行では掲示していないことから、現行の定款規定に抵触している。【指摘事項】少なくとも、公衆の見やすい場所での掲示は必要である。また、今後はホームページの開設、財務情報等の情報開示を検討する必要がある。

「公益財団法人いわき市潮学生寮定款」より抜粋

(情報公開)

第 52 条 この法人は、校正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(公告)

第 54 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

参考：電子公告制度の運用について

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 87 号）が平成 17 年 2 月 1 日から施行され、これまで官報に掲載する方法又は時事に関する日刊新聞紙に掲載する方法に限定されていた公告方法に加え、会社や一般社団法人等がインターネットを利用することにより公告を行うことを可能とする制度が導入された。これにより、利害関係人は、インターネットを利用して、公告の内容が掲載されているホームページにアクセスすることによって、その内容を知ることができる。

(1) 定款変更等

会社等が行う公告を電子公告の方法によって行うためには、定款にその旨を定めておく必要がある。会社等を設立する場合には、いわゆる原始定款に「当法人の公告は、電子公告の方法により行う。」旨の定めを置き、既存の会社等については、同旨の内容に定款を変更しなければならない。この場合には、ウェブページの URL まで定款に定めておく必要はない（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」といいます。）第 331 条第 2 項）。

なお、電子公告を公告方法とする場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法（官報又は日刊新聞紙のいずれか）を定款に定めることができる（一般法人法第 331 条第 2 項）。

(2) 登記申請

会社等が定款を変更して電子公告を公告方法とした場合には、2 週間以内に、本店（主たる事務所）所在地の管轄登記所に登記の申請をしなければならない。この場合には、公告方法のほかに公告ホームページの URL についても登記を要します（一般法人法第 301 条第 2 項第 15 号イ）。

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」より抜粋

(公告方法)

第 331 条 一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものをとる方法をいう。以下同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法

2 一般社団法人等が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定款で定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

(一般社団法人の設立の登記)

第三百一条 一般社団法人の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内に行わなければならない。

一 第二十条第一項の規定による調査が終了した日

二 設立時社員が定めた日

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四 一般社団法人の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 理事の氏名

六 代表理事の氏名及び住所

七 理事会設置一般社団法人であるときは、その旨

八 監事設置一般社団法人であるときは、その旨及び監事の氏名

九 会計監査人設置一般社団法人であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

十 第七十五条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

十一 第百十四条第一項の規定による役員等の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め

十二 第百十五条第一項の規定による非業務執行理事等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め

十三 第二百二十八条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

十四 公告方法

十五 前号の公告方法が電子公告（第三百三十一条第一項第三号に規定する電子公告をいう。以下この号及び次条第二項第十三号において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であって法務省令で定めるもの

ロ 第三百三十一条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

(補助金について)

いわき市は、運営に必要な経費として修繕費、委託費（人件費に係る部分）、長期借入金（返済）、支払利息に対して公益財団法人いわき市潮学生寮に運営費補助金を交付している。運営費補助金については、平成 22 年度に 9,430,000 円となって以降同額で推移している。潮学生寮は、毎年修繕費が 6 百万円程度発生しており、運営費補助金の約 70%程度を占めている。建物の築年数から、今後も相当額の修繕費が発生することは明らかであることから、修繕費の増加に見合う補助金の増額申請を検討する必要がある。【意見】

(入寮数の減少について)

平成 23 年度は、ほぼ満室状態の入寮状況であったが、平成 24 年度以降は、80%程度の入寮率、平成 27 年度においては、68%程度まで減少している。学生寮運営については、民間の参入、大学自体も学生寮を設置運営している場合もある。学生寮の現場視察を行った際に、建物の老朽化も目立っており、今後の入寮数が減少する可能性があることから、平成 27 年度の入寮者が定員に満たなかった理由、原因分析を行い、入寮者の確保に努める必要がある。【意見】

(寮費について)

平成 27 年度の「寮生募集要項」によると、相部屋の月額寮費は 39,700 円（うち、朝・夕の食費 16,500 円）となっている。また、食材費・電気料金は実費であり、年度末に精算し、返金・追徴するとなっている。

平成 26 年度の食材返還金額は 2,164,790 円、寮室使用電気料の不足徴収額は 474,590 円となっている。学生寮規則第 4 条第 3 項では、食事の払い戻しは、食事する日の 3 日前までに意思表示した者に返還するとなっている。

平成 26 年度の「学生寮食材費返還額一覧表」では、全体の欠食率は 25.4%と高く、個人別では欠食率 70%を超える者も散見される。食の健全性を確保し、欠食率を低める方策が必要となる。更に他の学生寮も参考にして、返金制度を基本的に見直すことを検討すべきである。【意見】

平成 26 年度 学生寮食材返還額一覧表

区分	全 体	朝食	夕食
食材収入	8,510,700 円	2,965,850 円	5,544,850 円
当年度食材費	6,345,910 円	2,254,460 円	4,091,450 円
欠食額（食材費返却額）	2,164,790 円	711,390 円	1,453,400 円
欠食率	25.4%	24.0%	26.2%

*朝食：230 円 夕食：430 円

年度財務諸表より

	H24 年度	H25 年度	H26 年度
食材収入	8,092,160 円	8,742,400 円	8,510,700 円
食材費	6,661,100 円	6,345,140 円	6,345,910 円
食材費返還	1,431,060 円	2,397,260 円	2,164,790 円
支出計	8,092,160 円	8,742,400 円	8,510,700 円

(参考：他の学生寮の状況)

健康の維持、確保には、偏食を回避し、バランスの良い食生活が欠かせない。食事内容の向上や欠食率の改善には、安易な実費精算の見直しが検討されるべきである。数多くある学生寮の現状を検証した。

全国学生寮協議会に参加している学生寮について、直近のホームページに記載のある募集要項（主に平成 28 年度）の食費項目を参照し、欠食に係る記載の有無を調査した。調査の結果、食費が寮費に含まれ欠食に係る記載がないもの、食費が区分記載されるも欠食に係る記載がないものが多くあり、実費精算等の記載は少数であることが確認できた。

学生寮名	平日朝夕の食費(月額)	欠食の返金についての記載	備考(食費以外の寮費)
いわき市潮学生寮(福島県)	16,500 円	欠食日数分を全額返金(年度末に未食分を返金)	寮費(共益費含む) 2.6 万円
北海寮(北海道)	30,000 円	記載なし	—
青森県学生寮	1 食 450 円	記載なし	夕食のみ提供 希望者のみ 年 2 回納付
やまがた育英会駒込寮	—	—	寮費 6 万円に含む
東京興譲館	—	—	寮費約 4.8 万円に含む
岩手県学生会館	—	欠食返金制度あり 但し、詳細不明	寮費 8 万円に含む
至善寮会津学生寮	—	—	寮費 4.7 万円に含む
信濃学寮(長野)	—	—	寮費約 4.1 万円に含む
小地谷学生寮(新潟)	—	—	寮費 6.5 万円に含む
上毛学舎(群馬)	20,000 円	記載なし	—
栃木県東京学生寮	—	—	寮費 4 万円に含む
愛知学生会館	20,000 円	記載なし	—

学生寮名	平日朝夕の食費(月額)	欠食の返金についての記載	備考(食費以外の寮費)
静岡県学生会館富士寮	22,000円	記載なし	—
岐阜県学寮	朝 210円 夕 440円	実費	寮費 3.1万円
濃飛会岐阜県学生会館	22,000円	記載なし	—
石川富山明倫学館	20,000円	喫食数に応じて精算	館費(共益費含む) 4.5万円
富山県学生寮 青雲寮	15,000円	記載なし	—
明倫学舎(福井)	12,000円	記載なし	平日夕食のみの提供
武生郷友会学舎(福井)	25,000円	記載なし	—
尚志館(兵庫)	20,000円	記載なし	—
湖国寮(滋賀県)	25,000円	基本、返金なし	—
以下省略			

「公益財団法人いわき市潮学生寮管理規程」より抜粋
(食材費及び寮室内使用電気料金)

第19条 寮生は、事務局長が定める食材費の月額を給食が実施される月の10日前までに理事長に納付しなければならない。

2 寮生は、寮室内使用電気料金(実費相当額として事務局長が定める額)の月額をその月の10日までに理事長に納付しなければならない。

「公益財団法人いわき市潮学生寮則」より抜粋
(寮費、食費及び寮室内使用電気料)

第4条 寮費、食費及び寮室内使用電気料金は、当月分を毎月10日までに納入すること。

2 延納しなければならないときは、納期を付して延納願を提出しなければならない。

3 食費の払戻しについては、あらかじめ食事をする日3日前までに別紙により意思表示をした者に返金する。返金の方法については、別に定める。

第 6 公益財団法人いわき市教育文化事業団

1 団体の概要

(1) 事業概要

所管部署	文化・スポーツ課	
設立目的	<p>いわき市教育文化事業団（以下、「事業団」という。）は、文化財の調査および研究を行うとともに、広く教育文化の振興に資する事業を行い、地域における教育水準の向上及び文化発展に寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の調査研究および文化財保護思想の普及 2 教育文化の振興 3 社会教育と生涯学習の推進 4 その他事業団の目的を達成するために必要な事業 	
設立年月日	昭和 53 年 3 月 27 日	
事業内容	<p>実施事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 埋蔵文化財の発掘調査事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 文化財発掘調査 <ol style="list-style-type: none"> (ア) いわき市内の発掘調査 (イ) いわき市内の試掘調査 (ウ) 遺物整理・報告書作成 (2) 埋蔵文化財啓発活動 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 現地説明会の開催 (イ) 企画展の共催 (ウ) 図書の頒布 2 教育文化施設の管理運営事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) いわき市アンモナイトセンター (2) いわき市考古資料館 (3) いわき市立草野心平記念文学館および草野心平生家 (4) いわき市暮らしの伝承郷 (5) いわき市生涯学習プラザ (6) 福島県いわき海浜自然の家 	
出資・出損状況	正味財産	10,000 千円
	市の出資（出捐）金額（基本財産等に占める割合）	10,000 千円（100%）
沿革	1978 年 4 月	財団法人 いわき市教育文化事業団 設立 事務局をいわき市文化センターに設置。市史編さん事業受託、埋蔵文化財発掘調査開始。
	1987 年 7 月	埋蔵文化財収蔵施設を「城東分室」（いわき市平字城東一丁目 7 番地の 16）へ移転。
	1992 年 11 月	「いわき市アンモナイトセンター」管理運営受託。設立 15

		周年記念事業「古代陸奥国といわきの歴史」展開催。
	1994年6月	市史編さん事業終了。
	1997年8月	「いわき市埋蔵文化財収蔵・展示施設」が「いわき市考古資料館」として常磐藤原町に移転。「いわき市考古資料館」管理運営受託。事務局を同施設内に移転する。
	1998年4月	「いわき市立草野心平記念文学館」管理運営受託
	1999年4月	「いわき市暮らしの伝承郷」管理運営受託
	2002年4月	「いわき市生涯学習プラザ」管理運営委託
	2003年4月	「いわき市草野心平生家」管理運営受託。
	2010年12月	福島県から「福島県いわき海浜自然の家」について指定管理者として指定される。
	2014年4月	公益財団法人へ移行。

(2) 職員の状況

平成27年3月31日現在

1事務局

括弧内数字:兼務職員数 単位:名

区 分	事務局長 同相当職	次長 同相当職	係長 同相当職	主任職	係員	嘱託 職員	日々雇用 職員	計
事 務 局	1	3						4
企画管理係		1		1	1		3	6
調査第一係			1	1	3	1		6
調査第二係			2				17	19
計	1	4	3	2	4	1	20	35

2施設

区 分	館長 所長 副館長	次長 同相当職	係長 同相当職	主任職	係員	嘱託 職員	日々雇用 職員	計
アンモナイト センター	1		1			1	1	4
考古資料館	(1)	(1)	(2)		(1)		5	5(5)
文 学 館	2		2				5	9
伝 承 郷	1		1			1	9	12
生 涯 学 習 プ ラ ザ	1	1	1		2		6	11
いわき海浜 自然の家	1	1	1	1	3	2	6	15
計	6(1)	2(1)	6(2)	1	5(1)	4	32	56(5)

合 計	7(1)	6(1)	9(2)	3	9(1)	5	52	91(5)
-----	------	------	------	---	------	---	----	-------

(3) 運営状況・財政状態

①運営状況

(単位：円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 経常増減の部					
①基本財産運用益	116,200	68,831	32,200	32,200	32,200
②事業収益	446,789,797	463,022,790	627,569,450	618,476,840	691,933,897
1 文化財調査受託料	208,821,117	160,497,750	230,799,600	226,446,000	281,235,210
2 施設指定管理料	237,194,000	301,743,900	396,723,390	359,090,000	371,897,000
3 施設事業受託料	平成22年度～平成24年度 施設指定管理料＝指定管理料＋事業受託料＋施設 利用料			28,493,950	33,383,587
4 施設利用料				4,394,200	5,222,530
5 出版物頒布料	774,680	781,140	46,460	52,690	195,570
③受取負担金	288,000	118,000	182,500	115,000	0
④受取寄附金	0	0	0	0	0
⑤雑収益	2,004,576	4,431,363	5,857,443	2,356,255	1,496,229
経常収益計	449,198,573	467,640,984	633,641,593	620,980,295	693,462,326
①事業費	417,636,542	428,293,041	577,577,472	577,713,521	656,325,819
1 埋蔵文化財の発掘調査事業	182,322,726	145,162,341	199,508,093	209,166,112	256,633,003
2 教育文化施設の管理運営事業 (その他/過去の事業費)	234,612,811 701,005	282,686,762 443,938	378,006,783 62,596	368,471,780 75,629	399,692,816 0
②管理費	21,152,829	21,663,724	35,550,077	32,836,653	25,392,696
経常費用計	438,789,371	449,956,765	613,127,549	610,550,174	681,718,515
当期経常増減額 (剰余金額)	10,409,202	17,684,219	20,514,044	10,430,121	11,743,811
一般正味財産残高(剰余金累計)	66,050,336	83,734,555	104,248,599	114,678,720	126,422,531

②財政状態

(単位：円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 流動資産	110,124,964	163,149,757	203,332,932	256,473,797	220,736,778
1 現金預金	87,587,604	141,247,721	177,239,761	232,944,783	189,072,881
2 未収金	22,209,567	21,764,563	25,813,310	23,442,050	31,614,487
3 仮払金	261,477	0	0	0	0
4 前払金	0	43,207	219,279	0	41,730
5 立替金	0	0	0	0	0
6 未経過通信運搬費・賃借料	2,020	2,020	8,020	5,080	5,080
7 未経過租税公課	5,200	21,600	2,800	1,400	2,600
8 調査事業仮勘定	0	0	0	0	0
9 出版事業仮勘定	0	0	0	0	0
10 製品	59,096	70,646	49,762	80,484	0
2 固定資産	11,804,211	11,871,096	21,670,583	21,590,752	21,119,465
1 基本財産	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
1 車 両	0	0	0	0	0
2 器具備品	1,342,407	1,386,092	1,186,899	1,116,308	654,261
3 電話加入権	449,904	449,904	449,904	449,904	449,904
4 投資(有価証券)	11,900	35,100	10,033,780	10,024,540	10,015,300
資 産 合 計	121,929,175	175,020,853	225,003,515	278,064,549	241,856,243

(単位：円)

科 目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 流動負債	45,878,839	81,286,298	110,754,916	153,385,829	105,433,712
1 前受金	0	0	0	75,837,150	13,847,960
2 仮受金	0	0	0	0	0
3 預り金	2,539,003	2,993,062	3,657,944	1,016,728	1,182,139
4 未払金	39,026,736	67,836,336	88,449,472	67,917,484	76,065,213
5 短期借入金/未払消費税	4,241,100	7,456,900	7,647,500	4,614,467	14,338,400
6 未払法人税	72,000	3,000,000	11,000,000	4,000,000	0
2 資本/指定正味財産	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
1 基本財産					
2 運用財産					
3 指定正味財産(受取えん金)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
3 準備金/一般正味財産	66,050,336	83,734,555	104,248,599	114,678,720	126,422,531
1 準備積立金					
2 当期末処分剰余金					
3 一般正味財産	66,050,336	83,734,555	104,248,599	114,678,720	126,422,531
負債及び資本合計	121,929,175	175,020,853	225,003,515	278,064,549	241,856,243

(4)市との取引関係

(単位：円)

平成26年度に実施した事業	指定管理料	委託料
文化財調査受託料		246,665,570
施設指定管理料	234,077,000	
施設事業受託料		31,893,680

(5) 主要事業の概要

① 埋蔵文化財の発掘調査事業

A) 文化財発掘調査

受託業務として、いわき市内の発掘調査、試掘調査、遺物整理・報告書作成を行っている。

年度	22	23	24	25	26
実施事業					
発掘調査	7件	5件	8件	9件	9件
試掘調査	2件	1件	9件	2件	3件
遺物整理等	5件	8件	8件	11件	11件
計	14件	14件	25件	22件	23件
前年度繰越	0件	0件	0件	0件	9件
翌年度繰越	0件	0件	0件	9件	2件

	22	23	24	25	26
契約件数(単位:件)	14	14	25	22	23
収入額(単位:円)	208,821,117	160,497,750	230,799,600	226,446,000	281,235,210

年度	22	23	24	25	26
事業収支					
文化財調査事業収益	208,821,117円	160,497,750円	230,799,600円	226,446,000円	281,235,210円
文化財調査事業費	182,322,726円	145,162,341円	199,508,093円	209,166,112円	256,663,003円
差引	26,498,391円	15,335,409円	31,291,507円	17,279,888円	24,572,207円

B) 埋蔵文化財啓発活動

埋蔵文化財について、現地説明会の開催(3回)、企画展の共催(1回)、調査報告書の一部を増刷頒布する図書事業(図書6冊子を増刷)、公民館事業等への講師派遣等の普及活用事業を行っている。

年度	22	23	24	25	26
事業収支					
出版物頒布料	774,680円	781,140円	46,460円	52,690円	195,570円
出版事業費	680,053円	429,938円	45,198円	46,453円	380,119円
差引	94,627円	351,202円	1,262円	6,237円	-184,549円

年度	22	23	24	25	26
事業収支					
普及活動事業収益	288,000円	118,000円	182,500円	115,000円	0円
普及活動事業費	10,952円	14,000円	17,400円	29,176円	0円
差引	277,048円	104,000円	165,100円	85,824円	0円

② 教育文化施設の管理運営事業

県や市の教育文化、生涯学習施設7施設の指定管理者として、管理運営を行っている。指定期間については、生涯学習プラザ(単年度)を除いて5年間となっている。

施設利用者状況

施設名	22	23	24	25	26
アンモナイトセンター	17,831名	787名	2,910名	8,295名	7,942名
考古資料館	13,783名	11,762名	11,649名	14,147名	15,041名
草野心平記念文学館	18,684名	12,036名	14,695名	36,424名	23,525名
草野心平生家	3,318名	1,331名	2,097名	2,282名	1,988名
暮らしの伝承郷	22,534名	20,961名	25,858名	25,408名	23,969名
生涯学習プラザ	118,276名	36,286名	109,004名	117,515名	107,857名
福島県いわき海浜自然の家	0名	11,825名	30,305名	29,323名	34,425名
計	194,426名	94,988名	196,518名	233,394名	214,747名

いわき海浜自然の家は、平成23年11月1日より管理運営を開始

施設管理運営事業収入

施設名	22	23	24	25	26
アンモナイトセンター	16,334,000円	12,334,000円	16,308,000円	15,943,000円	16,432,000円
考古資料館	12,594,000円	12,568,000円	12,568,000円	12,568,000円	12,901,000円
草野心平記念文学館	64,832,000円	64,810,000円	66,558,000円	66,085,000円	67,794,000円
草野心平生家	3,064,000円	3,064,000円	3,064,000円	3,064,000円	3,151,000円
暮らしの伝承郷	39,567,000円	39,567,000円	39,567,000円	39,567,000円	40,450,000円
生涯学習プラザ	91,742,000円	83,469,000円	91,499,000円	91,499,000円	93,349,000円
福島県いわき海浜自然の家	0円	60,117,000円	130,364,000円	130,364,000円	137,820,000円
計	228,133,000円	275,929,000円	359,928,000円	359,090,000円	371,897,000円
施設利用料収入	0円	444,500円	3,602,900円	4,394,200円	5,222,530円

施設管理運営事業費

施設名	22	23	24	25	26
アンモナイトセンター	21,511,973円	18,319,854円	21,363,973円	22,535,361円	22,792,989円
考古資料館	11,184,302円	10,595,672円	12,931,611円	12,383,581円	17,455,289円
草野心平記念文学館	62,181,947円	61,195,376円	63,379,354円	62,084,385円	64,868,839円
草野心平生家	2,898,757円	2,919,842円	3,052,178円	3,055,726円	3,142,134円
暮らしの伝承郷	38,500,002円	38,115,567円	37,700,429円	37,668,593円	40,467,837円
生涯学習プラザ	90,057,523円	80,688,481円	87,684,913円	89,436,762円	92,601,715円
福島県いわき海浜自然の家	0円	47,766,338円	122,600,762円	116,377,699円	126,689,743円
計	226,334,504円	259,601,130円	348,713,220円	343,542,107円	368,018,546円

施設管理運営事業収入－施設管理運営事業費

施設名	22	23	24	25	26
アンモナイトセンター	-5,177,973円	-5,985,854円	-5,055,973円	-6,592,361円	-6,360,989円
考古資料館	1,409,698円	1,972,328円	-363,611円	184,419円	-4,554,289円
草野心平記念文学館	2,650,053円	3,614,624円	3,178,646円	4,000,615円	2,925,161円
草野心平生家	165,243円	144,158円	11,822円	8,274円	8,866円
暮らしの伝承郷	1,066,998円	1,451,433円	1,866,571円	1,898,407円	-17,837円
生涯学習プラザ	1,684,477円	2,780,519円	3,814,087円	2,062,238円	747,285円
福島県いわき海浜自然の家	0円	12,350,662円	7,763,238円	13,986,301円	11,130,257円
計	1,798,496円	16,327,870円	11,214,780円	15,547,893円	3,878,454円

考古資料館



生涯学習プラザ



暮らしの伝承郷



草野心平記念文学館



【草野心平 生家】



利用料収入

施設名 \ 年度	22	23	24	25	26
福島県いわき海浜自然の家	0円	444,500円	3,602,900円	4,394,200円	5,222,530円

福島県いわき海浜自然の家については、利用料金を受託者（教育文化事業団）の収入として収受し、管理業務の遂行のために経費に充当することができる。

施設事業受託収入

事業名 \ 年度	22	23	24	25	26
緊急雇用創出基金事業いわきまなびあいバンク作成業務	4,677,000円	5,832,000円	4,932,000円	0円	0円
緊急雇用創出基金事業文学資料DB作成業務	4,384,000円	4,242,000円	4,667,000円	4,467,000円	4,628,000円
緊急雇用創出基金事業暮らしの伝承郷景観復元伝承業務	0円	11,285,400円	12,552,740円	12,877,000円	14,024,880円
市内収集歴史民俗資料整理	0円	4,011,000円	0円		0円
緊急雇用創出事業収蔵化石資料整理登録事業	0円	0円	11,040,750円	11,149,950円	13,240,800円
ふくしまっ子体験応援事業	0円	0円	0円	0円	1,489,907円
計	9,061,000円	25,370,400円	33,192,490円	28,493,950円	33,383,587円

施設事業受託費用

事業名 \ 年度	22	23	24	25	26
緊急雇用創出基金事業いわきまなびあいバンク作成業務	4,111,092円	5,370,082円	4,479,368円	0円	0円
緊急雇用創出基金事業文学資料DB作成業務	4,167,215円	4,056,074円	4,068,718円	3,891,625円	4,077,946円
緊急雇用創出基金事業暮らしの伝承郷景観復元伝承業務	0円	9,932,809円	11,098,085円	11,292,729円	12,457,937円
市内収集歴史民俗資料整理	0円	3,726,667円	0円	0円	0円
緊急雇用創出事業収蔵化石資料整理登録事業	0円	0円	9,647,392円	9,745,319円	12,545,800円
ふくしまっ子体験応援事業	0円	0円	0円	0円	1,489,907円
計	8,278,307円	23,085,632円	29,293,563円	24,929,673円	30,571,590円

施設事業受託収入-施設事業受託費用

事業名 \ 年度	22	23	24	25	26
緊急雇用創出基金事業いわきまなびあいバンク作成業務	565,908円	461,918円	452,632円	0円	0円
緊急雇用創出基金事業文学資料DB作成業務	216,785円	185,926円	598,282円	575,375円	550,054円
緊急雇用創出基金事業暮らしの伝承郷景観復元伝承業務	0円	1,352,591円	1,454,655円	1,584,271円	1,566,943円
市内収集歴史民俗資料整理	0円	284,333円	0円	0円	0円
緊急雇用創出事業収蔵化石資料整理登録事業	0円	0円	1,393,358円	1,404,631円	695,000円
ふくしまっ子体験応援事業	0円	0円	0円	0円	0円
計	782,693円	2,284,768円	3,898,927円	3,564,277円	2,811,997円

2 監査の結果及び意見

(1) 財務諸表の作成が適切に行われているか。

① 制度

公益法人が作成しなければならない財務諸表について、「公益法人会計基準」に規定している。

② 実施した手続き

監査人は、公益法人会計基準に準拠して財務諸表を適切に作成していることを確認するため、担当部署へのヒアリング、関連資料の閲覧を行った。

③ 監査の結果

(投資有価証券の貸借対照表計上額について)

投資有価証券は、基本財産とその他固定資産に計上されているが、基本財産の購入支出額のうち額面超過額 11,700 円をその他固定資産の投資有価証券 10,003,600 円に含めて 10,015,300 円として表示している。しかし、基本財産は、購入支出額で計上すべきである。

【意見】公益法人の基本財産については、減価償却や時価評価などに伴う減少額等の会計上の認識にとどまる基本財産の減少等は、処分に該当しないものとされている（「公益法人会計基準の改正等について（平成 16 年 10 月 14 日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申し合わせ）等の実施に伴う財団法の基本財産の指導監督について（通知）」（総官管第 55 号平成 17 年 3 月 23 日））ことから、基本財産における投資有価証券の帳簿価額は、取得価額に対して、償却原価法適用後の金額としても特に問題はない。

(現状)

(単位：円)

貸借対照表	科 目	当年度
	2 固定資産	
	(1) 基本財産	
	投資有価証券	10,000,000
	(2) その他固定資産	
投資有価証券	10,015,300	

(参考：あるべき表示)

貸借対照表	科 目	当年度
	2 固定資産	
	(1) 基本財産	
	投資有価証券	10,011,700
	(2) その他固定資産	
投資有価証券	10,003,600	

「公益財団法人いわき市教育文化事業団定款」より抜粋

(基本財産)

第 5 条 事業団の基本財産は、事業団の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、事業団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければな

らず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議委員会の承認を要する。

(満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、評価損益の記載について)

投資有価証券として、満期保有目的の利付国債債券を2銘柄保有している。財務諸表に対する注記において、当該注記での帳簿価額は、償却計算表からの転記ミスにより、前年度と同額の帳簿価額となり誤っている。【指摘事項】但し、貸借対照表上は、正しい金額にて計上されている。なお、時価は、平成27年4月1日発表「公社債店頭売買参考統計値表」の中央値にて正しく算定されている。

(現状)

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
国債 H23.6.20 付第 97 回利付国債 5 年	10,019,500	10,045,000	25,500
国債 H24.9.20 付第 106 回利付国債 5 年	10,005,040	10,038,000	32,960
合 計	20,024,540	20,083,000	58,460

(参考：あるべき表示)

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時価	評価損益
国債 H23.6.20 付第 97 回利付国債 5 年	10,011,700	10,045,000	33,300
国債 H24.9.20 付第 106 回利付国債 5 年	10,003,600	10,038,000	34,400
合 計	20,015,300	20,083,000	67,700

あるべき表示については、現行の貸借対照表記載の金額が誤っているため、修正後の貸借対照表により帳簿価額を記載した。

(2) 財務事務の執行が適切に行われているか

①概要

公益財団法人いわき市教育文化事業団は、財務及び会計の基準について必要な事項を定め、財政状態及び収支状況を適正に把握することを目的として会計規程を定めており、具体的な会計処理の基準が規定されている。

「公益財団法人いわき市教育文化事業団会計規程」より抜粋

(会計原則)

第 2 条 事業団の財務及び会計に関しては、法令、定款及び本規程の定めによるほか、公益法人会計基準の定めるところにしたがうものとする。

②実施した手続き

監査人は、会計処理に係る事務が適切に行われているか、日常の資金管理が適切に行われていることを確認するために、担当者へのヒアリング、根拠資料を閲覧した。

③監査の結果

(資金管理について)

教育文化事業団は、複数の施設管理を行っているが、施設入場料収入や諸経費支払のために法人本部以外の各施設でも現金を保有している。

1) 法人本部

- (A) 期末時に銀行預金残高証明書を手入れし、帳簿残高と照合を実施している。また、各事業所から「小口現金残高報告書」を手入れし、小口現金の残高と帳簿残高の照合を実施している。各事業所の小口現金に残高の設定額はあるが、釣銭額と支払経費額を合わせた設定額となっている。具体的には、期末に釣銭設定額のみ残し、翌期首の早い時期に、支払経費の設定額を追加で送金している。但し、支払経費設定額の追加送金時期については明確な定めがない。期中では、その残金の程度により、任意の時期に繰り返し設定額程度まで補充している。

追加送金については設定額を超えない範囲で行っているが、各事業所からの任意の振込み要請に応じることは、事務処理の煩雑さばかりでなく、小口現金の管理自体に不透明さが残る。期首には釣銭額・支払経費額を合わせた設定額を準備することからスタートすることがよい。また、資金の設定額の見直しや、設定額への調整時期（現在、期中では実施していない）を月単位などへ変更することも、検討すべきである。【意見】

- (B) 平成 27 年 3 月末日の残高試算表について、小口現金残高の内訳額と「小口現金残高報告書」を照合した結果、不一致となっている部門があった。不一致については、部門間の入繰ではあるが、決算に当たっては、現地での支出票に対する上席者の内容確認を徹底し、差異を調整する必要がある。【意見】

(単位：円)

小口現金内訳	試算表残高	小口現金残高報告書	差異
小口現金伝承郷	19,000	26,000	△7,000
小口現金プラザ	37,000	30,000	7,000
計	56,000	56,000	0

2) 生涯学習プラザ

- (A) 支出は小口現金制度により処理。毎月、本部へ取引報告を実施している。収入については、日々の収入額を、終業前に取りまとめ、館長に最終決裁を受けている。収入額を翌日、いわき市の預金口座へ預け入れ、納付領収書（控え）を保管している。日々の現金残高について、金種別に残高を確認した書類を作成保管していない。つり銭残高はメモ書きにて金額チェックし、1 か月後に廃棄している。収入金は、収入報告書と銀行の「納付書領収書」（控え）との一致が確認できれば問題ないものとしている。日々の現金残高（つり銭も含めた）には、現金過不足が生じるリスクがあり、現金有高表により残高を確認する作業は、資金管理上の基本的な手続きである。日々、金種別に残高を確認した書類を作成し、上席者による確認を受ける手続きが必要である。【指摘事項】

- (B) 簿外現金の有無について質問した結果、現地調査（平成 27 年 12 月 24 日）時点で、簿外現金は約 4 千円保管されているとの回答を得た。簿外現金を保有していることは重大な問題である。どのような経緯で発生したか、現時点では不明であるが、今後現金過不

足が発生した場合は、速やかに調査の上、会計処理すべきである。【指摘事項】

3) 暮らしの伝承郷

日常の資金管理は、「日々の「売上日報」を担当者が作成し現金とともに出納確認者へ手渡す。出納担当者は、「金銭受渡票」を作成し、金額を確認後、館長決裁を受ける。更に翌日、売上金をいわき市の預金口座へ預け入れる。」という流れになっている。「売上日報」、「金銭受渡票」のファイルを通査した結果、担当者の押印漏れが散見される。また、「金銭受渡票」の確認者名が無記載となっているケースもある。各資料を十分に確認の上、館長印を押印する必要がある。【意見】

4) 草野心平記念文学館

経理担当者が販売員（受付）から入場者数・物販数の連絡を受けるとともに、日々の売上金を受領する。終業時に金銭の残高を確認し、売上金額に問題ないことを確認する。その後、主任が最終確認し、副館長が確認印を押印する。入館料、図録売上代金は翌日、いわき市の預金口座へ預け入れることとなっているが、入場者数・物販数の作成者が報告資料で特定できない。日々の取引における重要な報告資料であり、責任の所在を明らかにするために、担当者（作成者）の押印は必要である。【意見】

（領収書の管理について）

各施設では必要に応じて発行するために領収書を管理している。

1) 法人本部

領収書については、書損じの際に領収書（正）が綴られていないもの、事前に社印が押印されているものがあつた。不正使用を回避するためにも、領収書発行台帳の作成や書損じ等の使用マニュアルを整備し、その管理を徹底する必要がある。【意見】

2) 生涯学習プラザ

領収書の冊数は受払一覧表により、その使用が管理されている。但し、残冊数の確認は実施していない。領収書による不正を防止するためにも定期的に、残数を確認した旨を受払一覧表に付記する等の確認方法を検討する必要がある。【意見】

3) 暮らしの伝承郷

領収書は管理台帳を作成し、管理しているが、領収書の残冊数についても、定期的に確認する必要がある。【意見】

4) 草野心平記念文学館

領収書は2種類ある。入館料に係る定型領収書と書籍等に係る市販領収書である。定型領収書の未使用在庫は25冊あつたが、受払管理簿が作成されていない。また、市販領収書は現在使用中のもの以外はなかつた。領収書について、受払簿を作成する必要がある。また、現在使用している市販領収書を通査した結果、最後尾（3組）の領収書（正）がなく、無記入の領収書（控え）のみが綴じられていた。不正使用を防止するために、使用マニュアルの作成等の管理強化も必要となる。【意見】

（切手、印紙の管理について）

各施設では領収書に貼付する収入印紙、切手を管理している。

1) 法人本部

切手、印紙の管理は「受払記録簿」で行っている。ただし、種類（金種）ごとの受払区分になっておらず、実在額と受払記録簿が即時に照合できない状況にある。今後、「受払記録

簿」の様式を変更するか、少なくとも定期的に、確認者が照合印を付し、随時、上席者が査閲することで対応すべきである。【意見】なお、検討の結果、差異はなかった。

2) 生涯学習プラザ

切手、印紙は受払台帳で管理している。但し、現物と台帳金額との照合印は付されていない。切手、印紙の受払管理台帳は、定期的に現品との照合を行い、照合印を付し、上席者のチェックを受ける必要がある。【意見】

3) 暮らしの伝承郷

切手、収入印紙は受払管理台帳により、管理がなされている。切手・収入印紙について受払管理台帳と照合した結果、切手が 820 円分不足し、切手の代わりに現金が同額保管されていた。切手と現金を区分した会計処理すべきである。なお、切手・印紙を本来の目的以外に払い出す行為は、処理の煩雑さだけでなく不正の温床となりかねないことから、現金取引は厳に慎むべきである。【意見】

4) 草野心平記念文学館

切手、印紙は受払簿で管理しており記録簿と実際残高は一致していた。切手・印紙についても資金管理と同様に、照合時に担当者（作成者）の押印が必要である。【意見】

「公益財団法人いわき市教育文化事業団会計規則」より抜粋

(現金の管理)

第 26 条

現金は、郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。ただし、日常必要とする少額現金については、定額前渡制による小口現金として出納員等が保管することができる。

(金銭の確認)

第 29 条

出納員等は、現金の残高について毎日の出納終了後、帳簿残高と照合しなければならない。

2. 預貯金の残高は、毎月末帳簿残高と照合しなければならない。

(物品管理について)

教育文化事業団は、会計規則において固定資産の範囲、管理、処分、減価償却などについて詳細に規定している。

「公益財団法人いわき市教育文化事業団会計規程」より抜粋

(固定資産の範囲)

第 33 条 (3) その他固定資産 基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 30 万円以上のもの及び電話加入権並びに投資有価証券等

(固定資産の管理)

第 36 条 事務局長は、固定資産台帳を備え、資産の数量、価額の増減、減価償却累計額及び処分等による異動を記録し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

(固定資産の処分)

第 37 条 固定資産の廃棄、売却、譲渡等については、文書により事務局長等の承認を受けなければならない。

(減価償却)

第 38 条 固定資産の減価償却については減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数によって、毎事業年度末に実施することとし、その方法は直接法による定率法で処理するものとする。

1) 法人本部

減価償却内訳見込書により、取得価額 30 万円以上の物品について、現物視察を実施した。この結果は次のとおりである。

- (A) 当事業団で計上される固定資産はカメラ等であり、その他の物品は、備品として、すべて費用処理されている。平成 26 年 4 月に公益財団法人へ移行し、固定資産の範囲（計上基準）を 10 万円基準から 30 万円基準に引き上げているが、平成 26 年度での新規の固定資産計上はない。ただし、「平成 26 年度 車両・器具備品購入内訳及び減価償却内訳見込」(以下、「減価償却内訳見込書」という。)によると、平成 26 年度以前において 10 万円未満の固定資産が数多く計上されている。今後、固定資産計上基準の遵守には、十分に留意する必要がある。【意見】
- (B) 埋蔵文化財発掘調査等において、記録保存として撮影するカメラはフィルム式であることが求められることから、長期間未使用のものも含めて、多数のカメラ類がロッカー内に保管されていた。カメラの保管について、使用可・使用不可のものが混在している。これらを適切に区分し保管することが、資産の有効利用の面から必要である。使用可能なカメラは、極端に少なかった。使用不可のカメラは、別保管し、修理あるいは処分を検討すべきである。【意見】最近購入のカメラを除き、機能面で劣る旧式の本体・レンズが多くあること、現物管理が徹底されていないこと（平成 13 年度までは企画管理係で受払管理を実施していたが、受払管理が調査部門に移行）から、管理状況が不十分になったとの説明を受けた。また物品に管理シールを貼付し現物を特定する等の対応がなされておらず、減価償却内訳見込書に記載される各カメラと現物の照合は困難な状況である（カメラに限らず他の物品も同様）。



- (C) 減価償却費内訳見込書に記載のあるカメラ（資産）は次のとおり管理を強化する必要がある。

(単位：円)

購入年度	品名	取得価額	平成 27 年 3 月 末 簿 価
昭和 60 年度	カメラ アサヒペンタ	171,400	1
昭和 63 年度	カメラ一式	493,000	1
平成 1 年度	カメラ一式	276,194	2,765
平成 3 年度	カメラ一式	453,483	4,538

購入年度	品名	取得価額	平成27年3月末簿価
4年度	カメラ一式	393,872	3,941
4年度	カメラ一式	482,055	4,822
7年度	カメラ・レンズ一式	154,500	1,545
10年度	カメラ一式	544,950	5,451
18年度	カメラ一式	239,400	7,183
22年度	カメラ4台	126,840	4,295
22年度	デジタルカメラ	161,000	9,224
24年度	防水・防塵カメラ3台	99,225	25,005
25年度	デジタルカメラ	150,000	87,000
	合計	3,745,919	155,771

*平成19年度以前に取得したカメラの期末帳簿残高は、残存価額5%以降、5年均等償却により算出している。(旧定率法により計算)

- (D) 現場視察時において、カメラ同様、長期間未使用なものとして、測量機器（セオドライト）および塩素イオン濃度測定器があった。定期的な物品調査を実施し、資産の使用状況を把握し、今後の使用予定がない場合は、廃棄等の検討をすることが管理上求められる。

セオドライト測量機器	塩素イオン濃度測定器
	

- (E) 昭和62年度、63年度に物置を購入している。考古資料館に設置されている多数の物置を視察したが、物品管理シートの貼付がなく、減価償却費内訳見込書で特定することができなかった。物品管理シートの貼付を検討し、減価償却費内訳見込書との照合を実施して頂きたい。



- (F) 減価償却費内訳見込書に記載のパソコン一式（平成7年度購入、購入価額 322,390円）は、現物の所在が不明であった。引き続き現物確認調査を行い、実態を明らかにする必要がある。【指摘事項】

2) 生涯学習プラザ

備品台帳を作成し、1万円以上の資産を管理している。備品台帳には、市に所有権のあるとされる音響機器等も記載されている。備品台帳を基に、館内を視察した。現品を確認した結果、市所有物件の特定ができなかった。この為、市に帰属するもの、事業団に帰属するも

の区分が不明瞭である。備品台帳には、学習プラザが所有するものと市所有のものを区分して作成すること、資産管理ナンバーシールを貼付すること、その上で、定期的に現品チェックを実施することが必要である。【意見】なお、備品台帳に記載される物品で、既に廃棄されたものや廃棄予備品はなかった。また、現品チェックは特に実施していないとの、回答を得ている。

3) 暮らしの伝承郷

備品台帳により、館内の備品が管理されている。30万円未満の物品が基本であるが、市に帰属する案内板（ポールサイン）1,158,000円等30万円以上の資産も記載されている。また、備品台帳には、廃棄済み資産(その旨記載あり)が数多く記載されている。館内を視察し備品を確かめたが、資産ナンバーシールは貼付されていない。この為、当該備品が市に帰属するものか、当事業団に帰属するものか不明瞭となっている。実在する資産の確認が煩雑となっている。除却済み資産は備品台帳の別区分に記載し、あるべき備品を定期的に確認する必要がある。なお、定期的な現品実査は行われていない。【意見】

4) 草野心平記念文学館

備品台帳に基づいて、現地視察を実施した結果、市に帰属するものと、当事業団に帰属するものの区分が備品台帳上で不明となっている。備品の全物件について、過去に棚卸が行われていないため、今後は定期的な現物確認が必要である。現物確認を効率的に行い、所有者を明確に区分するため、所有者に無断で廃棄処理をしないためにも、備品については資産管理ナンバーを設定し、シールを貼付する等の対応が必要である。【意見】なお、リース資産には業者が貼付したシールが貼ってあった。

備品台帳には廃棄記録も記載されているが、平成27年6月～7月に集中している。除却処理は、本来、起案書による決裁が必要である。

屋外の（屋上に向かう）坂道に敷設された木造階段について、腐食している部分が見受けられるため、修繕が必要である。なお、修繕については、指定管理業務に係る基本協定書において、1件10万円未満であれば、当事業団単独で修繕することが可能であるが、1件10万円以上の場合は、市と協議が必要である。



5) 草野心平生家

備品台帳により、現品確認を実施した結果、すべて確認した。

(固定資産台帳の管理について)

固定資産台帳や備品台帳が作成されているが、更新されておらず、現在新規に作成されていない。また、定期的な現物照合も実施していない。当事業団の会計規程第36条では、固定資産台帳の管理を規定しているが、現在の対応は規程に反しており問題である。【指摘事項】

(耐用年数について)

パソコン(平成25年度購入2台)の償却計算において、耐用年数5年として計算している。耐用年数等省令によれば、パーソナルコンピュータの耐用年数は4年となっている。適用誤りである。耐用年数などの償却に関する基礎的な情報については、常に注意を払う必要がある。【意見】

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より抜粋			
別表第1 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表			
種類	構造又は用途	細目	耐用年数(年)
器具及び備品	2. 事務機器及び通信機器	電子計算機 パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	4

(リース物件の管理について)

生涯学習プラザではリース契約によるパソコンが多数(約40台)あり、簡易な施錠がなされている。また、「会議室使用報告書」でパソコンの使用状況、毀損・紛失が適宜報告されている。担当者は管理上の問題は特になくしている。しかしながら、パソコン台数とリース金額から判断すると、リース台帳を作成し、リース契約によるパソコンを管理する必要がある。

(リースの資産計上について)

生涯学習プラザではリースの支払い契約は単年度賃貸借契約となっているが、「賃貸借期間に関する覚書」で60か月解約不能等の規定があり、ファイナンス・リースとなっている。新公益法人制度に対応する「平成20年会計基準」では所有権移転外ファイナンス・リースであってもリース資産計上が求められている。【意見】

(賞与引当金について)

① 制度及び規程等

「公益財団法人いわき市教育文化事業団給与等に関する規程」では、賞与等に相当する手当(期末手当、勤勉手当)について以下のように規定されている。

「公益財団法人いわき市教育文化事業団給与等に関する規程」より抜粋

(期末手当)

第16条 期末手当の額は、別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、期末手当の支給については、いわき市職員の給与に関する条例の例による。

(勤勉手当)

第17条 勤勉手当の額は、別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項に定めるもののほか、勤勉手当の支給については、いわき市職員の給与に関する条例の例による。

「いわき市職員の給与に関する条例」より抜粋

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3まで及び附則第6

項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第27条第8項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第6項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市長が規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

② 実施した手続き

監査人は、賞与引当金が適切に計上されているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行った。

③ 監査の結果

規程・条例によれば、賞与の基準日等については、以下のようになる。

	基準日	支払日	支給額
夏季賞与	6月1日	6月30日	期末手当基礎額×122.5/100
冬季賞与	12月1日	12月10日	期末手当基礎額×132.5/100

実際の支給額については、在職期間に応じて割合が設定されている。

6箇月 100/100

5箇月以上6箇月未満 80/100

3箇月以上5箇月未満 60/100

3箇月未満 30/100

「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」において、賞与引当金の取扱が記載されている。(実務指針の詳細は、「いわき市国際交流協会」を参照)

平成26年度の貸借対照表において、賞与引当金は計上されていない。給与に関する規程、いわき市の条例においては、支給基準日や賞与支給額の算定方法は明記されているものの、支給対象期間については明記されていない。但し、「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」の記載を踏まえると、期末時点において既に提供した労働の対価に対応して支払われる賞与については、期末時点で、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について賞与引当金の計上を検討する必要がある。【意見】

なお、賞与引手金を計上する場合は、賞与引当金の計上基準を重要な会計方針と注記する必要がある。

(3) 経営管理が適切に行われているか

(庶務規程について)

① 制度及び規程等

いわき市教育文化事業団は、組織の事務の処理について必要な事項を定めることを目的と

して庶務規程を設けている。事務の決裁において、事務の決裁、専決事項、専決の制限、代決事項、代決の制限、後関は定められているが、双方代理についての制限は明記されていない。

② 実施した手続き

監査人は、規程の運用が適切になされていることを確認するため、担当者からのヒアリング、関連資料の入手及び閲覧を行った。

③ 監査の結果

職員の処遇について、いわき市といわき市教育文化事業団との覚書締結の際に、決裁者が同一人物のとき（いわき市教育文化事業団の理事長と、いわき市副市長）双方に記名捺印する対応となっている。これは、自己契約になり望ましくない。今回は、職員の継続雇用と職権に係る覚書であり、いわき市にも当事業団にも不利益にならないが、本来は、双方代理に関する規程を設け、自己契約及び双方代理とならないようにする必要がある。【意見】

参考：監査の対象とした公益財団法人の規程より抜粋
 (双方代理等)
 第〇条 法人と契約を締結する相手方の代表者が法人の代表者と同一である場合は、法人の契約に係る権限を常務理事に委託する。

(福島県いわき海浜自然の家における修繕費に係る決裁について)

① 概要

いわき海浜自然の家は、福島県の所有物件について、公益財団法人いわき市教育文化事業団が指定管理業務を受託している。契約では、維持修繕の実施及び負担方法として、1件60万円未満の場合は、財団が負担、1件60万円以上の場合は、福島県、なお、大規模修繕・基幹改良費用は福島県の負担となっている。

② 実施した手続き

監査人は、指定管理業務として受託した契約が、適切に行われているかを確認するために、担当者へのヒアリング、関連資料の閲覧を行った。

③ 監査の結果

平成27年3月に行われた決裁

件名	起案	決裁	見積額	備考
直流電源装置蓄電池交換①について(委託)	H27.3.3	H27.3.3	503,280円	※1
直流電源装置蓄電池交換②について(委託)	H27.3.10	H27.3.10	503,280円	※2
直流電源装置蓄電池交換②について(委託)	H27.3.17	H27.3.17	503,280円	※3

交換理由)

蓄電池の交換目安2012年7月、その他の部品についても経年劣化が予想

※1 本所の正常な運営と予防保全の観点から整備が必要

※2 前回、交換電池の1/3となる6点実施、今回は残りの2/3内の半分について、交換しながら機器の状況・予算等を勘案したい。

※3 既に2/3を交換実施、残りの1/3についても予算が確保できることから実施したい。

件名	起案	決裁	見積額	備考
非常用自家発電設備蓄電池交換について(委託)	H27.3.5	H27.3.6	537,840円	※4

非常用自家発電設備蓄電池交換②について（委託）	H27.3.18	H27.3.18	537,840 円	※5
-------------------------	----------	----------	-----------	----

交換理由)

蓄電池は交換後 8 年経過、既に交換時期（5 年～7 年）、自家発電機が故障した際に、それに代わって始動するもので、非常用の予備機であるため常に正常に活用できるよう整備しておく必要がある。

※4 電池交換は全体の半分について交換し、状況を見ながら進めたいと考えている。

※5 前回半分の電池を交換したところ、電池の比重にばらつきが見られるため、半分につき急ぎ交換するものである。

直流電源装置蓄電池交換、非常用自家発電設備蓄電池交換の何れも 1 件当たりの見積額（決裁額）は、契約書規定の金額である 600,000 円を下回っており、財団の負担であることに問題がないようにも見える。しかし、直流電源装置蓄電池交換については、平成 27 年 3 月 3 日から毎週起案決裁が行われ 3 月中に 1,509,840 円の修繕費が計上されている。一方非常用自家発電設備蓄電池交換についても 3 月中に 1,075,680 円の修繕費が計上されている。

蓄電池交換については、交換目安、交換時期を既に経過していることから、交換対象物全体について、起案を行う必要がある。また、指定管理者としての契約からすれば、蓄電池交換を 1 件の取引として、福島県と支出財源の負担について協議する必要がある。【意見】

（契約書日付後の決裁について）

薄磯震災復興土地区画整理事業埋蔵文化財発掘調査業務委託（三反田遺跡、薄磯貝塚）に関する委託変更契約書について、起案書の決裁日が平成 26 年 3 月 27 日となっているが、埋蔵文化財発掘調査業務委託変更契約書日付が平成 26 年 3 月 24 日になっており、契約後決裁となっている。契約等の重要な業務については、起案書の決裁日以降に契約すべきである。【指摘事項】

（公告について）

いわき市教育文化事業団の定款では、公告の方法を「主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法」と規定しており、実際に掲示もされていることから特に問題ない。

「公益財団法人いわき市教育文化事業団定款」より抜粋

（公告の方法）

第 40 条 事業団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（決裁日付について）

トヨタサクシード（事務局公用車）の再リース契約に関する起案書において、決裁日欄が空白となっている。決裁日が明確となって初めて契約を開始すべきであり、起案書の決裁日空欄は問題である。【意見】

（完成工事物受領書の日付について）

文化財調査受託料の取引を検討した結果、磐出館遺跡調査に関する書類の不備（完成工事物受領書に日付の記載がない）があった。外部取引における最終段階での日付は、計上時期の問題だけでなく、取引事実に係るものであり問題である。【意見】

「公益財団法人いわき市教育文化事業団会計規程」より抜粋

(固定資産の範囲)

第 33 条 この規定において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 基本財産

(2) 特定資産

(3) その他の固定資産 基本財産及び特定資産以外の資産で、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 30 万円以上のもの及び電話加入権並びに投資有価証券等

第7 いわき市土地開発公社

1 団体の概要

(1) 事業概要

所管部署	都市計画課
設立目的	<p>この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市勢発展に寄与し、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>ア. 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地</p> <p>イ. 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地</p> <p>ウ. 公営企業の用に供する土地</p> <p>エ. 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地</p> <p>オ. 観光施設事業の用に供する土地</p> <p>カ. 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</p> <p>キ. 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</p> <p>ク. 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な土地</p> <p>(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。</p> <p>(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>2. 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で、地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これに類する業務を行うこと。</p> <p>3. 公社は、第1項第1号エ及びオに掲げる土地の取得については、地方公共団体の要請を待って行うものとする。</p>
設立年月日	昭和46年3月27日
事業内容	実施事業 1 公有地取得事業 2 土地造成事業

出資・出損状況	基本財産	15,000千円
	市の出資金額（資本金に占める割合）	15,000千円（100%）
沿革	昭和43年5月	財団法人 いわき市開発公社 設立
	昭和49年4月	昭和47年6月に制定された「公有地の拡大の推進に関する法律」の施行に伴い、「いわき市土地開発公社」として発足

(2) 運営状況・財政状態

①運営状況

損益計算書

(単位:円)

	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
1 事業収益					
(1) 公有地取得事業収益	0	0	0	0	1,635,972,720
(2) 土地造成事業収益	49,444,025	59,377,045	0	0	0
2 事業原価					
(1) 公有地取得事業原価	0	0	0	0	1,633,796,062
(2) 土地造成事業原価	47,557,327	57,111,498	0	0	0
事業総利益	1,886,698	2,265,547	0	0	2,176,658
3 販売費及び一般管理費	5,426,013	1,133,438	621,628	231,508	700,245
事業利益	-3,539,315	1,132,109	-621,628	-231,508	1,476,413
4 事業外収益					
(1) 受取利息	355,102	718,410	126,224	119,924	73,202
(2) 雑収益	54,000	165,105	187,680	195,060	184,560
経常利益	-3,130,213	2,015,624	-307,724	83,476	1,734,175
5 特別損失					
(1) その他の特別損失	-31,301,709	0	0	0	0
当期純利益	-34,431,922	2,015,624	-307,724	83,476	1,734,175

②財産の状況

貸借対照表

(単位:円)

	平成23年3月31日	平成24年3月31日	平成25年3月31日	平成26年3月31日	平成27年3月31日
【資産の部】					
1 流動資産					
(1) 現金及び預金	407,424,622	165,258,805	892,082,796	252,159,225	139,093,503
(2) 事業未収金	8,801,000	0	0	0	769,595,220
(3) その他の未収金	2,360,000	760,000	380,000	0	0
(4) 公有用地	48,729,358	309,014,180	964,811,268	1,362,482,498	0
(5) 完成土地等	57,112,498	1,000	1,000	1,000	1,000
(6) 開発中土地等	67,841,850	67,841,850	67,841,850	67,841,850	67,841,850
(7) 前渡金	13,600,000	61,700,000	56,500,000	189,300,000	0
流動資産合計	605,869,328	604,575,835	1,991,616,914	1,871,784,573	976,531,573
2 固定資産					
(1) 有形固定資産					
ア 工具、器具及び備品	284,287	284,287	284,287	284,287	284,287
減価償却累計額	76,950	89,775	102,600	115,425	128,250
イ 土地	10,071,791	10,071,791	10,071,791	10,071,791	10,071,791
有形固定資産合計	10,279,128	10,266,303	10,253,478	10,240,653	10,227,828
固定資産合計	10,279,128	10,266,303	10,253,478	10,240,653	10,227,828
資産合計	616,148,456	614,842,138	1,991,870,392	1,882,025,226	986,759,401
【負債の部】					
1 流動負債					
(1) 未払金	7,914,606	4,592,664	306,928,642	0	0
(2) 短期借入金	0	0	0	0	0
(3) 預り金	0	0	0	0	0
流動負債合計	7,914,606	4,592,664	306,928,642	0	0
2 固定負債					
(1) 長期借入金	0	0	1,075,000,000	1,272,000,000	375,000,000
固定負債合計	0	0	1,075,000,000	1,272,000,000	375,000,000
負債合計	7,914,606	4,592,664	1,381,928,642	1,272,000,000	375,000,000
【資本の部】					
1 資本金					
(1) 基本財産	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
資本金合計	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000
2 準備金					
(1) 前期繰越準備金	627,665,772	593,233,850	595,249,474	594,941,750	595,025,226
(2) 当期純利益	-34,431,922	2,015,624	-307,724	83,476	1,734,175
準備金合計	593,233,850	595,249,474	594,941,750	595,025,226	596,759,401
資本合計	608,233,850	610,249,474	609,941,750	610,025,226	611,759,401
負債資本合計	616,148,456	614,842,138	1,991,870,392	1,882,025,226	986,759,401

(3) 市との取引関係

概要を記載する。

平成26年度に実施した契約	売買代金
土地売買契約書	1,635,972,720円

(4) 職員の状況

(単位:人)

区 分	局長	次長	出納員	課長	課長補佐	分任出納員	係長	事務職員	技術職員	計
事 務 局	1	1	1			2				5
総 務 課				1	2		2	3	3	11
総務係							1	3		4
事業係							1		3	4
工 業 団 地 課				1	1		1	2		5
工業団地係							1	2		3
計	1	1	1	2	3	2	3	5	3	21

(5) 事業執行状況

種類	事業名	事業開始	受託区分	執行状況
公有地取得事業	小名浜港背後地整備事業用地取得事業	平成 22 年 3 月 31 日	いわき市	小名浜港背後地整備事業の用地先行取得事業として事業受託、平成 22 年度から事業開始。平成 26 年度は、市との買戻し契約を締結、代金の一部を受領し、残額は平成 28 年度に受領予定。
土地造成事業	中央台高久地区住宅用地造成事業	平成 21 年 2 月 2 日	直営事業	いわきニュータウンの一部用地約 19.1ha（緑地 9.4ha、粗造成地 9.7ha）を、住宅用地造成事業として、平成 21 年 3 月に独立行政法人都市再生機構から購入。東日本大震災の発生に伴い、平成 23 年 5 月から、応急仮設住宅用地として、福島県に貸与

2 監査の結果及び意見

(1) 財務諸表の作成が適切に行われているか。

① 制度

地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。また、土地開発公社は、毎事業年度の終了後二箇月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見を付けて、これを設立団体の長に提出しなければならない。

② 実施した手続き

監査人は、財務諸表の作成が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、財務諸表が「いわき市土地開発公社会計規程」に基づいて、実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

(重要な会計方針の注記について)

決算書の作成に当たり、いわき市土地開発公社会計規程を整備しており、土地開発公社経理基準要綱(昭和54年12月19日自治政第136号通知)の定めるところにより処理することを規定している。土地開発公社経理基準要綱第4条において、重要な会計方針は注記しなければならないと規定されているが、過去の決算書から重要な会計方針が注記をしていない。完成土地等、開発中土地等については、棚卸資産の評価基準及び評価方法、工具器具備品については、固定資産の減価償却方法について注記を記載する必要がある。【指摘事項】

「いわき市土地開発公社会計規程」より抜粋

(会計原則)

第2条 公社の財務及び会計に関しては、法、公社定款及び本規程によるほか、土地開発公社経理基準要綱(昭和54年12月19日自治政第136号通知)の定めるところにより処理するものとする。

「土地開発公社経理基準要綱」より抜粋

(重要な会計方針の注記)

第4条 財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続き並びに表示方法で次に掲げる事項は、注記しなければならない。

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- (3) 引当金の計上基準
- (4) その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(附属明細書について)

いわき市土地開発公社決算書8附属明細書【資産】1流動資産(5)完成土地等明細表中部工業団地について、平成23年度と平成24年度が以下のようにになっている。

年度	摘要	金額	面積
平成23年度	期首残高	57,111,498円	13,579.24㎡
	事業原価	57,111,498円	3,209.57㎡
	期末残高	—	10,369.67㎡
平成24年度	期首残高	—	—

平成23年度期末の土地10,369.67㎡は、中部工業団地周辺緑地であり、平成24年4月1日にいわき市産業・港湾振興課に帰属している。財務諸表においては、事業報告書2事業執行状況においても、完成土地等明細表についてもその旨の記載がなされておらず、記載内容が不十分である。平成23年度において、面積のみが記載されている事実、平成24年度においては金額も面積も表記されていないことについては、何らかの説明が必要である。【意見】

(2) 財務事務の執行が適切に行われているか

① 制度

いわき市土地開発公社では、いわき市土地開発公社会計規程を整備しており、土地開発公社経理基準要綱(昭和54年12月19日自治政第136号通知)の定めるところにより処理することを規定している。

② 実施した手続き

監査人は、経理処理が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、事務の概要を把握するとともに、決算書が「いわき市土地開発公社会計規程」に基づいて、実施されているかの検証を行った。

③ 監査の結果

(事業原価について)

平成 23 年度までと平成 24 年度以降で契約書に係る印紙代の処理方法が、異なっている。これは将来、市に買戻しをする際に、関連する印紙代は、公有地取得事業費の諸経費として計上した方が、売買代金の内訳を提出する際に、どの契約に関する諸経費かを明瞭するために見直したものである。

平成 22 年度～平成 23 年度：販売費及び一般管理費

平成 24 年度～平成 25 年度：土地原価

平成 24 年度以降の処理方法を変更しているが、原則として会計処理方法を変更する場合は、明確な理由が必要である。また、財務諸表において変更した旨、変更の理由、変更に伴う影響額の記載が必要であるが、記載されていない。なお、契約内容を明瞭化することは、変更の際の正当な理由には該当せず、過去に販売費及び一般管理費として処理した印紙代を修正して事業原価に再計上していないことから、当該変更は継続性の原則に反している。【指摘事項】

土地開発公社経理基準要綱

(財務諸表の作成の基準)

第 2 条第 2 項 前項第 3 号ただし書きの規定により、当該公社が採用する会計処理の原則若しくは手続又は表示の方法について変更が行われた場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を当該財務諸表に注記しなければならない。

(残高証明書の入手について)

金融機関からの残高証明書については、平成 27 年 8 月 26 日付となっていた。「いわき市土地開発公社経理処理マニュアル(総務課の主な年間業務/経理関係)」では、4 月に取引銀行へ残高証明書の発行依頼をすることになっているが、現時点では 4 月には対応されていない。経理処理マニュアルは、土地開発公社の規程ではないが、決算作業を適切に行うという観点から、4 月に取引銀行から残高証明書は入手しておくべきである。【意見】

(残高のない預金口座について)

附属明細書では、東邦銀行平支店に預金口座を開設しているが、残高証明書を入手していない。残高がないことを通帳、前任者からの報告により確認しているとの回答である。今後、当該預金口座を使用するかどうか検討し、使用しない場合は、早急に解約すべきである。なお、使用を継続する場合は、附属明細書の記載を東邦銀行いわき営業部に名称変更するとともに、期末日現在の残高証明書を入手し、確認することが必要である。【意見】

(借入金の返済について)

公有地取得事業「小名浜港背後地整備事業用地取得事業」において、いわき市に土地を 1,635,972 千円で売却しており、平成 26 年度の分割支払額 866,377 千円をいわき市から受領している。当該売却代金を原資に借入金の繰上げ返済を実行しているが、平成 25 年度末の借入金 3 契約のうち、金利の低い 2 契約を先行して返済している。

返済理由については、運転資金等を考慮して、全額償還できる金融機関の借入金の返済をしたという回答であった。当初の借入に関する約定において全額償還できるか否かが制限されていることはあるものの、経済性の観点からは、返済により金利が軽減される方を選択すべきである。借換等柔軟に対応できる金融機関がある可能性もあることから、将来の資金負担を軽減させる検討は必要であった。【意見】

(収入調定書について)

「収入調定書」において、調定No.、伝票No.の記載がない。経理処理マニュアルでは、記載するようになっている。No.の記載がないことについては、以前より伝票の取扱い枚数が大幅に減少しており、処理が簡略化されてしまったとの認識である。今後、経理処理マニュアルに沿って採番するか、経理処理マニュアルを見直す必要がある。【意見】

受取利息の「収入調定書」において、出納員・分任出納員・審査係の押印がない。押印はいわき市会計室にて決裁にあたって押印することになっているが、処理を失念している。【意見】

(支出負担行為何兼支出命令書について)

支出負担行為何兼支出命令書に支出命令No.、伝票No.の記載がない。No.の記載がないことについては、以前より伝票の取扱い枚数が大幅に減少しており、処理が簡略化されてしまったとの認識である。今後、経理処理マニュアルに沿って採番するか、経理処理マニュアルを見直す必要がある。【意見】

(試算表の作成について)

経理処理マニュアルでは日計表、月次試算表を、会計規程第 10 条では試算表を作成することになっているが、現在は作成されていない。【指摘事項】平成 19 年度までは作成されていたようであるが、今後は適正な経理処理が求められる。

「いわき市土地開発公社会計規程」より抜粋

(月次計算)

第 10 条 理事長は、毎月次分について翌月 10 日までに試算表を作成しなければならない。

(決算伝票の起票について)

会計規程第 3 条では、会計処理は伝票により行うことを原則としているが、決算において減価償却費に係る決算伝票を起票していない。【指摘事項】

「いわき市土地開発公社会計規程」より抜粋

(会計処理)

第 3 条 会計処理は、伝票により行うことを原則とし、必要なものについて補助簿を使用する。

(物品管理について)

土地以外の固定資産として、器具備品（耐火金庫）の現物を確認した。

(支払利息の原価算入について)

平成 26 年度に売却した公有地について、売却価額には借入金が完済される平成 28 年度までの支払利息を含めて算定している。一方事業原価については、平成 26 年度までの支払利息までが原価算入されており、対応していない。土地開発公社としては、支払利息は、実

際に支出した期の費用として計上する予定となっている。

このような方法によると、財務諸表において平成 27 年度から平成 28 年度の支払利息のみが計上されることになり、土地取得代金の取得価額（事業原価）として一部計上されないこととなり、期間損益が適切に反映されないことになる。本来は、売却時に将来発生することが確実な事業原価相当額は、計上する必要がある。【意見】

なお、平成 27 年度から平成 28 年度の支払利息は、公有地取得事業費で予算計上し、資本的収入が資本的支出に対して不足する額について、損益勘定留保資金で補てんするとの見解が提示されているが、これは予算上の対応策であるにすぎず、期間損益を適正に表現することにはなっていない。

（使用価値のない角地について）

駐車場の角地に、7.82 m²の使用価値のない土地がある。所有のいきさつは不明であるが、今後の管理業務の維持・対応等を考慮すると、早期の処分を検討すべきである。【意見】

所在地：いわき市内郷綴町七反田 52-33



（開発予定地について）

道路計画の中断で土地開発譲渡が遅れているものが、2 区画ある。今後における道路計画の動向に留意が必要である。

いわき市内郷綴町七反田 11-1 (683.68 m ²)	いわき市内郷綴町七反田 11-2 (173.72 m ²)

(3) 経営管理が適切に行われているか

① 制度

土地開発公社は、組合等登記令に従って、登記を行わなければならない。また、土地開発公社の業務は、規程に沿って行わなければならない。

② 実施した手続き

監査人は、経営管理が適切に行われているかを確認するため、担当部署へのヒアリング及び関連資料の閲覧を行い、書類の整理状況を把握するとともに、運用が適切に実施されてい

るかの検証を行った。

③ 監査の結果

(登記について)

今回の監査に当たり登記簿謄本を入手したが、日付が平成 27 年 8 月 26 日となっていた。平成 27 年 4 月 1 日新任役員(理事)がおり、平成 27 年 4 月 3 日には登記していることから、登記の事実を確認するためにも登記簿謄本は適時に受領しておく必要がある。なお、担当者によれば、本来は役員改選時に登記簿謄本を入手することになっているようである。【意見】

役員名簿によれば、監事が 1 名選任されている。登記簿謄本において確認したところ、監事は登記されていない。担当者が市役所内に照会した結果、監事には代表権がないため登記不要との回答であった。組合等登記令においても、設立登記の際の登記事項でも代表権を有する者の氏名、住所及び資格となっている。しかし公有地の拡大の推進に関する法律第 16 条第 1 項において、監事は役員であること、第 9 項において、土地開発公社と理事との利益が相反する事項については、監事が代表するとなっていることから、監事を登記すべきか否かについては、再度検討する必要がある。【意見】

「組合等登記令」より抜粋

(設立の登記)

第 2 条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

「公有地の拡大の推進に関する法律」より抜粋

(役員及び職員)

第 16 条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

9 土地開発公社と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が土地開発公社を代表する。

(登記事項における目的について)

1. 土地開発公社における定款規定の目的は、以下の通りである。

(目的)

第 1 条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市勢発展に寄与し、もって市民福祉の増進に資することを目的とする。

これに対して登記上の目的等の記載は以下の通りである。

目的

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

ア. 公有地の拡大の推進に関する法律第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に規定する土地

イ. 道路、公園、緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地

ウ. 公営企業の用に供する土地

- エ. 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
 - オ. 観光施設事業の用に供する土地
 - カ. 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - キ. 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - ク. 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために必要な土地
- (2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業（埋立事業に限る）並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと。
- (3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと。
2. 前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。
- (1) 前項第1号の土地の造成（一団の土地に係るものに限る。）又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で、地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと。
 - (2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これに類する業務を行うこと。
3. 公社は、第1項第1号エ及びオに掲げる土地の取得については、地方公共団体の要請を待って行うものとする。

定款の目的は、土地開発公社の設立の目的を謳ったものであり、履歴事項全部証明書に記載の目的については、定款の第19条（業務の範囲）で謳われているため、当定款の目的の記載について変更する予定はない。

（土地造成事業について）

住宅用地土地造成事業として所有している、いわきニュータウンの一部用地 19.1ha（緑地 9.4ha、粗造成地 9.7ha）は、東日本大震災の発生に伴い、平成 23 年 5 月から応急仮設住宅用地として福島県に無償貸与している。今後、仮設住宅が撤去となり、空き地ができることを想定し、現時点から将来の販売計画を計画しておく必要がある。



（公有地取得事業「小名浜港背後地整備事業用地取得事業」の予算計上について）

小名浜港背後地整備事業用地取得事業は平成 22 年 3 月 19 日の公用地等取得事業委託申込書により市の買戻しは平成 28 年度とされ、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 箇年で元金均等償還としていた。

しかし、平成 25 年度に全ての権利者との用地取得を完了したことから、いわき市と平成

26年度に市が買戻すこと、平成26年度から平成32年度までで別途定めた方法により償還することの協議を行い(平成26年5月2日26都復第41号 公共用地等取得事業委託に係る償還方法の変更について(協議))、平成26年5月9日に変更契約書を締結し、6月4日に土地売買仮契約書を締結している。

平成26年度当初予算は平成26年3月19日の土地開発公社理事会で議決している。平成26年度860百万円、平成28年度776百万円で分割して売却すると想定し、予定損益計算書の事業収益を860百万円計上していた。しかし、実際の売買代金は1,635百万円であり平成26年度の事業収益が大幅に増加した。

買戻し額の補正は、復興交付金の確定に伴い2ヶ年分一括契約になったとすることを理由としているが、公共用地等取得事業委託書(平成22年3月31日 21土地公第26号)においても市の買戻しは平成28年度の一括であったことから、分割して売却することは想定していないものと思われる。償還財源による収支取引と土地売買取引の損益取引を明確にして予算を策定すべきである。【指摘事項】

第3章 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1 現状分析

今回、監査の対象とした外郭団体において、定款、決裁、規程、財務諸表等に関する現状は以下の通りである。

種別	法人名	公告	決裁状況	規程の整合性	財務諸表				附属明細書	財産目録	賞与引当金
					貸借対照表	正味財産増減計算書	重要な会計方針	注記事項			
公益財団法人	いわき市国際交流協会	○	×	×			○	×		×	×
	いわき市社会福祉施設事業団	○	×		×	×	×			×	×
	いわき市潮学生寮	×	×		×	×	○			×	×
	いわき市教育文化事業団	○	×		×		○	×			×
一般財団法人	いわき市勤労者福祉サービスセンター	○	×	×	×		×	×	×	×	×
	いわき市公園緑地観光公社	○	×				×				×
	いわき市土地開発公社						×		×		

各団体を調査した際に、対応が図られている部分については○、現時点で対応が不十分と思われる部分については×と表記している。空欄については、事実関係を確認できていない、又は対象外項目である。

2 担当部署の役割

平成27年4月1日現在のいわき市外郭団体と担当部署は以下の通りである。

No.	団体名称	設立年月日	担当部署		出資
1	常磐湯本温泉(株)	昭和51年3月10日	財政部	管財課	30
2	公益財団法人 いわき市国際交流協会	平成4年3月26日	市民協働部	市民協働課	100
3	一般財団法人 福島県いわき処分場保全センター	昭和54年1月4日	生活環境部	環境企画課	27
4	公益財団法人 いわき市社会福祉施設事業団	昭和57年4月1日	保健福祉部	保健福祉課	100
5	社会福祉法人 いわき市社会福祉協議会	昭和43年3月30日			-
6	公益社団法人 いわき市シルバー人材センター	昭和56年3月24日		長寿介護課	-
7	(株) いわきの里鬼ヶ城	平成6年11月1日	農林水産部	農政課	52
8	いわき市森林組合	昭和45年4月10日		林務課	30
9	職業訓練法人 いわき情報処理開発財団	平成2年8月23日	商工観光部	商工労政課	26
10	一般財団法人 いわき市勤労者福祉サービスセンター	平成13年4月1日			100
11	公益社団法人 いわき産学官ネットワーク協会	平成18年5月18日		産業・港湾振興課	-
12	一般財団法人 いわき市産業振興公社	昭和59年3月31日		観光振興課	40
13	(株) いわき市観光物産センター	平成6年9月16日			33
14	一般社団法人 いわき観光まちづくりビューロー	平成15年4月1日			-
15	一般財団法人 いわき勤労福祉事業団	昭和50年6月18日			50
16	いわき市土地開発公社	昭和49年4月1日	都市建設部	都市計画課	100
17	(株) いわきニュータウンセンター	平成3年3月1日		28	
18	一般財団法人 いわき市公園緑地観光公社	平成15年4月1日		公園緑地課	100
19	公益財団法人 いわき市潮学生寮	昭和34年1月14日	教育委員会	教育政策課	100
20	公益財団法人 いわき市教育文化事業団	昭和53年4月1日		文化・スポーツ課	100

担当部署は、日常の経理処理業務や財務諸表の作成、各団体からの要望や補助金等の申請、各種の情報提供を行っている。今回の監査の過程で、上記 1. 現状分析において、各団体に共通する問題点、特定の団体のみが対応できている状況である。本来、いわき市が 100%出資している団体については、担当部署の役割は非常に重要である。なお、出資割合が低い場合であっても、担当部署の役割が軽減されるものではない。

現状において、担当部署と各団体の縦の繋がりはあるものの、問題点を共有し、解決するための対策を講じるためには、横の繋がりを、情報の共有が重要となる。今後は、いわき市全体として外郭団体に対する管理強化を図るとともに、指導監督機能も発揮する必要がある。

3 参考：決裁文書

今回の監査の実施過程において、対象とした外郭団体の担当者から起案書等の記載について十分な説明を受けることができなかった。各外郭団体の起案書は、いわき市が作成した書式を参考に活用しているため、下記にいわき市の起案書作成要領を参考までに添付する。今後の決裁において参考にされたい。

起 案 書 (急・秘)

決裁区分						保存分類 年 ② ~ ~
①						ファイル名
						③
						起 案 ④平成 年 月 日
						施行予定 ⑤平成 年 月 日
						決 裁 ⑥平成 年 月 日
起案者所属	課 係			施行上の注意		施 行 ⑦平成 年 月 日
⑪	(電)			⑫		完 結 ⑧平成 年 月 日
職 氏名						文書の記号・番号
						⑨
統括主幹	文書取扱 責任者	審査	浄書	公印	施行	発送区分
	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑩
あて先						発信者名
⑱						⑲
件 名	⑳					
このことについて、次のとおり してよいでしょうか。						

《起案書の様式についての説明》

- ① 決裁区分
職務権限規程の定めるところにより決裁者を決定し、表示する。
- ② 保存分類
文書保存年限表の定めるところにより、保存年限及び分類記号を記入する。
- ③ ファイル名
簿冊名（文書管理システムでは簿冊を「ファイル」と呼ぶ。）を記入する。
- ④ 起案
起案を完了した年月日を起案者が記入する。
- ⑤ 施行予定
施行するのに適切な年月日を記入する。
- ⑥ 決裁
決裁者の決裁を受けた年月日を記入する。他の部課に合議するものは、合議が終了した年月日を記入する。
- ⑦ 施行
浄書、公印の押印及び発送の手続きを終了した年月日（施行文書の日付と一致する。）を施行手続きをとる者が記入する。
- ⑧ 完結
処理の終了した年月日を記入する。
- ⑨ 文書の記号・番号
文書の記号は、年度に相当する数字の次に、文書等管理規程別表第1に定める記号を記入する。番号は起案が收受文書に基づく場合は、その收受文書の收受番号を記入し、新たに番号を起こす必要のあるものについては、文書取扱責任者から各課等の番号を取得して記入する。
- ⑩ 発送区分
郵送など発送の方法を記入する。
- ⑪ 起案者欄
文書を起案した者が、所属課、係、内線番号、職、氏名を記入する。
- ⑫ 施行上の注意
公印省略など文書の施行について、特に必要な事項を記入する。
- ⑬ 文書取扱責任者
決裁を受ける前に所定の審査を行った後、主務課の文書取扱責任者の認印を押す。
- ⑭ 審査
所定の審査を行った文書係員の認印を押す。
- ⑮ 浄書
文書を浄書した者の認印を押す。
- ⑯ 公印
公印を押す必要がある文書に公印を押したときは、その公印取扱者（総務課文書係）の認印を押す。

- ⑰ 施行
施行手続きを行った者の認印を押す。
- ⑱ あて先
文書で施行を要する事案は、相手の団体名、氏名を記入する。あて先が多数となる場合は、主体となる相手方のみを記載し、あて先の次に「ほか○」の文字を付け、相手方一覧を添付する。
- ⑲ 発信者名
委任のある場合を除き、市長とする。ただし、対内文書の場合は、それぞれ副市長、部長、課長等とする。
- ⑳ 件名
起案文の内容が一見して分かるように付ける。件名の末尾には、かっこ書きで（通知）、（依頼）などその文書の種類等を示す言葉を書く